

2-3.道路

道路の主な整備箇所

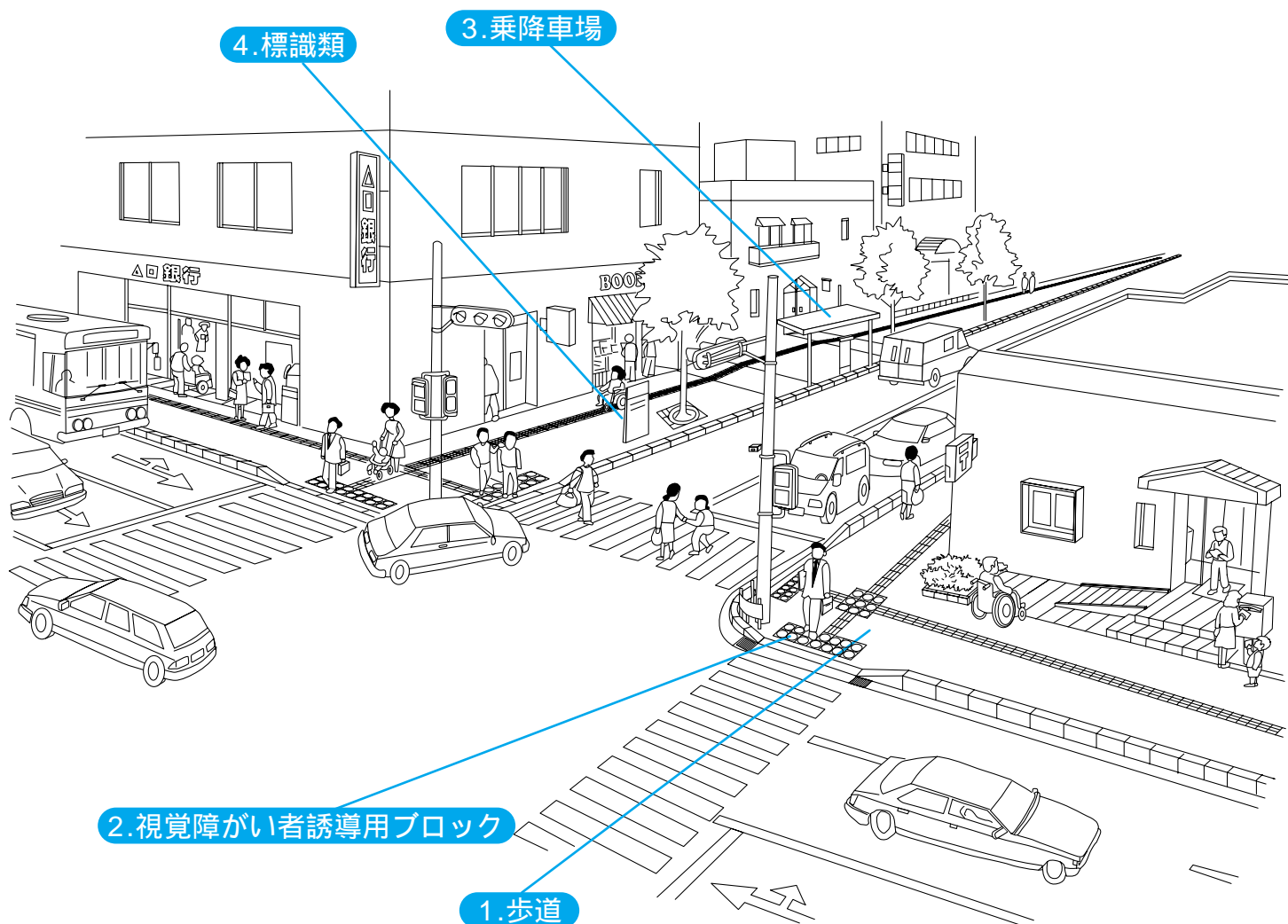
道路の新設及び拡幅整備は、沿道の土地の形状その他により制約を受ける場合を除き、**バリアフリー法第10条第1項に規定される「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第116号)」**で定められた基準を適用します。

既存道路の改修は、整備基準に適合するよう努めます。

バリアフリー法第2条9号に定める特定道路の新設または改修は、上記にかかわらず、**バリアフリー法第10条第1項に規定される「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第116号)」**で定められた基準に適合させなければなりません。

整備にあたっては、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」を参照してください。

臨港地区内の道路及び橋りょう(道路橋に限る)についても本編の内容に沿います。



* 整備基準(条例第25条第1項,施行規則第5条第1項,別表第2)

整備基準とは、すべての人が自らの意思で自由に行動し、積極的に社会参加ができるような施設整備を促進するために、高齢者、障がい者等(妊産婦その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける人を含む)が、対象施設を安全かつ円滑に利用できるようにするための公共的利用部分の構造及び設備に関する具体的な基準です。

1.歩道

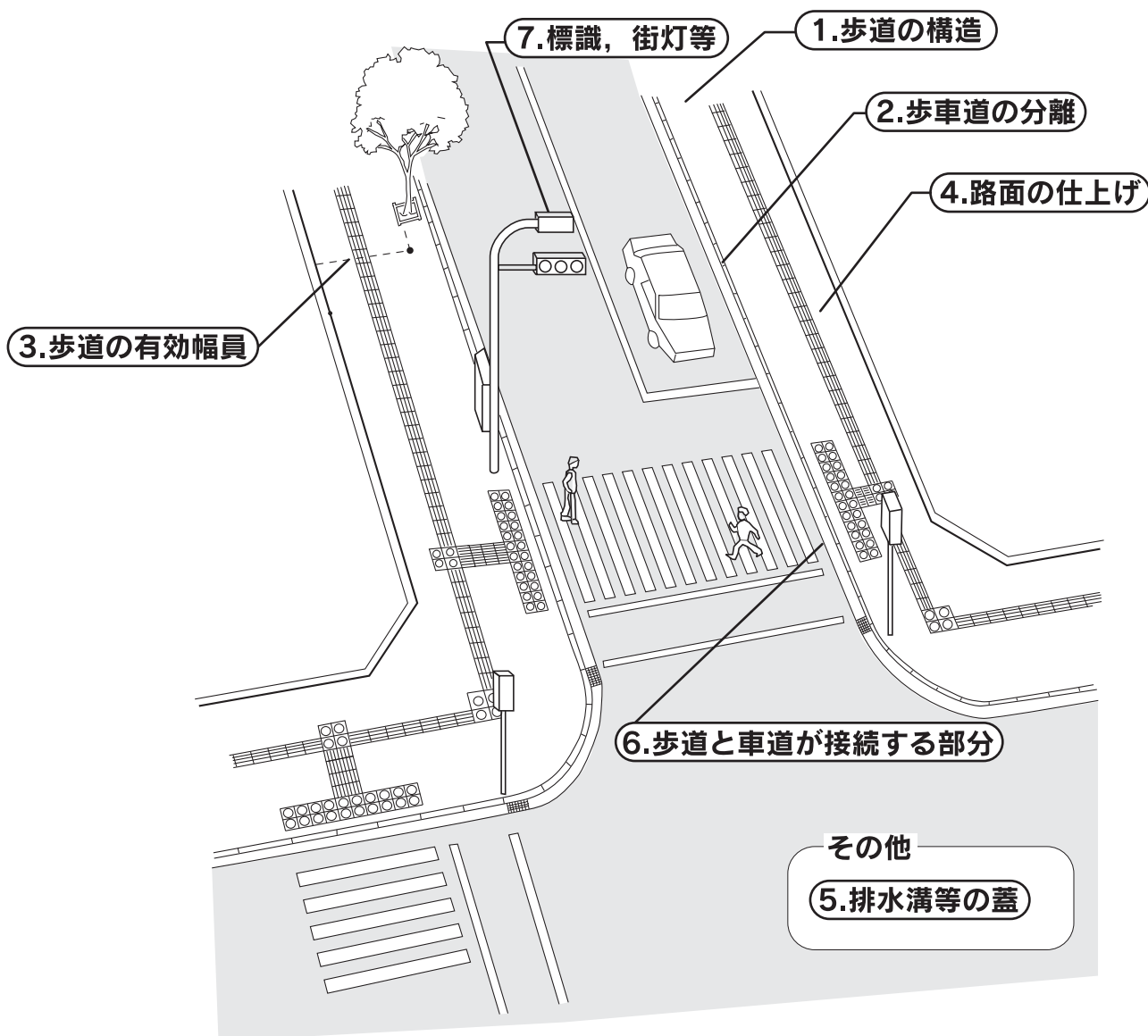
基本的な考え方

歩道は、車道と分離し、歩行者が支障なく通行できるように有効幅員や歩道と車道の段差、排水施設の設置位置等に配慮する必要があります。

設計のポイント

- 歩行者の安全を確保するために歩道と車道は分離し、その区分は縁石、ガードレール等で明確にする必要があります。
- 標識柱や街灯柱等の設置位置に配慮し歩道の有効幅員を確保することが必要です。

整備項目



整備の対象 | 歩道を対象とします。

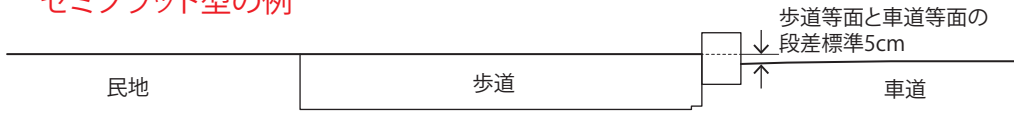
1. 歩道の構造

[整/1(1)]

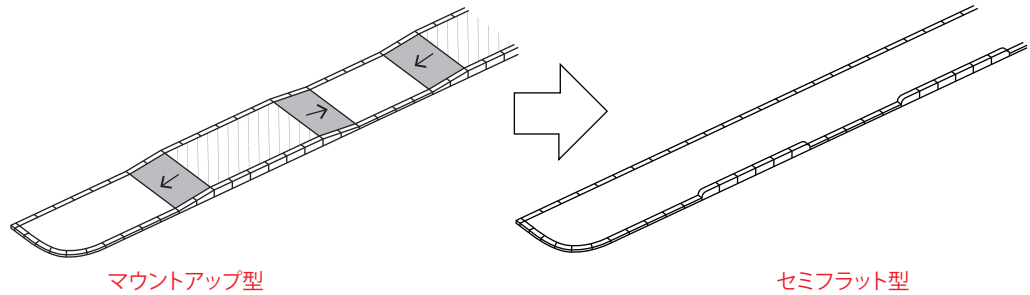
○歩道は原則としてセミフラット型とします。

原則

セミフラット型の例



セミフラット型で波打ちを解消した例
(車両乗り入れ部などの間隔が狭い場合)



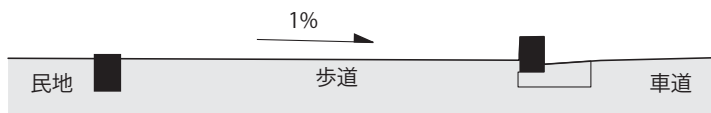
[図面中、信号機、視覚障がい者誘導用ブロックは省略している]

歩道構造形式の例

	形式	定義
フラット構造	フラット(フルフラット)型 	歩道等面と車道等面の高さが同一で、縁石により歩道と車道を分離する歩道構造。
	セミフラット型 	歩道等面が車道等面より高く、縁石天端の高さが歩道等面より高い歩道構造。
マウントアップ構造	マウントアップ型 	歩道等面と縁石天端の高さが同一である歩道構造。

◇歩道等の横断こう配は、1%以下とします。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2%以下とすることができます。

横断こう配の例



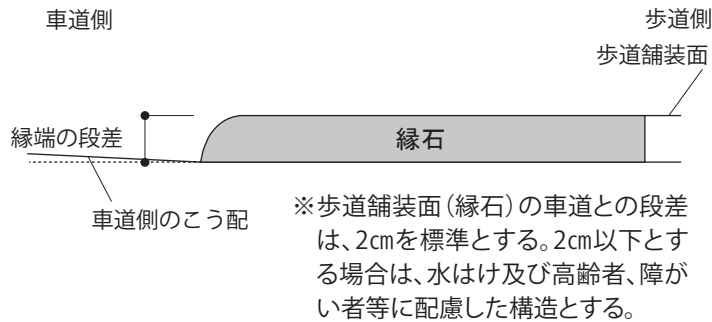
* 車いす使用者にとって横断こう配が大きいと、車いすがまっすぐに進みにくくなり大変不便です。

○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

(3) 道路 「歩道と車道(歩行部)の段差の図版を充実(抜粋)」

◇縁石は、車いす使用者の通行に配慮して、縁端部分に丸みをもたせます。

縁端構造の例



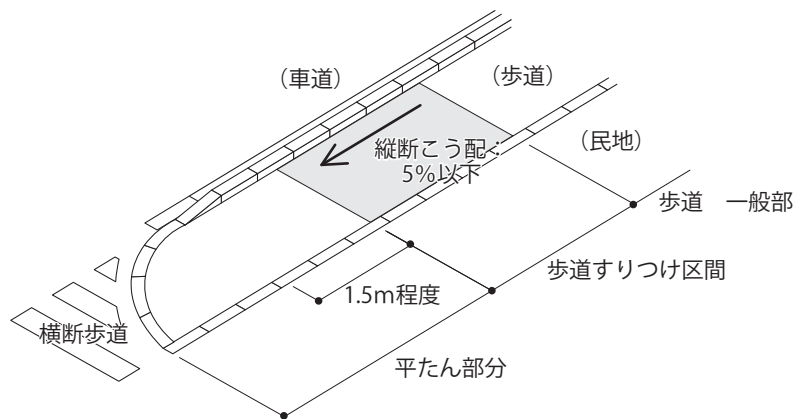
*車いすやベビーカーにとっては、段差がない方が便利ですが、視覚障がい者が歩車道の境界を感知するには2cm程度の段差が必要です。
 ※また、道路構造令においても車道との段差については、「車道と歩道とは縁石等の工作物で区画するものとし、その段差は2cmを標準とする」とされています。

縁端構造については、「道路の移動円滑化整備ガイドライン」のP66「(2)望ましい縁端構造の採用」を参照してください。

セミフラット型

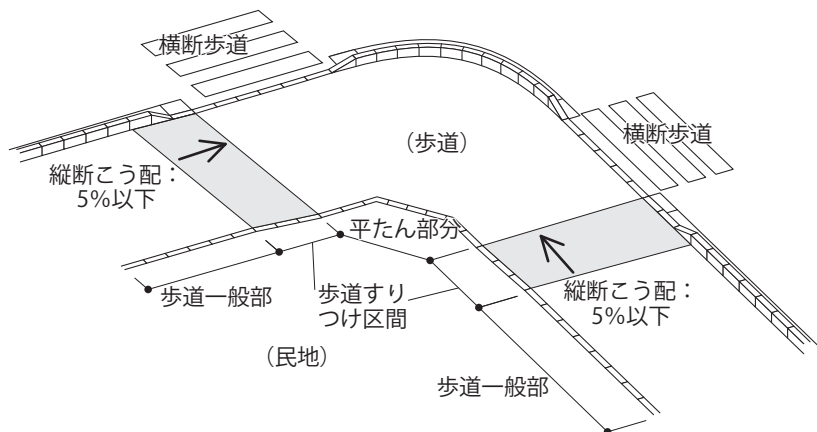
【横断歩道接続部等においてすりつけがある場合】
 セミフラット型の横断歩道接続部等における構造の例

[既存の図] →



セミフラット型の横断歩道接続部等における構造の例
 (交差点部)

[既存の図] →



交差点部は必要に応じて車止め等を設置します

○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

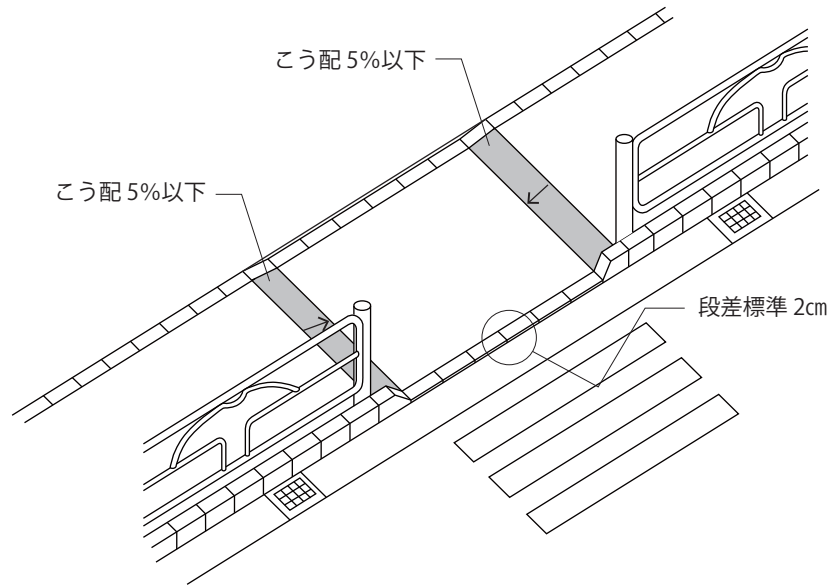
<現行マニュアルp226~①>

(3)道路 「歩道と車道(歩行部)の段差の図版を充実(抜粋)」

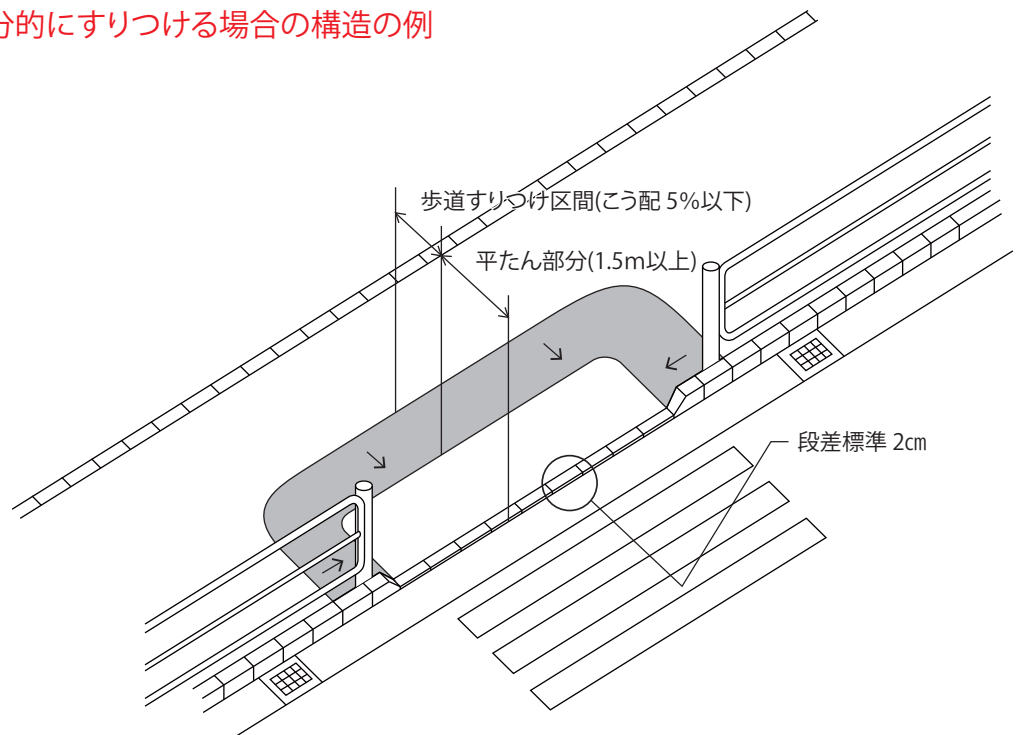
【交差点以外に横断歩道がある場合においてすりつけがある場合】

横断歩道を利用する人の待機場所の確保を図ること
歩道を直進する人に配慮し、横断こう配の変化が少ない構造とすること。

歩道全幅員ですりつける場合の構造の例



部分的にすりつける場合の構造の例



○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

<現行マニュアルp226~②>

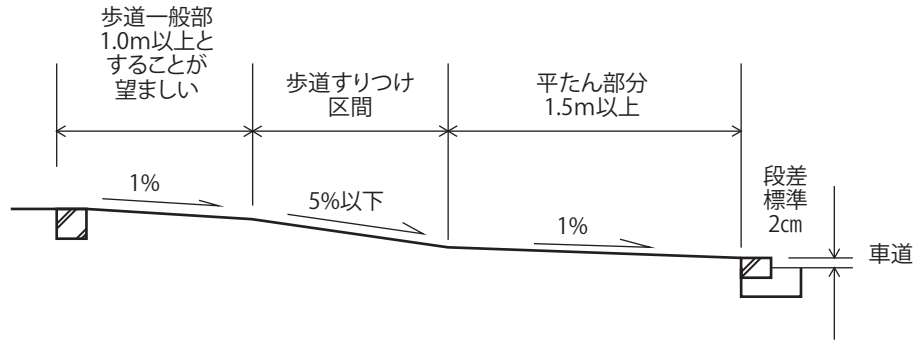
マウントアップ型などの場合

【歩道の段差改良工夫例】

横断歩道を利用する人の待機場所の確保を図ること

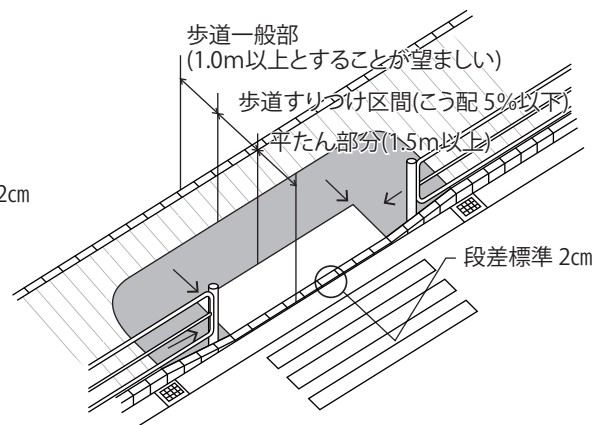
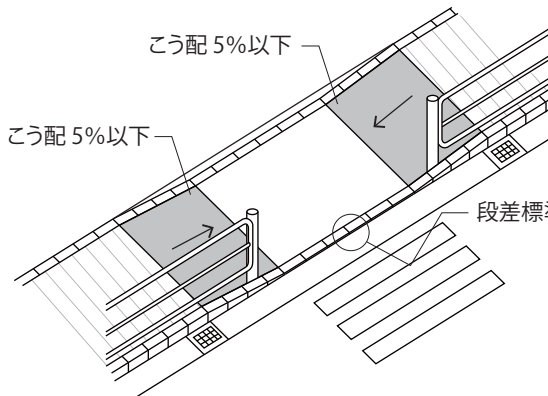
歩道を直進する人に配慮し、横断こう配の変化が少ない構造とすること

歩行者等横断箇所の切り下げ部の構造の例



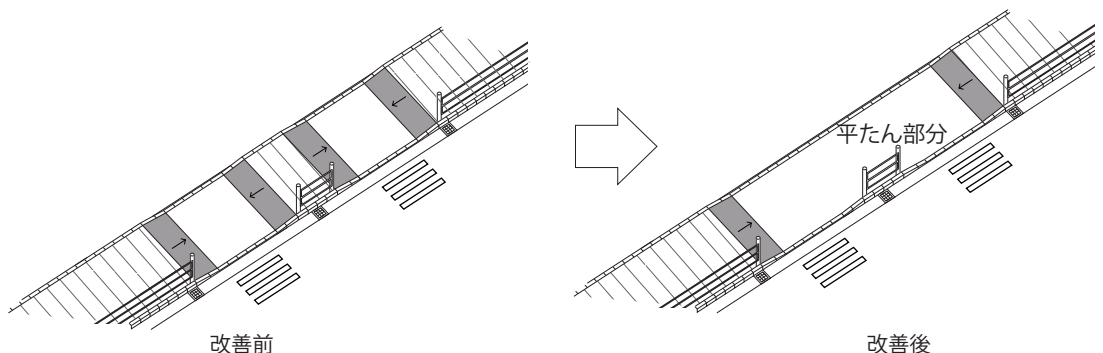
歩道全幅員ですりつける場合の構造の例

部分的にすりつける場合の構造の例



切り下げ部が近接する歩道の波打ちを解消した例

切り下げ部が近接する場合は、歩道を直進する方向へ配慮し、横断勾配の変化が少ない構造とすること



○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

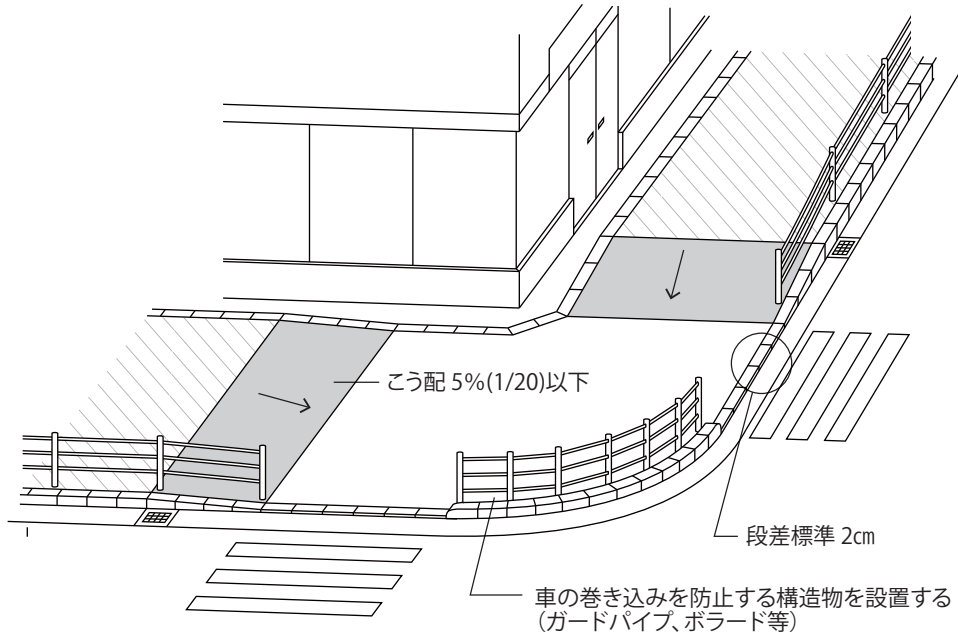
(3)道路 「歩道と車道(歩行部)の段差の図版を充実(抜粋)」

【交差点の横断歩道接続部等においてすりつけがある場合】

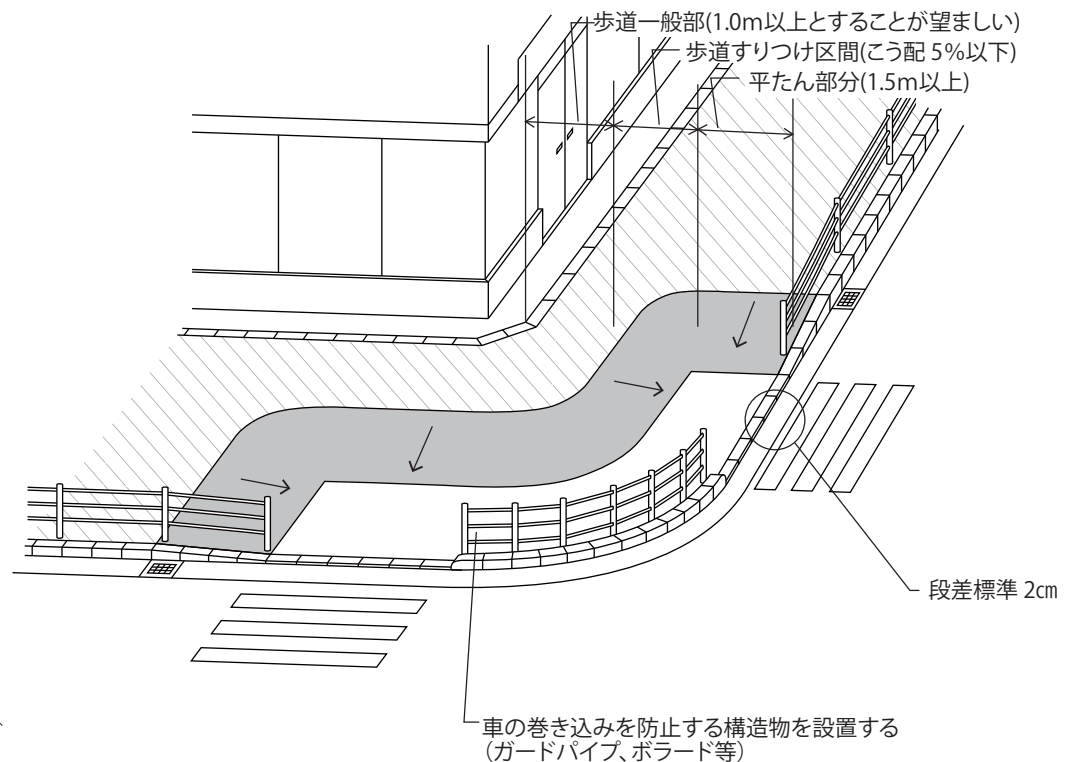
横断歩道を利用する人の待機場所の確保を図ること

歩道を直進する人に配慮し、横断勾配の変化が少ない構造とすること

歩道全幅員ですりつける場合の構造の例



部分的にすりつける場合の構造の例



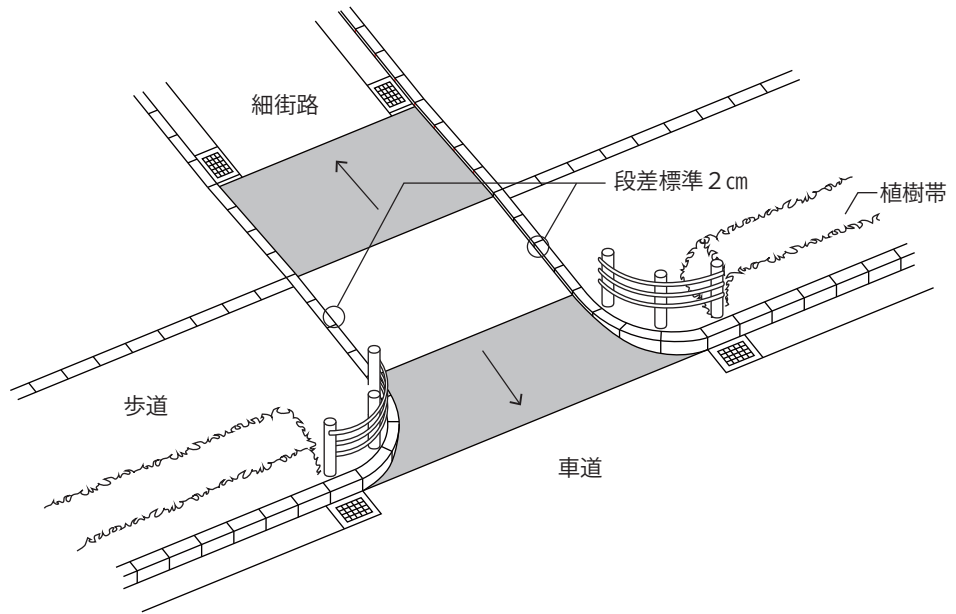
○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

<現行マニュアルp226~④>

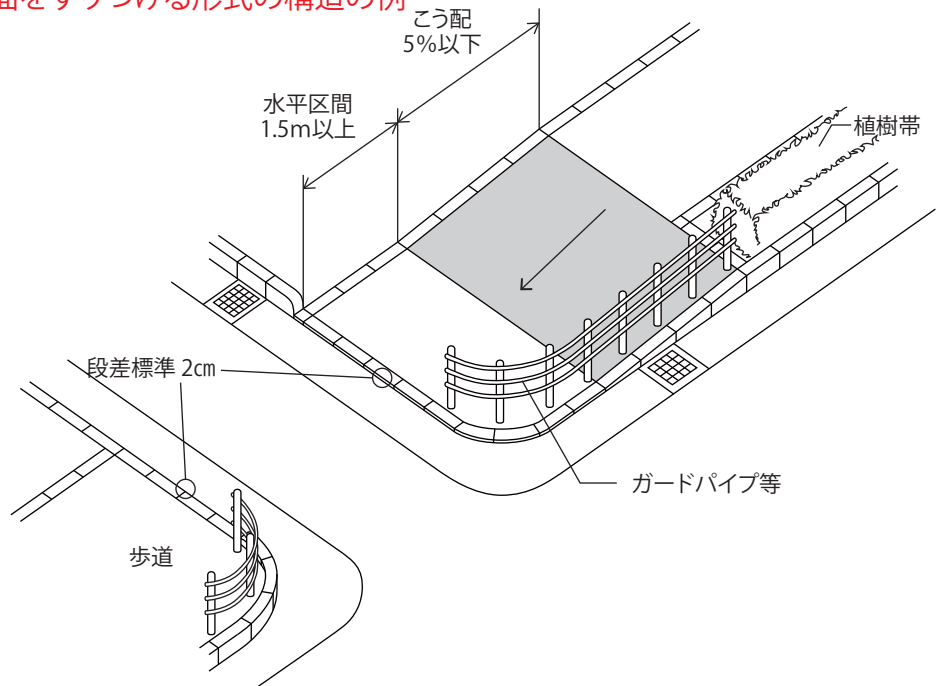
(3) 道路 「歩道と車道(歩行部)の段差の図版を充実(抜粋)」

【横断歩道が設置されていない、幅員の狭い細街路と交差する場合】

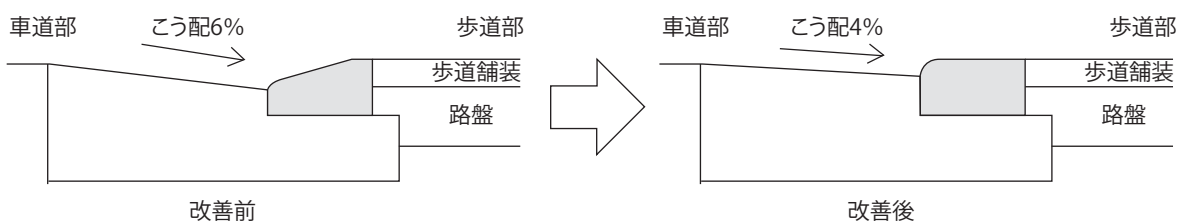
細街路の路面排水や交通量、民地の状況などを考慮した構造とすること
細街路の路面を歩道の高さ近くまで持ち上げる形式の構造の例



歩道面をすりつける形式の構造の例



L型側溝と歩道(歩行者横断部)の改善例



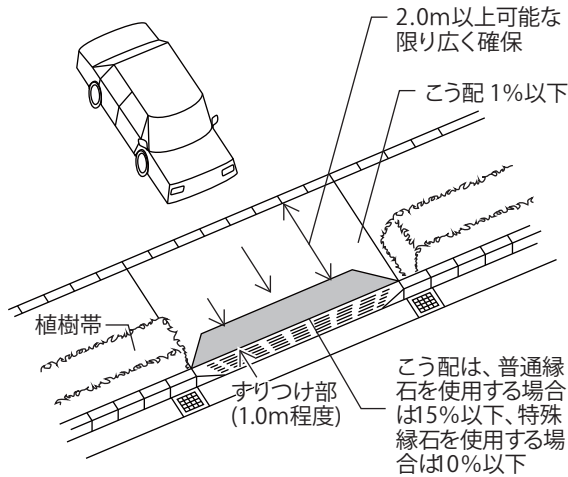
○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

<現行マニュアルp226~⑤>

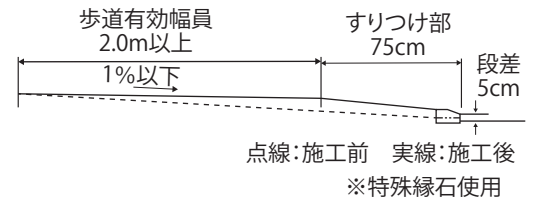
(3)道路 「歩道と車道(歩行部)の段差の図版を充実(抜粋)」

【車両乗り入れ部の場合】

平坦部を2.0m以上確保できる場合の構造の例



歩道段差15cmの場合の構造例

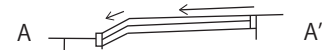
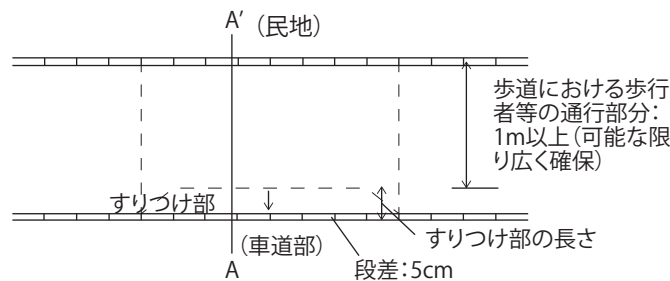


平坦部を2.0m以上確保できない場合の構造の例

歩道面には、車いす使用者等の安全な通行を考慮して、原則として1m以上の平坦部分を連続して設けるものとする。平坦部分における歩道の横断こう配は、雨水等の適切な排水を勘案して、2%を標準とし、透水性舗装等を行った場合は、1%以下とする。なお、縦断こう配を設けることにより、雨水等を適切に排水できる箇所には、横断こう配は設けないこととする。

歩道面と車道面との高低差が15cm以下の場合の構造の例

- ・歩道における歩行者等の通行部分は1m以上を確保する。
- ・すりつけ部の長さは75cmとすることを標準とする。

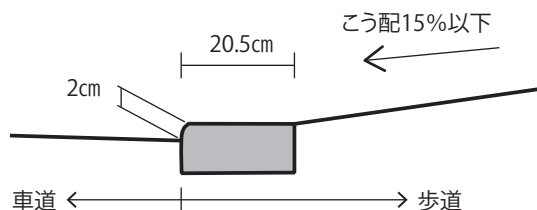


歩道面と車道面との高低差が15cmを超える等の場合の構造の例

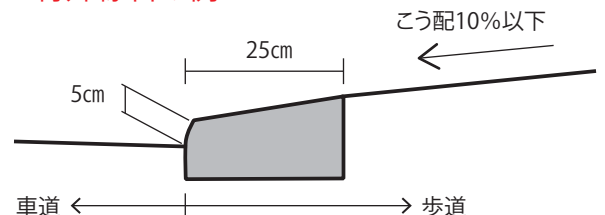
- ・すりつけ部の勾配は15%以下(特殊縁石を使用する場合は10%以下)とする。
- ・歩道における歩行者等の通行部分は1m以上確保する。

【車両乗り入れ部における縁石の場合】

普通縁石の例

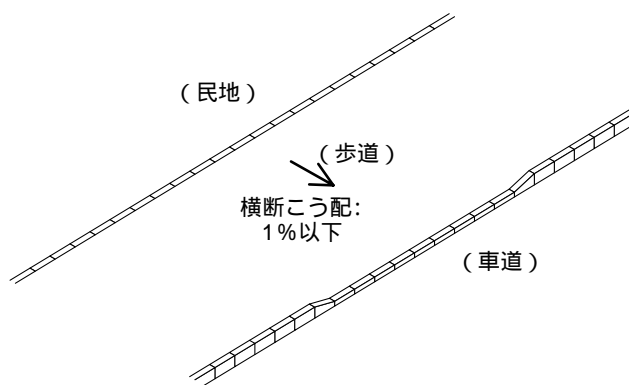


特殊縁石の例

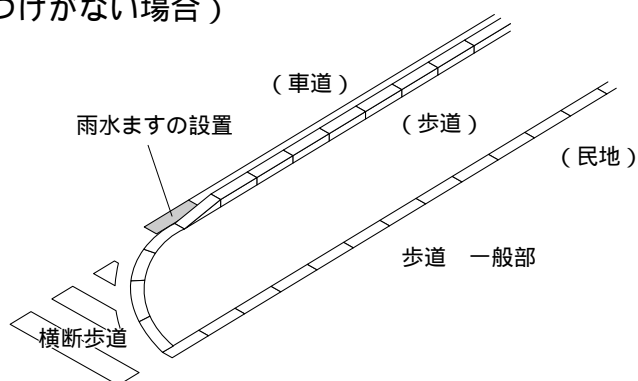


○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

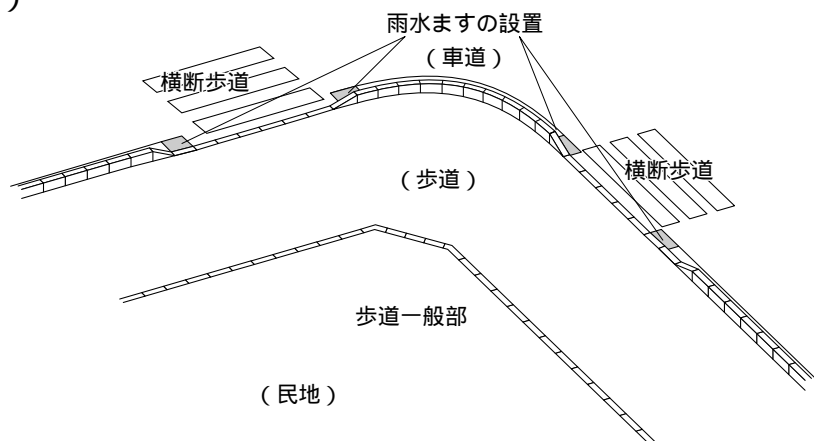
セミフラット型の車両乗入れ部の構造



【縁石の構造により横断歩道接続部等においてすりつけ区間が必要ない場合】
 セミフラット型の横断歩道接続部等における構造
 (歩道すりつけがない場合)



セミフラット型の横断歩道接続部等における構造
 (交差点部)



交差点部は必要に応じて車止め等を設置します

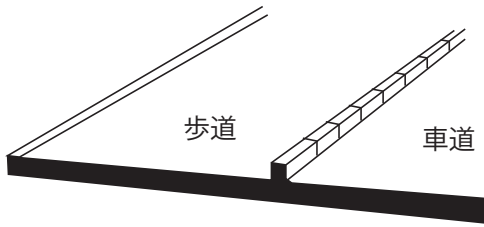
2. 歩車道の分離

[整/1(2)]

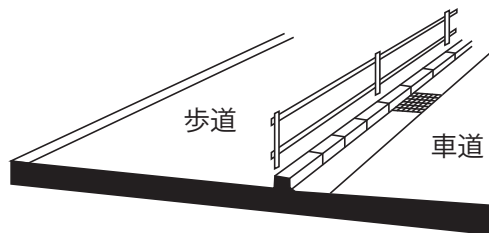
○歩道と車道は、構造上明確に分離します。

◇歩道等を設ける道路にあつては、歩道等は車道部と区分を明確にするため、物理的に分離した構造とします。

縁石で分離する例



縁石と防護柵で分離する例



*縁石は、歩道と車道を物理的に分離し、かつ明示することを主目的としており、歩道構造を設けるにあつての一般的構造物のことです。防護柵は、交通安全施設であり、車両の路外逸脱防止(車両用防護柵)及び歩行者等の横断・転落防止(歩行者自転車用柵)を主目的(「防護柵の設置基準」の通り)としており、交通安全対策に実効的な機能を有するものです。なお、防護柵は、その機能と共に縁石のもつ機能を兼ね備えたものです。

3. 歩道の有効幅員

[整/1(3)]

○歩道の有効幅員は、原則として2.0m以上とします。

◇幅員の狭い道路において2.0mの有効幅員の歩道を確保することが困難な箇所等やむを得ない場合は、極力歩行空間を確保するよう努めます。

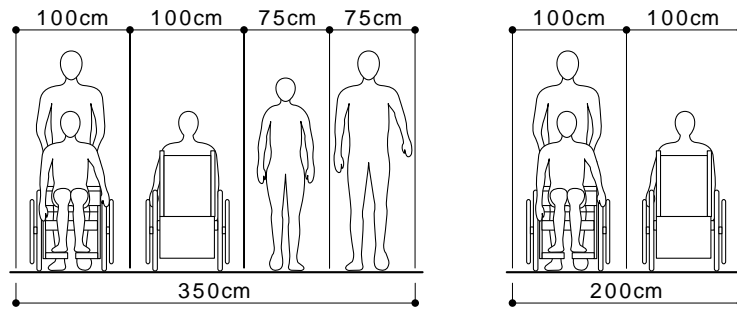
◆歩行者の交通量の多い歩道においては3.5m,その他の歩道においては2.0m,歩行者の交通量が多い自転車歩行者道においては4.0m,その他自転車歩行者道においては3.0mをそれぞれ最小値として,それ以上の幅員を確保します。

◇有効幅員はできるだけ連続して幅広く確保するとともに,植樹ますや車止め等は通行の支障とならないよう設置することが望まれます。

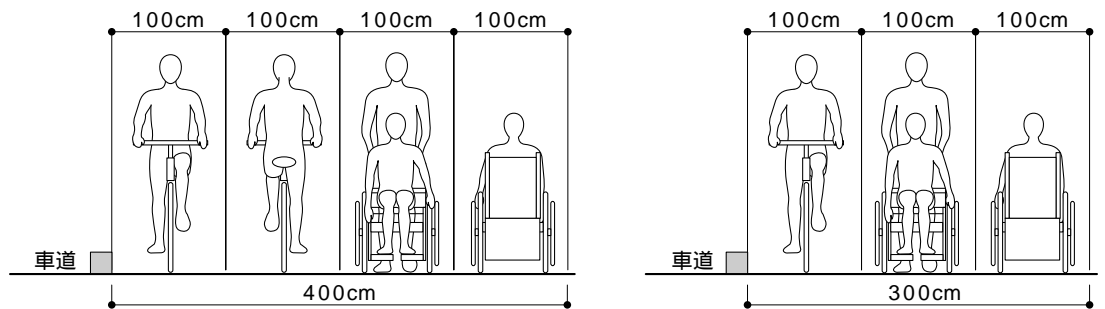
◇道路附属物, 占用物等により歩道の有効幅員や建築限界が狭められないように配慮します。

◇植樹は, 有効幅員の確保と緑化推進の見地から, 樹種の選定や設置方法を工夫しながら施工します。

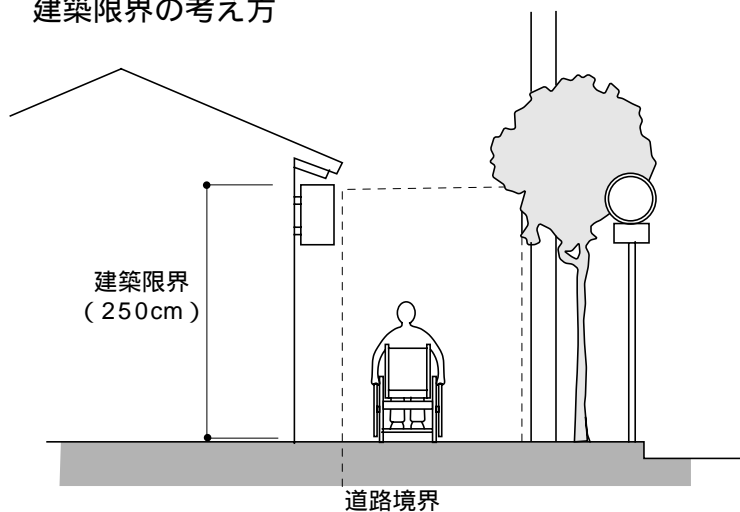
歩道の幅員の考え方



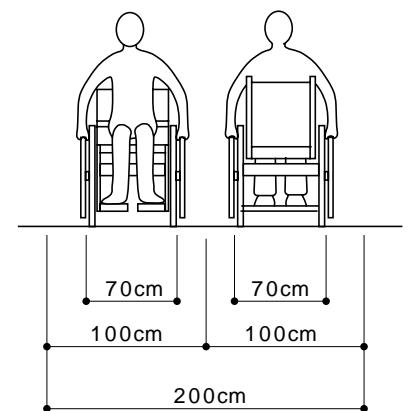
自転車歩行者道の幅員の考え方



建築限界の考え方



車いす同士のすれ違い



*「建築限界(250cm)」とは、道路の上で歩行者等の交通の安全を確保するために、ある一定の幅、一定の高さの範囲内には障害となるような物を置いてはいけないという、空間確保のための限界です。

4. 路面の仕上げ

[整/1(4)]

路面は平たんで滑りにくく、水はけのよい仕上げとします。

歩道の修景等を実施する場合には、舗装材料の選択や目地に十分配慮します。

路面が滑らなすぎるのも、つまづく原因となる場合もあるので、舗装材料の選択には十分配慮します。

歩道に占用しているマンホール等の蓋についても、平たん性の確保とともに、歩行性の良い材料を選択することが望まれます。

水たまりができると、歩きにくいだけでなく歩行の障害ともなるので、施工には十分配慮することが望まれます。

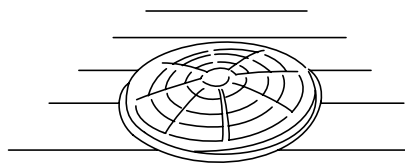
*「路面は平たん」とするのは、連続する凹凸が車いすやベビーカーの通行に不快な振動を与えないためです。

*「舗装材料の選択や目地に十分配慮」とは、高齢者や障がい者等にとっては、わずかな凹凸や段差がつまずきや転倒の原因になるためです。

*「舗装材料の選択」に配慮するのは、特に天然石や磁器タイル等は雨などで濡れると滑りやすくなるためです。

*「施工には十分配慮」とは、例えば、必要な箇所に透水性のある舗装材料を使用することが考えられます。

平たん性を阻害する要因の例

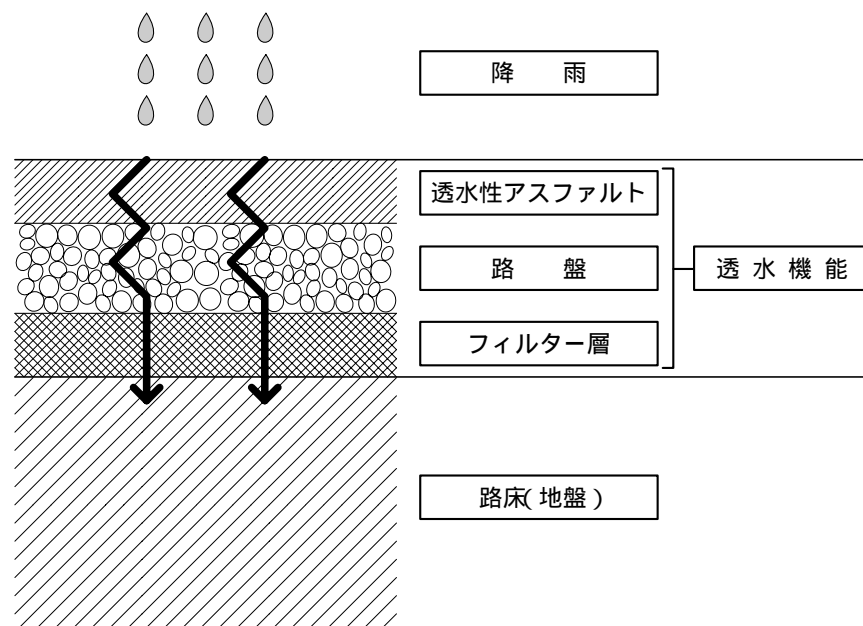


マンホールの蓋のはずれ

歩道の舗装は原則として透水性舗装とします。

*透水性舗装は、降雨時の路面排水が速く、水溜まりができず滑りにくいので、安全で快適に歩行できます。

透水性舗装の仕組み



- ・空隙が比較的大きい
- ・雨水が地盤まで浸透することにより舗装面を流出する水量が減少

：整備基準 ：整備が必要な事項 ：配慮が望まれる事項 *：語句の解説等

5. 排水溝等の蓋

[整/1(5)]

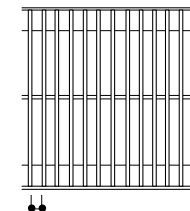
歩道に設ける排水溝等の蓋は、車いすの車輪、杖等が落ち込まない形状とします。

排水溝の蓋として、グレーチングを使用する場合は、杖使用者に配慮して、隙間の小さい細目(10mm程度)を採用することが望まれます。

排水溝の蓋として、グレーチングを使用する場合は、雨天時等でも滑りにくい構造のものを採用することが望まれます。

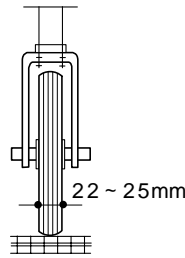
* 車いすの車輪や杖のほかベビーカーの車輪についても落ち込まない形状とします。

蓋構造の例(平面)



10mm程度

車いすの車輪(前輪)



22~25mm

6. 歩道と車道が 接続する部分

[整/1(7)]

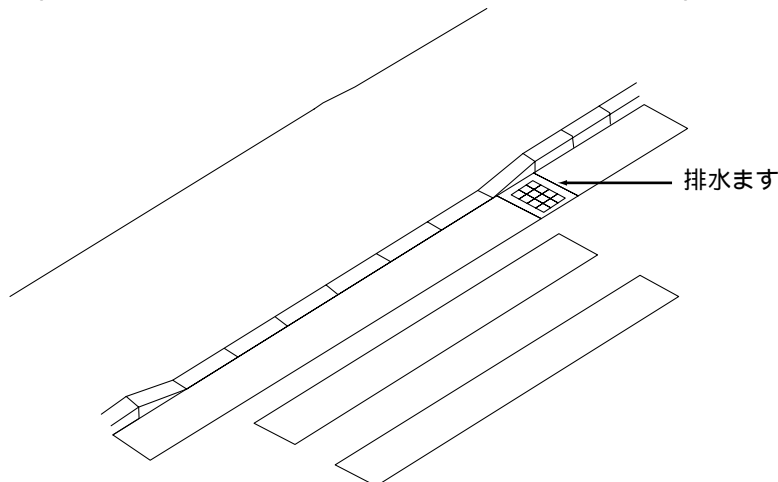
歩道と車道が接する部分で歩行者が通行する部分には、排水ますを設けないよう配慮します。

排水ますの蓋は、車いすなどの車輪や白杖の先が落ち込まないものとし、安全のため歩行者動線上に設けないようにします。

* 車いすやベビーカーにとっては、段差がない方が便利ですが、視覚障がい者が歩車道の境界を感知するには2cm程度の段差が必要です。また、道路構造令においても車道との段差については、「車道と歩道とは縁石等の工作物で区画するものとし、その段差は2cmを標準とする」とされています。

歩道と車道の接続部分の例

(図中、視覚障がい者誘導用ブロックは省略しています)

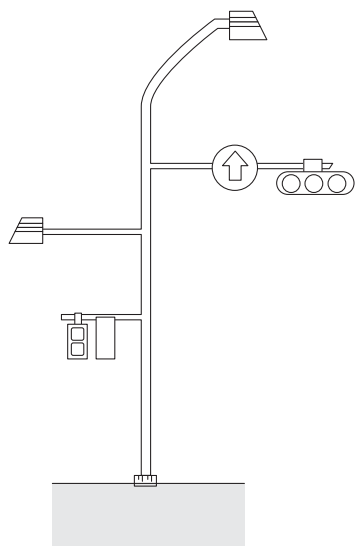


7. 標識, 街灯等

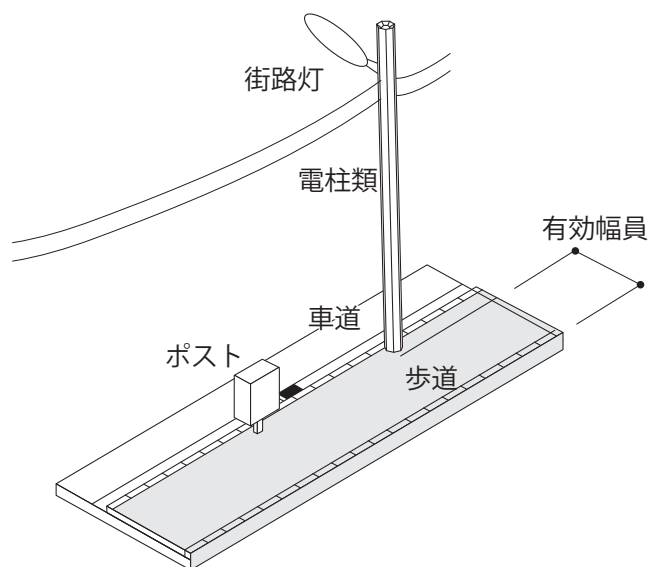
◇歩道に標識, 街灯等を設ける場合は整理統合に努め, 設置位置に配慮する等, 歩道の有効幅員を広く確保します。

- * 標識, 街灯等が乱立する場合は, 可能な限り既設柱に共架します。
- * 歩行者の通行動線上には, 可能な限り道路附属物を設置しないようにします。
- * 道路占用物についても, 歩道の有効幅員を広く確保するよう, 道路附属物と同様な取り扱いとします。
- * 福岡市が管理する道路に設置する道路照明灯の適正な配置や維持管理については, 「福岡市道路照明灯整備基準(福岡市道路下水道局制定)」に準拠してください。

整理統合の例



歩道の有効幅員の確保



2. 視覚障がい者誘導用ブロック

基本的な考え方

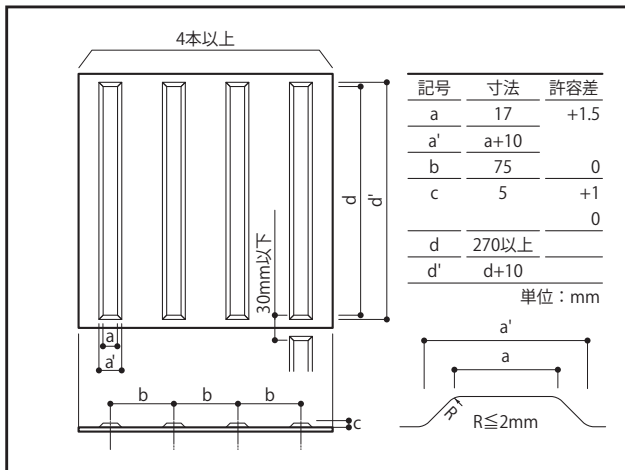
視覚障がい者誘導用ブロックは、方向の誘導や危険回避のための有効な手段です。視覚障がい者が多く利用する歩道上に周囲の状況等を考慮しながら、視覚障がい者が容易に確認でき、わかりやすい方法で敷設することが必要です。

設計のポイント

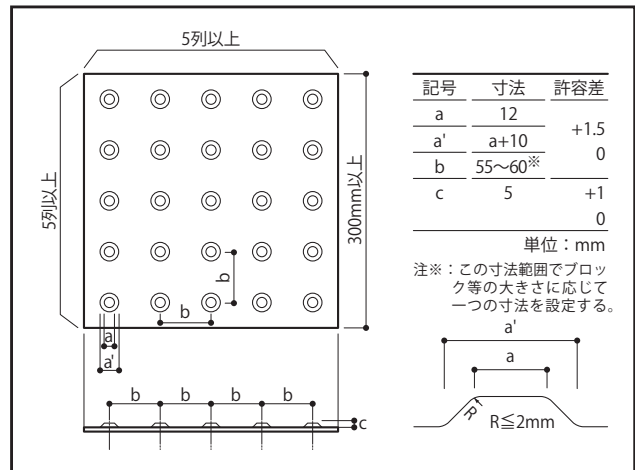
- 視覚障がい者誘導用ブロックは、歩道（自転車歩行者道、横断歩道の途中にある中央分離帯を含む）上の周囲に障害物のない位置に連続的に設置します。

整備項目

線状ブロック



点状ブロック



整備の対象 | □歩道等に設ける視覚障がい者誘導用ブロックを対象とします。

1. 色

[整/2]

○色は原則として黄色とします。

◇色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比又は明度差を確保することにより当該ブロック部分を容易に識別できる色とします。

*色については、弱視者に配慮して「原則として黄色とする」ことを求めています。これは、黄色が「目立ちやすく慣習化している」と判断しているためであり、周囲の床材と色の対比を大きくすることが有効です。

2. 形状・寸法等

◇形状・寸法については、JIS T9251に合わせたものとします。

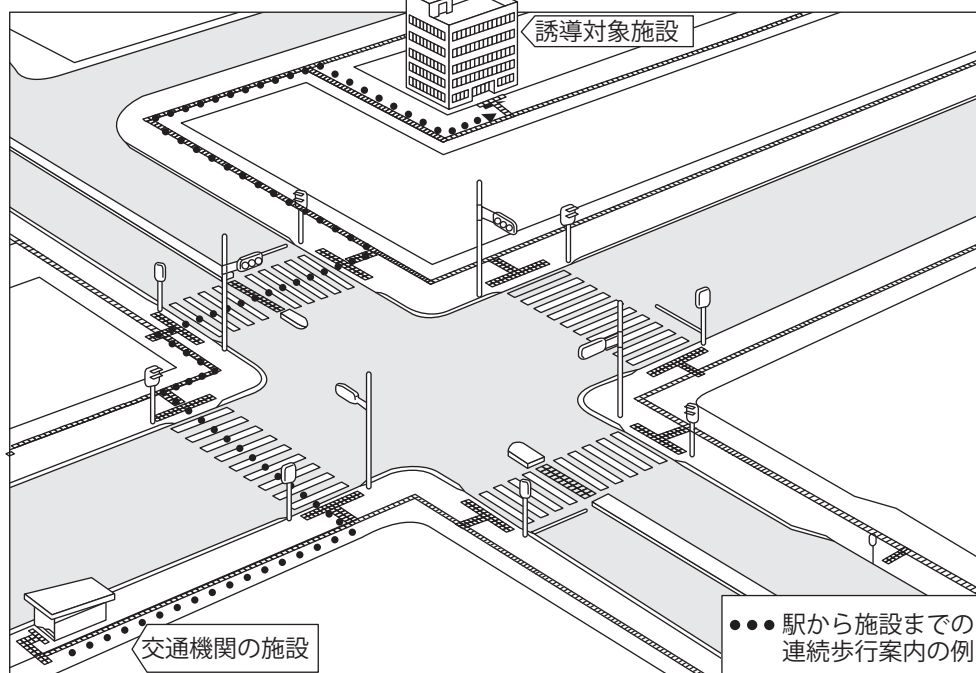
3. 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設

[整/1(6)]

○交通機関の施設と視覚障がい者の利用が多い施設とを結ぶ歩道等には、必要に応じて視覚障がい者誘導用ブロックを連続して敷設します。

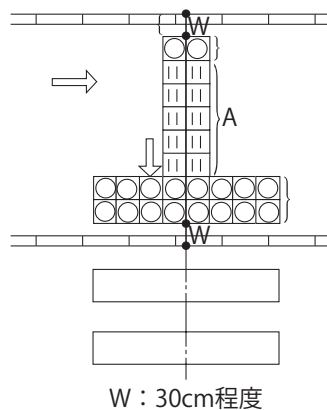
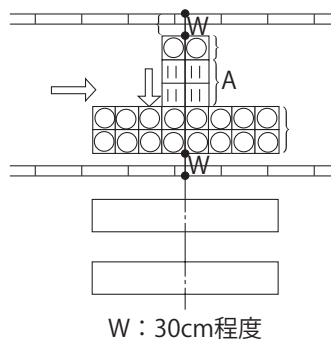
- *「歩道」とは、横断歩道の途中にある中央分離帯も含まれます。
- *設置場所及び設置方法については、「視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説」(社)日本道路協会を参照します。
- *敷設にあたっては、その他の歩道利用者の安全を阻害しないように配慮します。
- *敷設位置は、壁・塀に近すぎないように余裕を確保した位置とします。

敷設の例

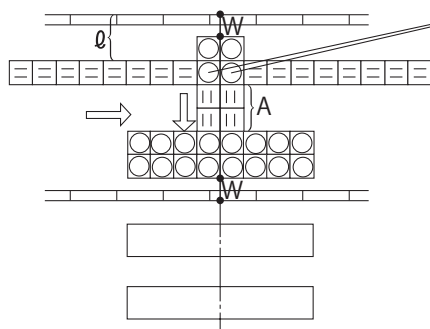


【横断歩道口の設置例】

(歩道幅員が広い場合)



(継続的直線歩行を案内している場合)



この部分を点状ブロックとし、ここが分岐点であることを案内することとする。

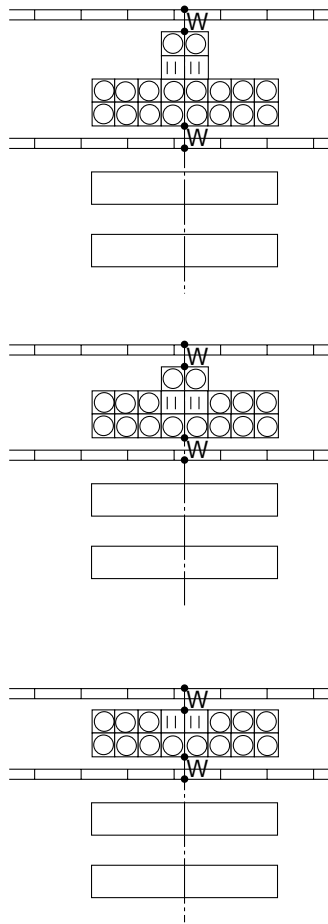
A : さらに歩道幅員が広い場合は、Aの部分の設置する範囲が広がることになる。

W : 30cm程度

φ : 60cm程度 (ただし、路上施設や占用物件の設置状況などによって、この値とすることが適切でない場合は、この限りではない)

○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

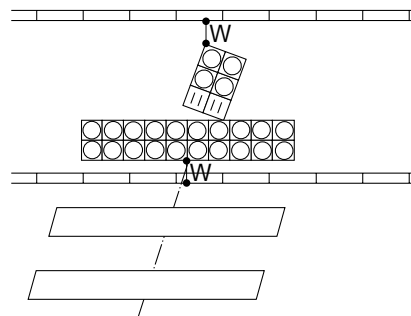
(歩道幅員が狭い場合)



W: 30cm程度

注 線状ブロックで、横断歩道上の歩行方向及び横断歩道の中心部を案内することが望ましい。

【やむを得ず横断歩道が斜めの場合の設置例】



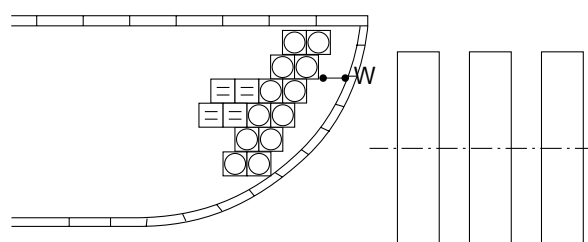
W: 30cm程度

注 視覚障がい者は、視覚障がい者誘導用ブロック及び縁石の配列と、横断歩道が垂直に交わるという認識により、横断歩道を横断するという意見があり、横断歩道が斜めの場合の対策を検討する必要がある。

注 横断歩道の方向と線状ブロックの線状突起方向とを同一方向にすることが望ましい。

【歩道巻込部の設置例】

(歩道幅員が広い場合)

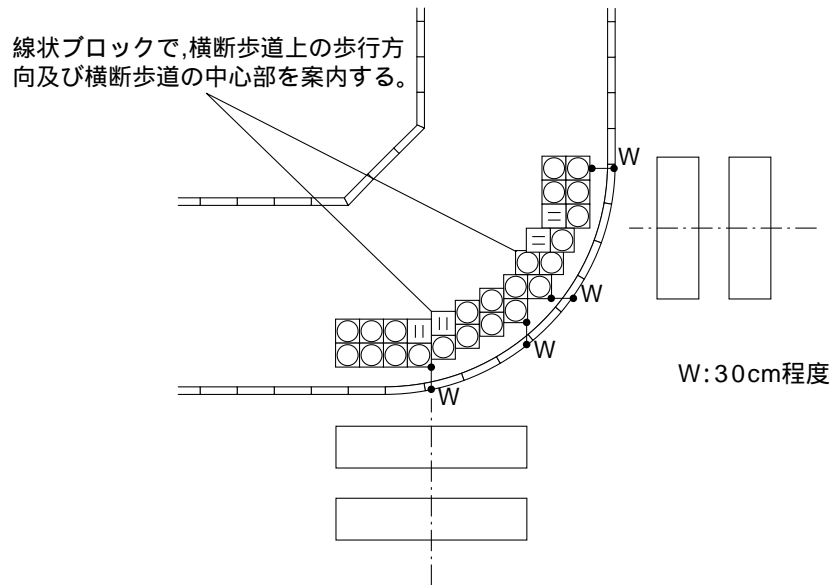


W: 30cm程度

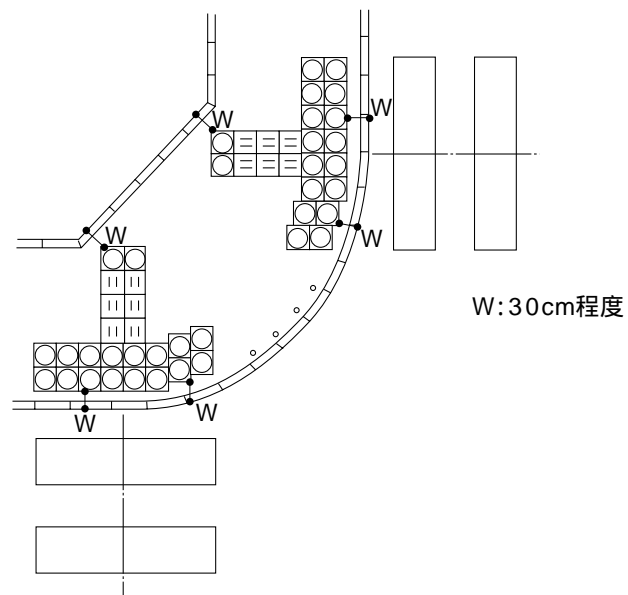
注 横断歩道の有無に関わらず歩道巻き込み部には視覚障がい者誘導用ブロックを設置する。

：整備基準 ：整備が必要な事項 ：配慮が望まれる事項 *：語句の解説等

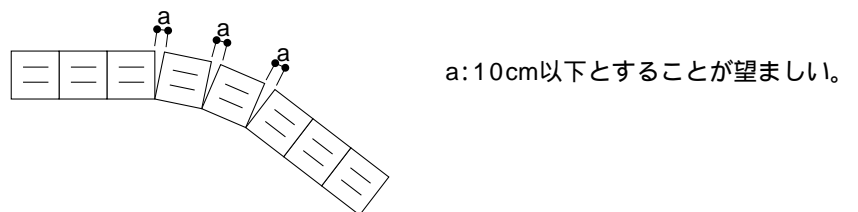
(横断歩道が近接している場合)



(2方向に横断が生じる場合)

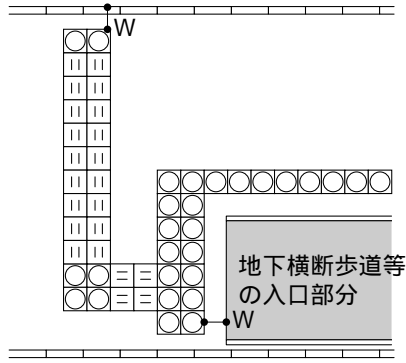


【屈折部の設置例】



: 整備基準 : 整備が必要な事項 : 配慮が望まれる事項 * : 語句の解説等

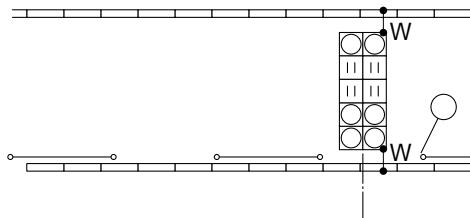
【地下横断歩道の昇降部の設置例】



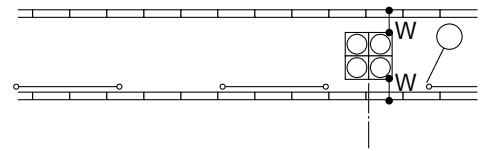
W: 30cm程度
 (地下横断歩道等の入口部分の方向
 が歩道上の通行方向と一致してい
 る場合)

【乗合自動車停留所部の設置例】

(歩道幅員が広い場合)



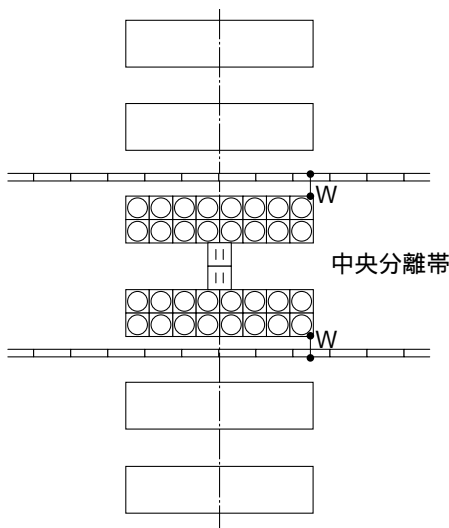
(歩道幅員が狭い場合)



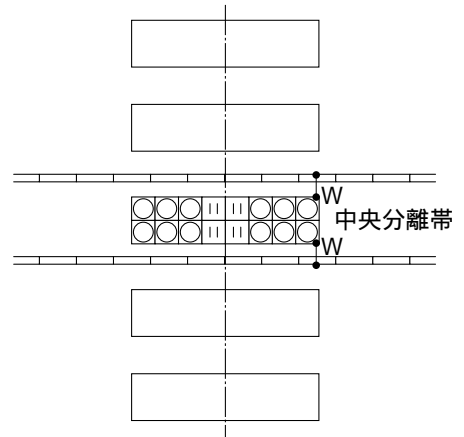
W: 30cm程度

【中央分離帯の設置例】

(広い中央分離帯の場合)



(狭い中央分離帯の場合)

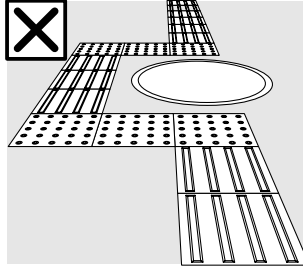


W: 30cm程度

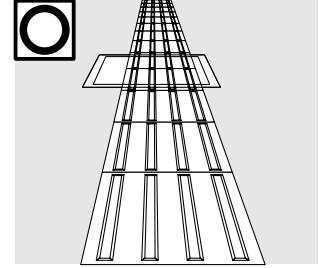
【視覚障がい者誘導用ブロックの敷設のよい例・悪い例】

マンホール

始点から目的地まで途切れることなく単純明快に敷設されることが望まれます。



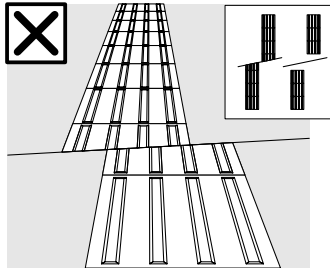
マンホール迂回のため視覚障がい者誘導用ブロックが何度も折れ曲がっています。屈曲が多いと方向を誤認しやすくなります。



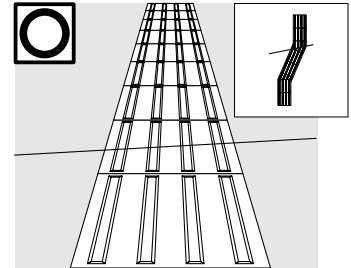
歩道では、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設する箇所には、マンホール等が入らないように計画することが大切です。やむを得ず視覚障がい者誘導用ブロックにマンホールがかかる場合は連続して誘導します。

接続部

工事区分が異なる場合も継続して誘導するような配慮が必要です。



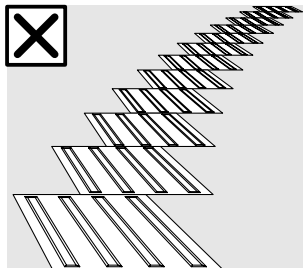
線状ブロックの位置が突然ずれたり途切れたりすると混乱の原因になります。



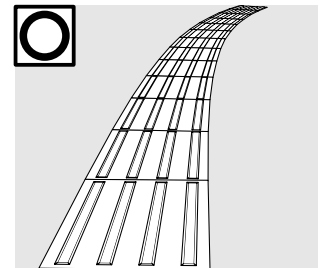
工事区分が異なる箇所でも継続して誘導します。

曲進部

線状ブロックは進行方向と平行に敷設します。



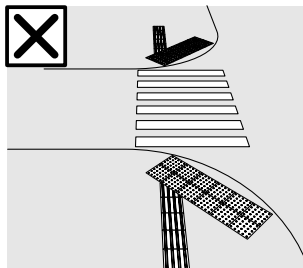
線状ブロックが進行方向と異なる方向のため、進行方向が定まりません。



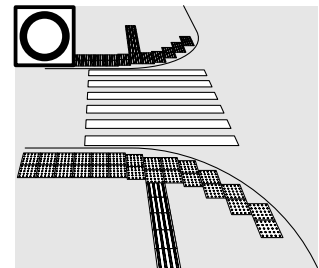
進行方向に向かって自然に誘導されるよう敷設します。

切下げ部

点状ブロックは進行方向と平行に敷設します。



点状ブロックの向きが進行方向と異なっています。誤って道路に飛び出してしまう可能性があり危険です。



点状ブロックは、進行方向(横断歩道)と平行に敷設し、進行方向を誤らないようにします。

：整備基準 ：整備が必要な事項 ：配慮が望まれる事項 *：語句の解説等

3.乗降車場

基本的な考え方

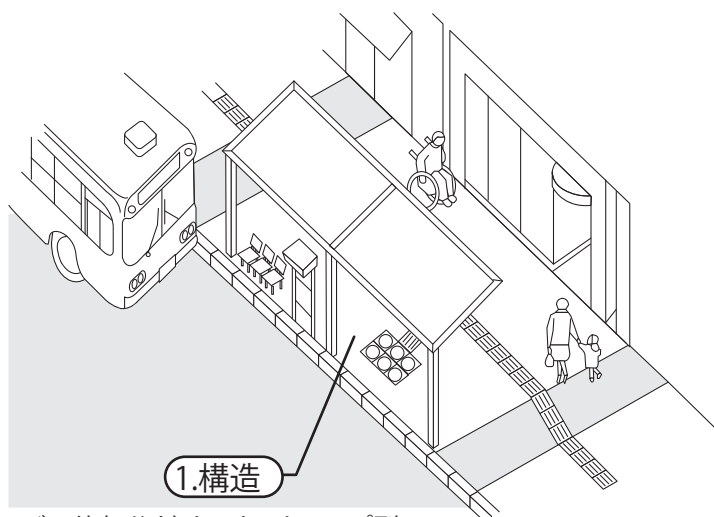
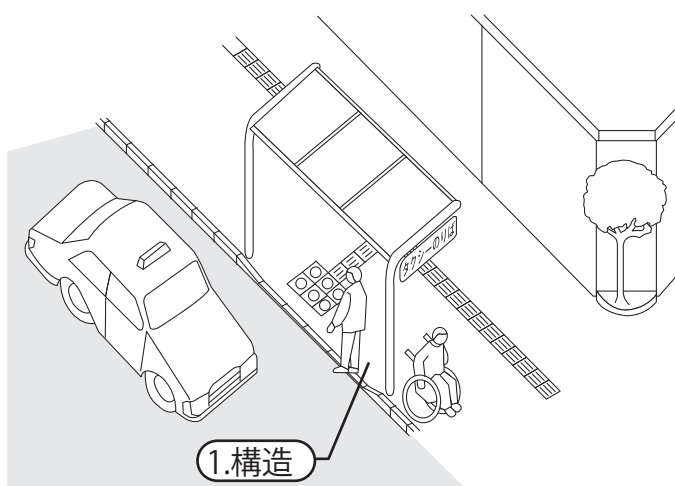
公共交通機関としてバスは、その利用者も多いため役割は大きく、また時間に強制されず目的地の近くまで移動できる交通手段としてのタクシーの役割も、高齢者、障がい者等をはじめとして大きいため、誰もが利用しやすいよう案内方法等に配慮します。

設計のポイント

- バス、タクシー乗降車場には、視覚障がい者誘導用ブロックにより乗降車場への誘導を行うことが重要です。
- 歩道の有効幅員を狭くせず、ゆとりを持ったスペースを確保することが大切です。

整備項目

フラット構造（セミフラット型）の乗降車場の例(1) フラット構造（セミフラット型）の乗降車場の例(2)



整備の対象 | □バスやタクシーの乗降車場を対象とします。

1.構造

[整/3]

- 高齢者、障がい者等に配慮した構造とします。
- ◇ベンチは固定式とし、歩道の有効幅員を確保する上で障害とならないようにします。
- ◇乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道に対する高さは、15cmを標準とします。
- ◆案内板には、点字による表示を併せて行うことが望まれます。
- ◆視覚障がい者の利用が多く、音声による誘導が効果的な箇所には、音声誘導装置等を設置することが望まれます。

*「高齢者、障がい者等に配慮」とは、上屋やベンチの設置、行き先・運行系統・時間表等のわかりやすい案内板の設置等が考えられます。

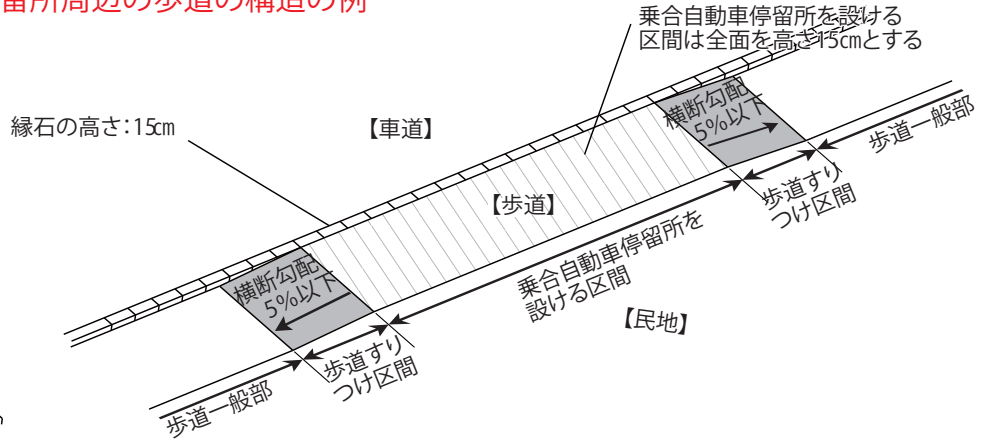
*バス停における車両の発着時間や行き先を表示する可変情報表示装置は、時刻表よりも大きく表示されるので視力が低下した人にも便利な設備です。

(3) 道路 「バス利用環境についての記述を充実」

◇高齢者、障がい者等が低床バスに円滑に乗降できる高さとして、当該停留所の部分の歩道等の車道からの高さは15cmを標準とするものとします。ただし、道路の構造上バスが正着できない場合等やむを得ない場合は15cmにこだわらず、高さの調整、車道へ降りるスロープの設置等により、車いす使用者が円滑に利用できる構造とするものとします。

*低床バスの乗降に際しては、マウントアップ型の方がバスの床との落差が小さくなり乗降が容易となります。しかし、周囲の状況によってはバスが寄りつけないこともあり、一度車道に降りざるをえなくなることもあるため、計画の際には周囲の状況をよく検討することが必要です。

バス停留所周辺の歩道の構造の例



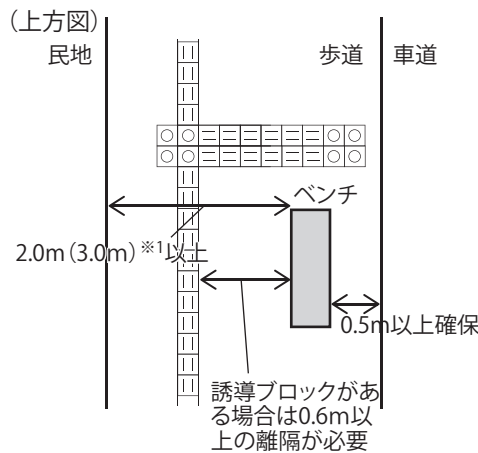
◇ベンチを設ける場合は、歩道はベンチ設置後の有効幅員を原則として2.0m(3.0m)*1以上確保するようにします。

*バス停にベンチがあれば、バスを待っている高齢者や杖使用者の下肢などへの負担を軽減することができます。

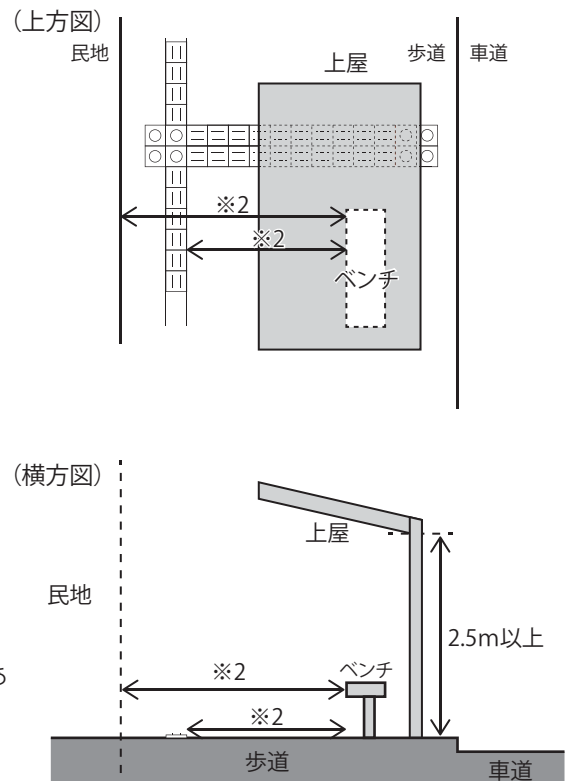
◇上屋を設ける場合、歩道は上屋設置後の有効幅員を確保するようにします。

*上屋を設置する場合は、有効幅員について道路管理者との協議が必要です。

ベンチの設置条件



上屋にベンチを設けた例



※1:()内は自転車歩行者道の場合
 ※2:寸法等の詳細については道路管理者と協議すること。

4. 標識類

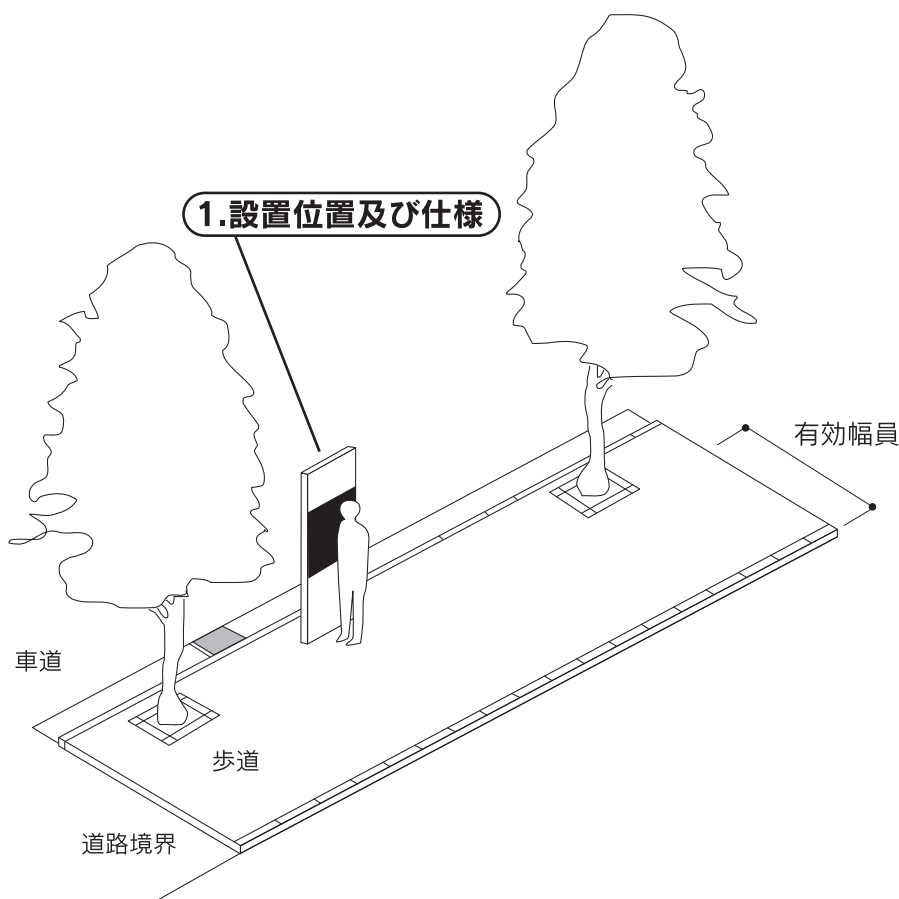
基本的な考え方

標識類は設置位置に配慮しながら、すべての人が目的の場所に安全かつ確実に到着できるよう、わかりやすい表示・誘導を行うことが必要です。

設計のポイント

- 標識類はわかりやすい場所に配置し、車いす使用者にも見やすい高さ、内容とすることが大切です。
- 標識類は、視覚障がい者等の歩行を妨げることのないように設置することが重要です。

整備項目



整備の対象 | □歩道上に設ける標識類を対象とします。

1. 設置位置及び仕様

[整/4]

○標識類は、見やすく理解しやすいように、設置位置、文字の大きさ、色等に配慮します。

- ◇標識類の高さは、車いす使用者に配慮します。
- ◇文字の大きさ、色等は、高齢者等に配慮します。
- ◇標識類の設置位置や方向については、標識類を見る人やそれ自体が、他の歩行者の通行を妨げないよう配慮します。

○:整備基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

都市サインの目的

福岡市都市サインには、自動車系都市サインと歩行者系都市サインがあり、次のことを目的としています。

わかりやすく親切なまちづくり

ドライバー・歩行者へ公共施設等の案内情報を的確に提供する。

魅力的な道路景観づくり

秩序ある配置によりサインの乱立を防止し、洗練されたデザインにより道路空間の景観形成を図る。

国際都市づくり

表記に外国語や絵文字を積極的に取り入れて国際都市にふさわしいサインを整備する。

都市サインの基本的な考え方

案内対象施設

公共施設及び公益性の高い施設。

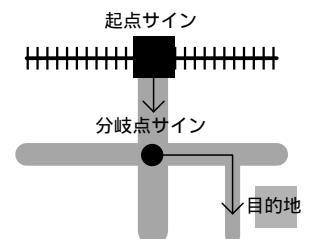
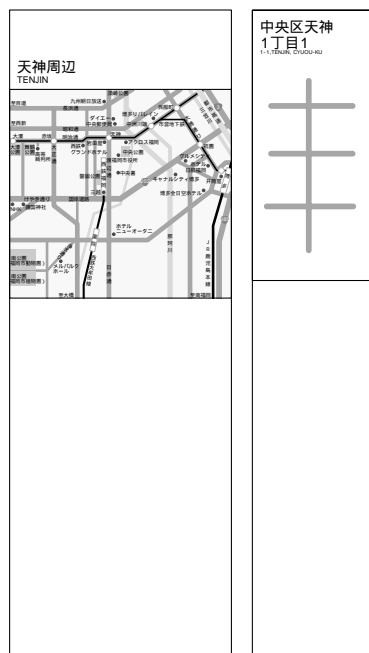
文化施設、史跡等で積極的にPRを図っていく必要のある施設。

案内の方法

自動車系サインは、比較的施設に近い範囲で誘導する。

歩行者系都市サインは、地図を用いたサインを組み合わせで案内する。

歩行者系都市サイン

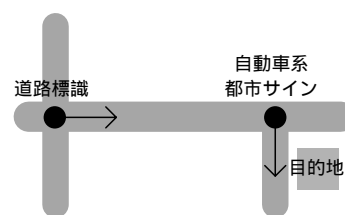


歩行者系都市サインは、歩行者が目的地(公共公益施設)に着くまで、情報が必要となるところを次の2つにしぼり、そこに都市サインを設置し目的地までのスムーズな案内誘導を行っています。

- (1) 起点(起点サインを設置): 歩行者の行動の出発点となる地点。鉄道駅、バスターミナル、渡船場等。目的地への大まかな方向を地図で知らせるとともに、周辺のおおよその地理を知らせます。
- (2) 分岐点(分岐点サインを設置): 行動の判断が必要となる交差点。目的地の位置または方角・距離を誘導地図(現在位置から目的地までの位置関係を示した略図)で知らせます。

歩行者系都市サインは、地域の特性に応じて数種類のデザインがあり、また、その地域に必要な情報を載せるなど、利用者にとってわかりやすい表示やデザインを行っています。

自動車系都市サイン



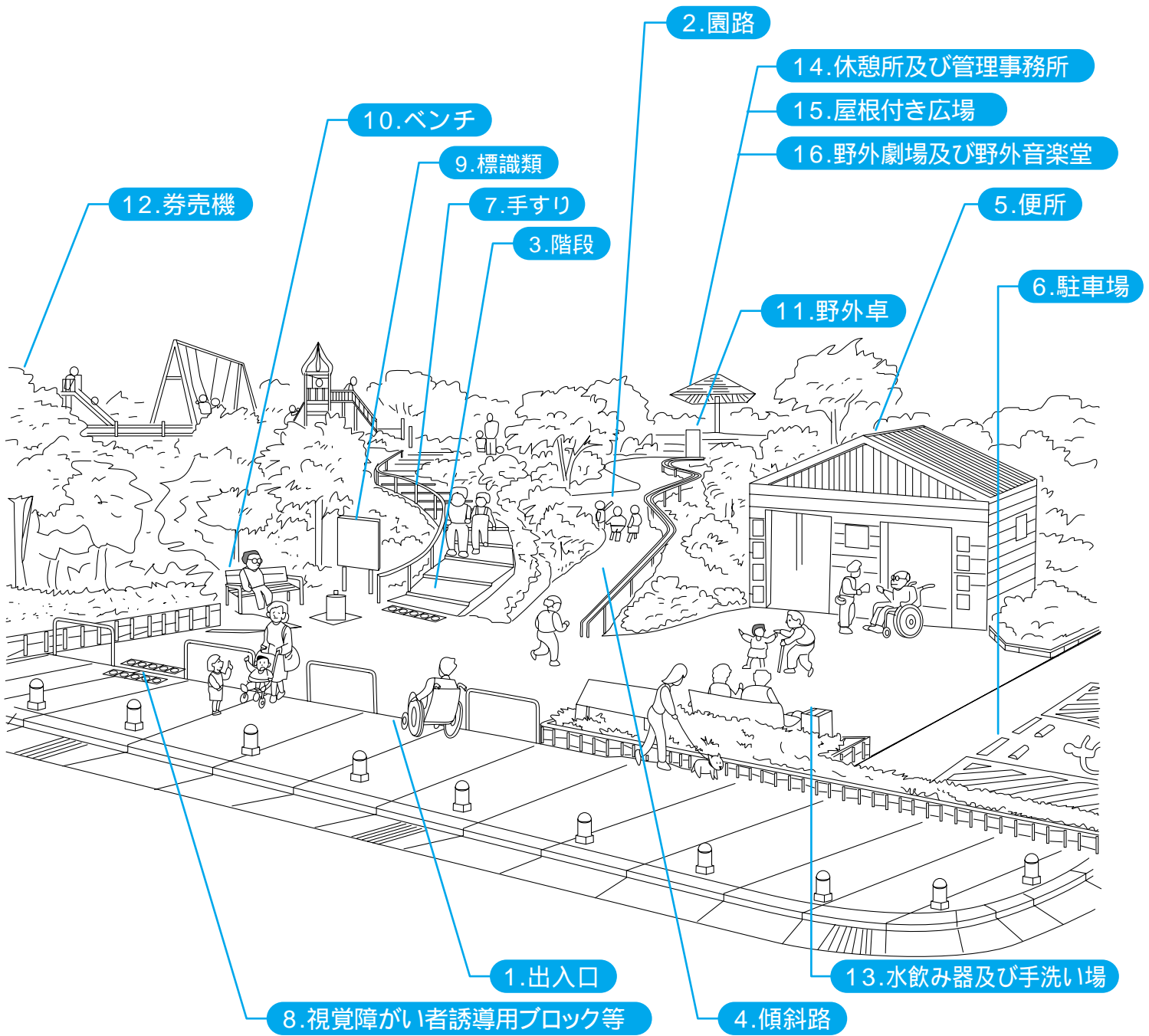
福岡市の自動車系都市サインは、ドライバーが目的地(公共公益施設)に着くまでに、道路標識から目的地までのスムーズな橋渡しをするものです。目的となる施設付近の幹線道路までは、道路標識で誘導し、そこから都市サインによる目的地への誘導を行います。



2-4.公園

公園の主な整備箇所

条例の対象となるのは、「都市計画区域内において設置する公園又は緑地」「臨港地区内において設置する緑地又は広場」です。



1. 出入口

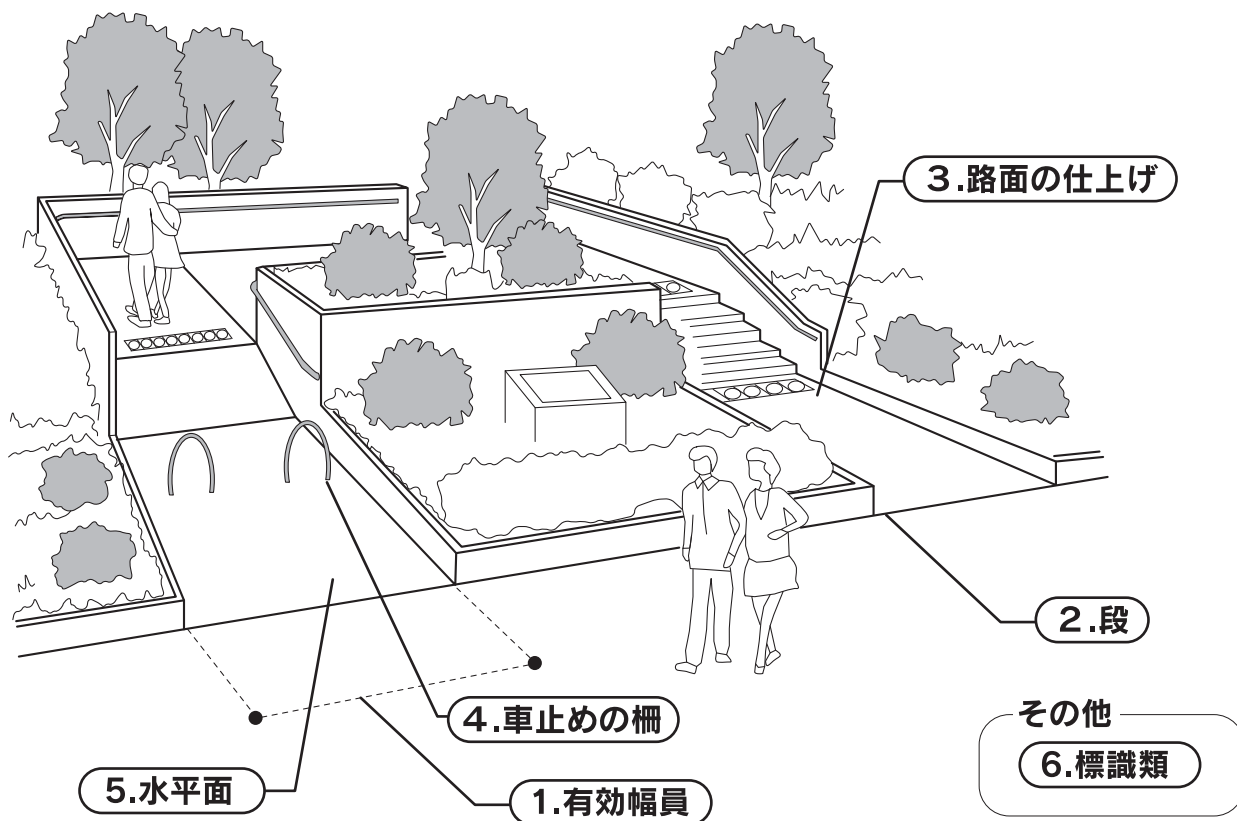
基本的な考え方

公園の出入口は、地形的な条件や管理状況等を考慮しながら、高齢者や障がい者等が支障なく出入りできるように配慮する必要があります。

設計のポイント

- 公園の出入口においては、車いす使用者が安全で、かつ、円滑に通過できる出入口を1ヶ所以上設け、車いす使用者の通行可能な園路と連結させることが必要です。
- 出入口部は車いすでの円滑な通行を考慮して、車止めの柵を適正に配置し、その前後に平坦部を設けることが必要です。

整備項目



整備の対象 | □公園の出入口のうち、少なくとも1ヶ所を対象とします。

1. 有効幅員

○出入口の有効幅員は、130cm以上とします。

♥出入口の有効幅員は、180cm以上とします。

*「130cm」とは、車いすと横向きの人
がすれ違える幅120cmにさらに外
部空間としての余裕を考慮した幅
です。

*「180cm」とは、車いすが回転しや
すく、車いす同士がすれ違いやすい
幅です。

2. 段

○♥段は設けないものとします。ただし、地形の状況
等の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、「4.
傾斜路」に定める構造の傾斜路を併設します。

*「やむを得ず段を設ける場合」とは、
特に公園においては自然の地形を
利用するケースが多いため、段が
生じることが避けられないことを想
定したものです。

3. 路面の仕上げ

○♥路面は、平たんで滑りにくい仕上げとします。

*「平たんで滑りにくい仕上げ」とは、
雨天時の滑りにくさに留意し、水は
けが良くなるような路面舗装材を
示します。

4. 車止めの柵

○♥車止めを設ける場合は、車止めの柵の間隔は、
90cm以上とし、柵の前後に150cm以上の水平部分
を設けます。

*「90cm」とは、車いすが通過しやす
い幅です。

*「150cm」とは、車いすが回転でき
る幅です。

◇車止めの柵を設置する場合は、JIS規格で規定して
あるサイズの車いす(全幅70cm×全長120cm×
全高109cm)が通れるよう、高さにも留意して設け
ます。

*車止めの柵を設置する場合は、点
状ブロック等を設置するなど、視覚
障がい者の利用の支障とならない
よう配慮が必要です。

◆車止めの柵を設置する場合は、ヘッドレストがある
車いすなどが通れるよう通行できる幅や高さを確
保することが望まれます。

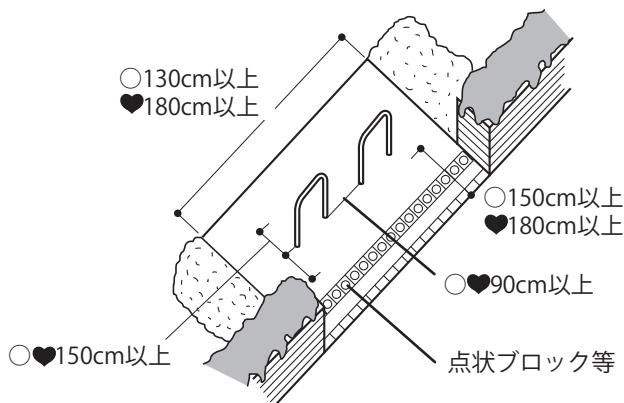
5. 水平面

○出入口から水平距離が150cm以上の水平部分を設
けます。

*「180cm」とは、車いすが回転しや
すい幅です。

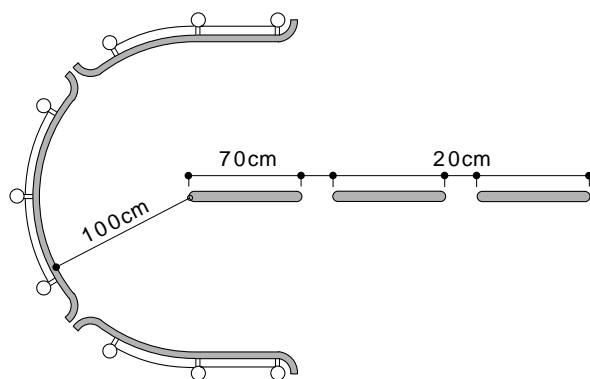
♥出入口から水平距離が180cm以上の水平部分を設
けます。

有効幅員の例



車止め柵設置例

車いす用ゲート



6. 標識類

自転車・オートバイなどの出入りを禁止する場合は、その旨を表示します。

直接車道に接する場合は、その旨を表示します。

* 幼児等が安全に安心して公園を利用できるように、出入口付近の見やすい位置に表示板を設置します。

* 出入口が直接車道に接する場合は、点状ブロック等の敷設、舗装材の変化等により道路との境界を明示します。

2.園路

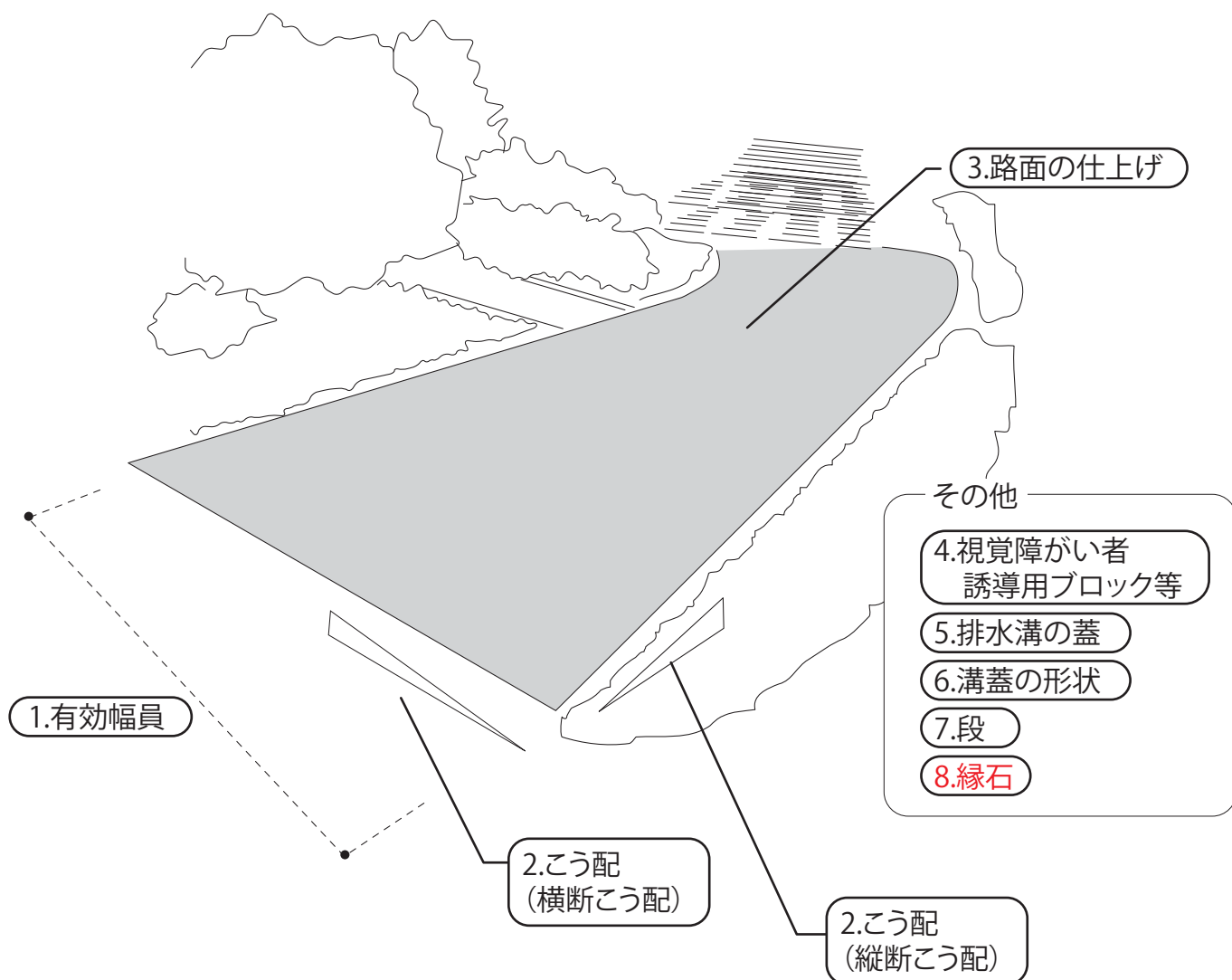
基本的な考え方

主要な園路は、主要な出入口と連続する構造とし、地形的な条件や管理状況等を考慮しながら高齢者や障がい者等が支障なく通行できるように、有効幅員や舗装面の仕上げ等に配慮する必要があります。

設計のポイント

- 利用者が容易に目的の空間まで到達できるように、動線が複雑にならないように配慮します。
- 高齢者や障がい者等も安全に通行できるように、車いすや松葉杖の使用に支障のない幅員を確保するとともに、傾斜路等により段差を解消します。さらに、必要に応じて、手すりや車いす当たりを設けます。

整備項目



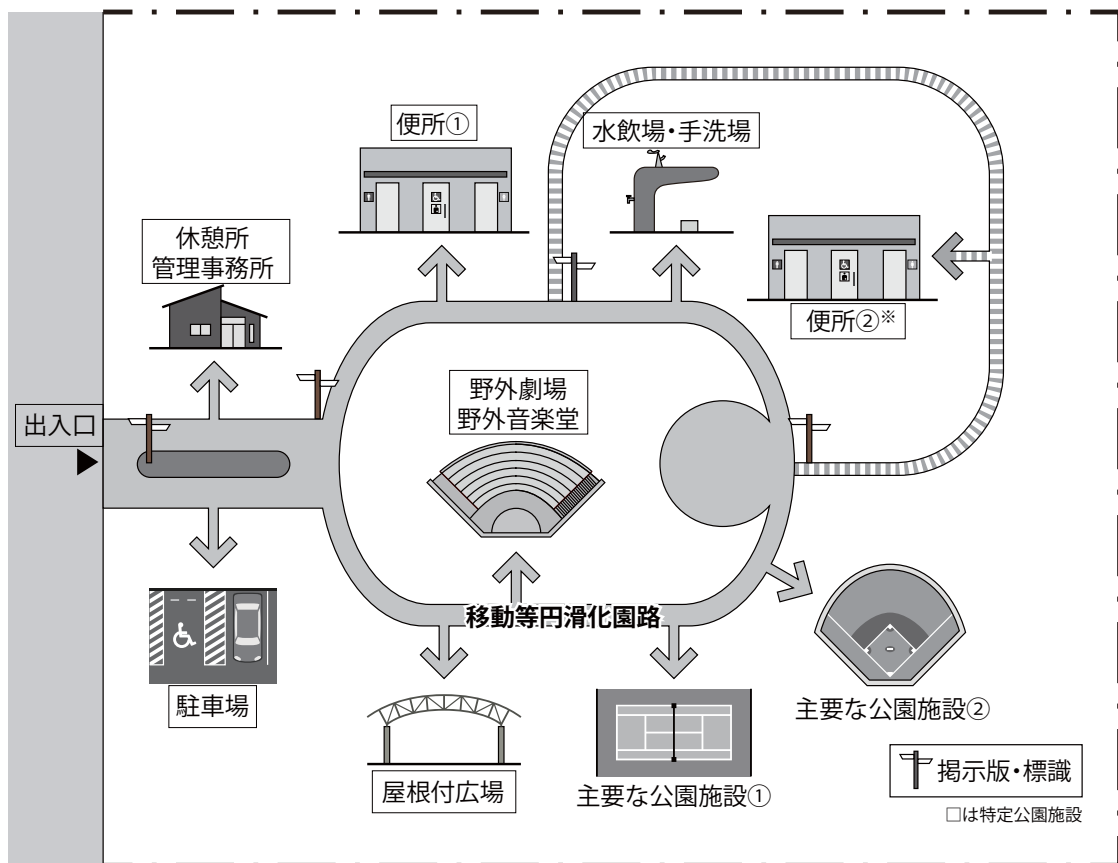
整備の対象 | □公園内の主要な園路のうち、少なくとも1経路を対象とします。

移動等円滑化園路の考え方

移動等円滑化園路の基本的な考え方

- ◇移動等円滑化基準に適合する特定公園施設（園路及び広場を除く）が設置されている場合、高齢者や障がい者等誰もが安全で連続的に移動・利用ができる園路（以下、「移動等円滑化園路」という。）は、これらの施設のうち、それぞれ1以上と接続させてください。
- ◇主要な公園施設には、移動等円滑化園路を接続させてください。
- ◇掲示板及び標識については、移動等円滑化園路に近接させてください。
- ◆都市公園内の特定建築物及び特別特定建築物についても接続させることが望まれます。

移動等円滑化園路の概念図



※特定建築物は、バリアフリー法律第2条第16項に定義される多数の者が利用する建築物等のことです。
※特別特定建築物は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものです。

1. 有効幅員

[整/2(1) 誘/2(1)]

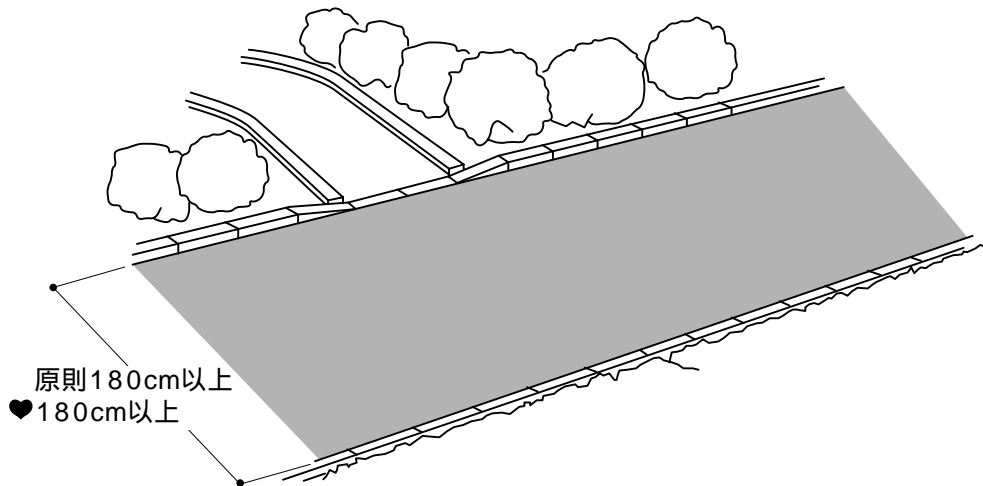
有効幅員は原則として180cm以上とします。ただし、地形の状況等の理由によりやむを得ない場合は120cm以上とします。この場合、園路の末端付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車いすが転回することができる場所を設けます。

*「180cm」とは、車いすが回転しやすく、車いす同士がすれ違いやすい幅です。

*「120cm」とは、車いすと横向きの人がすれ違える幅です。

♥有効幅員は180cm以上とします。

有効幅員の例



2. こう配

[整/2(2)ア,ウ 誘/2(2)ア]

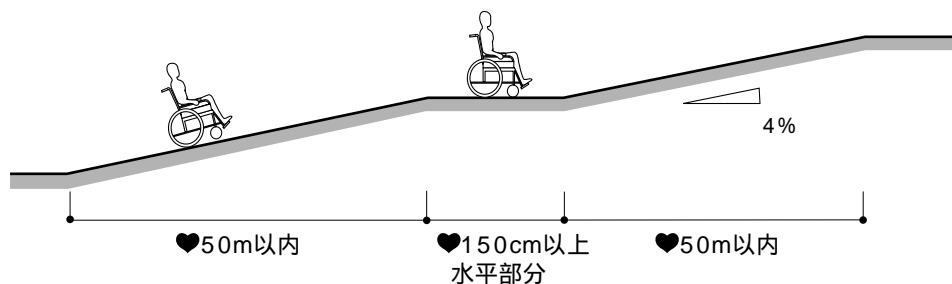
縦断こう配は原則として4%（最大でも8%）以下とし、こう配が50m以上続く場合は、途中で長さ150cm以上、幅180cm以上の水平部分を設けます。

*「4%」とは、車いすでの走行に支障なく、憩いの場等である公園として快適性が確保されることに配慮したこう配です。

♥縦断こう配は4%以下とし、こう配が50m以上続く場合は、途中で長さ150cm以上の水平部分を設けます。

*こう配のある園路が長く続くと、下りの時に加速がついて危険であり、また、上りの時には休憩したり、加速をつけるために水平部は必要となります。

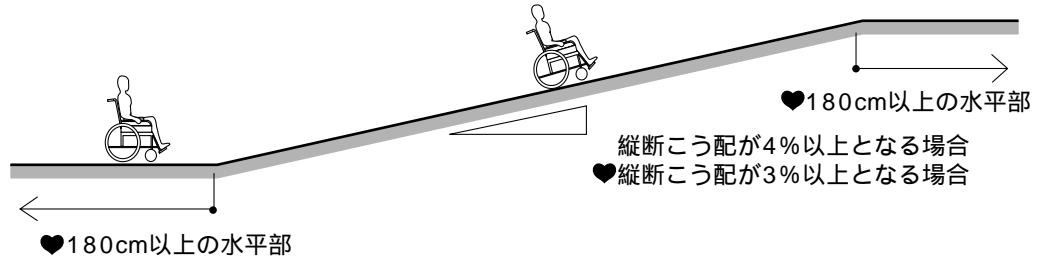
水平部分を設ける場合の考え方



縦断こう配が4%以上となる部分の上下端部には、長さ180cm以上の水平部分を設けるとともに、必要に応じて手すりを設けます。

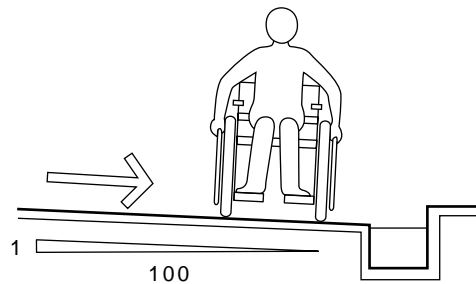
* こう配のある園路が長く続くと、下りの時に加速がついて危険であり、また、上りの時には休憩したり、加速をつけるために水平部は必要となります。

♥ 縦断こう配が3%以上となる部分の上下端部には、長さ180cm以上の水平部分を設けるとともに、必要に応じて手すりを設けます。



♥ 横断こう配は1%以下とし、可能な限り水平にします。

横断こう配



3. 路面の仕上げ

♥ 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとし、砂利敷きは用いないこととします。

4. 視覚障がい者誘導用ブロック等

「8. 視覚障がい者誘導用ブロック等」の項を参照 (P275)

♥ 必要に応じて敷設します。

5. 排水溝の蓋

○♥園路を横断する排水溝には、蓋を設けます。

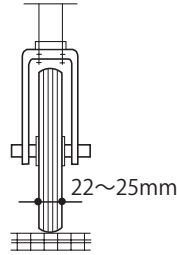
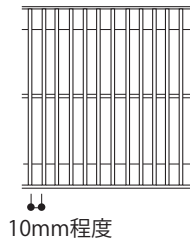
6. 溝蓋の形状

○♥排水溝の蓋は、車いすの車輪、杖等が落ち込まない形状とします。

*車いすの車輪や杖のほかベビーカーの車輪についても落ち込まない形状とします。

蓋構造の例

車いすの車輪(前輪)



7. 段

※「3.階段」の項を参照
(P256)

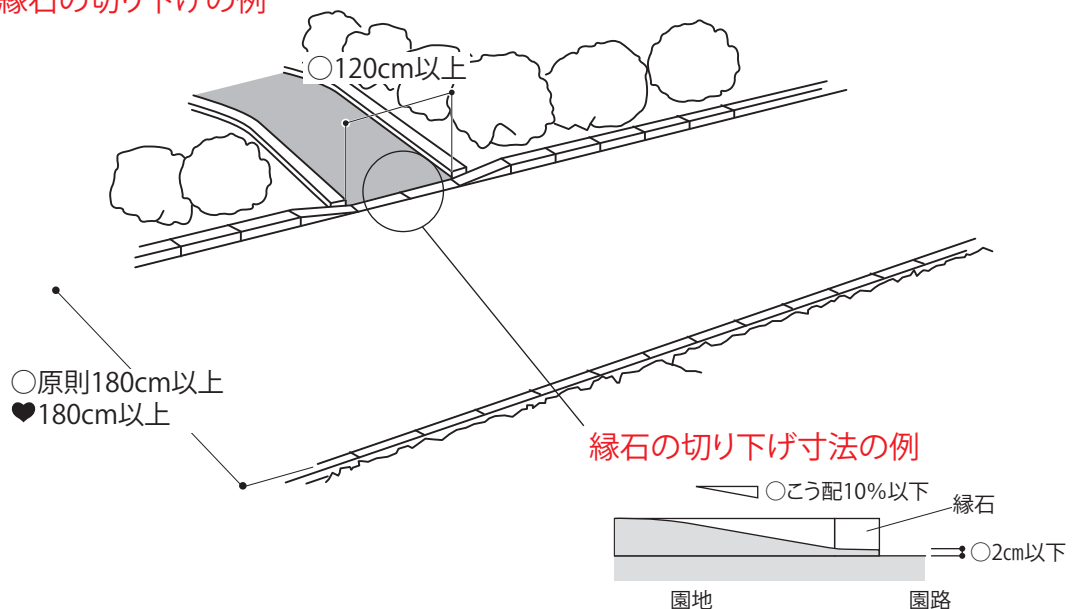
※「4.傾斜路」の項を参照
(P260)

○♥園路には車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこととします。ただし、地形の状況等の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、「3.階段」に定める構造とし、「4.傾斜路」に定める傾斜路を併設します。

8. 縁石

○♥縁石を切り下げの場合は、幅120cm以上、段差2cm以下とし、すりつけ勾配は10%以下とします。

縁石の切り下げの例



○♥落下防止用の縁石は、高さ10cm以上とします。

3.階段

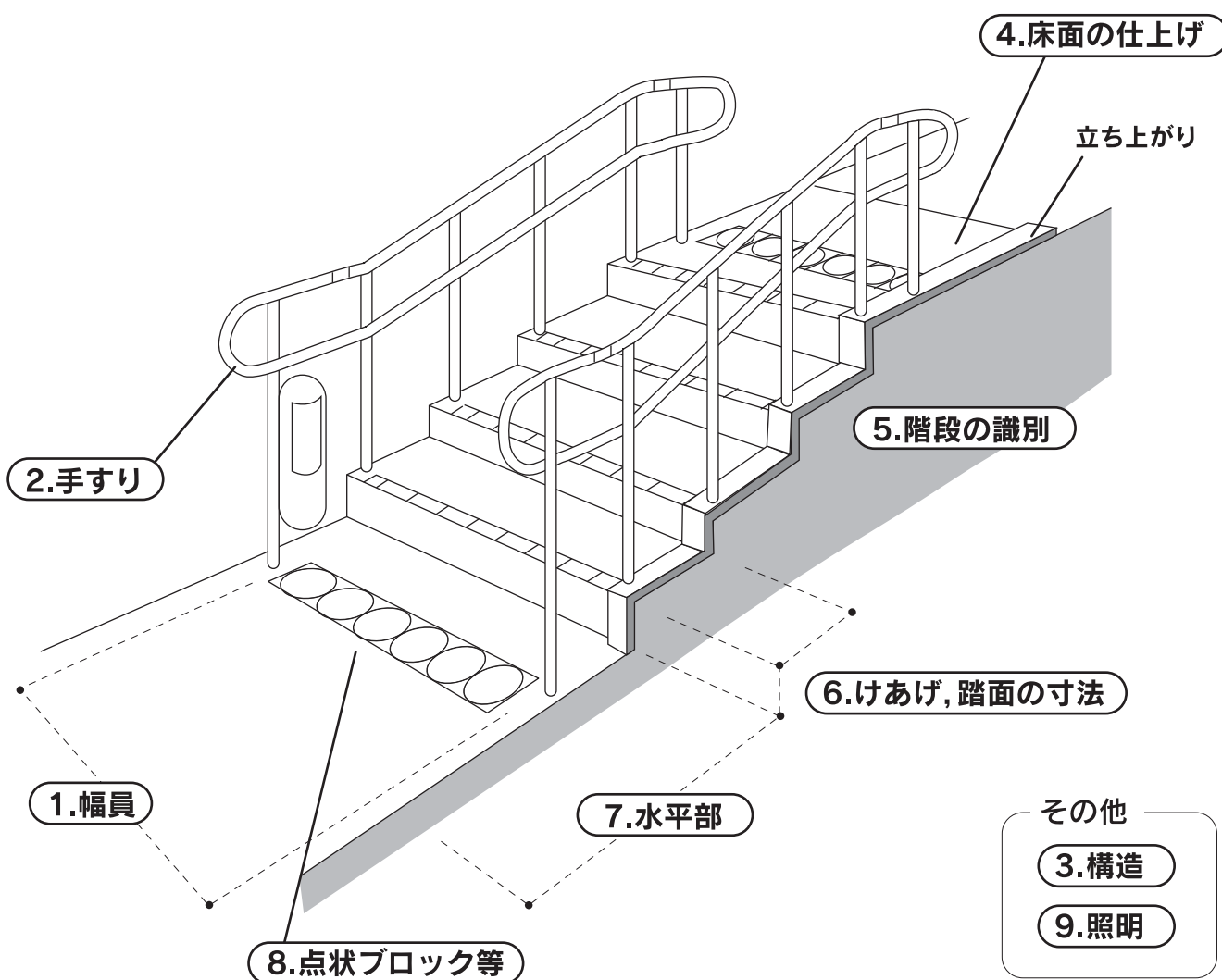
基本的な考え方

階段は、高齢者や障がい者等にとって大きな負担となるとともに、転落などの危険性が高いところであり、安全性の確保や上下移動の負担軽減に配慮する必要があります。また、支障なく通行できるように、構造や舗装面の仕上げなどに配慮する必要があります。

設計のポイント

- 階段は、高齢者や杖使用者等に配慮し、上りやすいこう配であることや、松葉杖の使用や介助等も可能な幅員を確保することが重要です。
- 転倒しやすい場所であるので、つまずいたり、滑ったりしないように段鼻の仕様への配慮や連続した手すりの設置等を行うことが必要です。
- 視覚障がい者への配慮として、階段手前には、段差の存在を認識できる床材を敷設するとともに手すり端部には点字表示を行うことが重要です。

整備項目



整備の対象 | □公園内の主要な園路の階段を対象とします。

1. 幅員

- 階段の内のりは、90cm以上とします。
- ♥階段の内のりは、150cm以上とします。

*「150cm」とは、松葉杖使用者が円滑に昇降できる幅です。

2. 手すり

- 両側に手すりを設けます。
- ♥両側に手すりを設け、特に幅が広い場合は、中間にも設けます。
- ◆手すり子形式とする場合は、階段の側桁、または地覆を2cm以上立ち上げることが望まれます。

*「立ち上がり」は、側面を手すり子形式とする場合に杖先が落ちないようにするものです。

*1段の時は手すりは不要です。2段のときは、けあげ15cm以下、踏面35cm以上の時のみ手すり不要です。

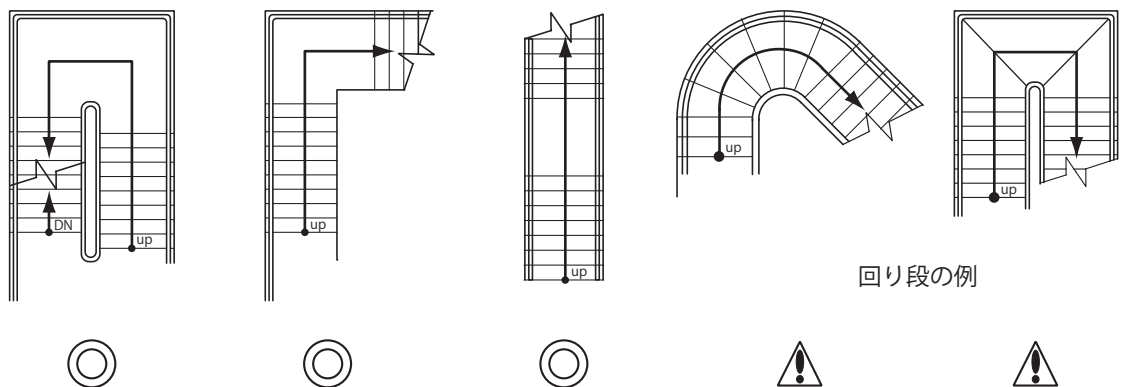
注) 手すりの形状、設置方法については、「7. 手すり」の項(P272)を参照してください。

3. 構造

- 回り段を設けないこととします。ただし、地形の状況その他の理由によりやむを得ない場合は、この限りではありません。
- ♥回り段を設けないこととします。
- ◇踊場には、こう配や段差は設けません。

*「回り段を設けない」とは、回り段は踏面が内側と外側で異なるため視覚障がい者等が段を踏み外す恐れがあり、方向を見失いやすいためです。

階段の構造



回り段の例



○: 望ましい整備例

▲: 望ましくない整備例

4. 床面の仕上げ

[整/3(1) 誘/3(1)]

♥表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げます。

* ノンスリップを設けることは、滑り止めの手段として有効です。ただし、金属製の場合は杖が滑るので、できる限り避けます。

5. 階段の識別

[整/3(8) 誘/3(7)]

♥踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとしします。

けこみ板、踏面、段鼻(ノンスリップ)の色を変えることが望まれます。

* 同一色の場合、弱視の人にとっては、階段が同一平面と見えることがあるからです。

6. けあげ、踏面の寸法

[整/3(1)(5) 誘/3(1)(4)]

♥けあげは15cm以下、踏面は35cm以上、けこみは2cm以下とし、同一階段では、けあげ、踏面及びけこみの寸法を一定にします。

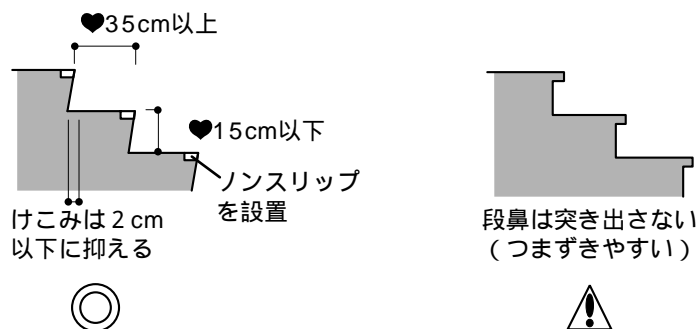
♥段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とします。

けこみ板を設け、段鼻は突き出さないようにします。

* 「けあげ15cm以下、踏面35cm以上」とは、高齢者等が昇降しやすい寸法です。建築物よりも踏面が大きいのは、屋外でのゆとりを考慮したためです。

* 「つまずきにくい構造」とは、段鼻を突き出さないことや、けあげ、踏面の面をそろえる等です。

けあげ、踏面の形状



7. 水平部

[整/3(6)(7) 誘/3(5)(6)]

♥階段の上下端部には長さ120cm以上の水平部分を設けます。

♥高さが250cmを超える階段では、250cm以内ごとに踏幅120cm以上の踊場を設けます。

* 「水平部分」として確保する長さが「園路や傾斜路の当該部分より短い」のは、車いす使用者の階段利用は想定していないためです。

8. 立ち上がり

[整/3(11) 誘/3(10)]

♥階段の両側に立ち上がり部を設けます。ただし、側面が壁面の場合は、この限りではありません。

8. 点状ブロック等

[整/3(9) 誘/3(8)]
「8.視覚障がい者誘導用
ブロック等」の項を参照
(P275)

階段の上端に近接する園路及び踊場には、必要に応じて点状ブロック等を敷設します。

♥階段の上下端部に近接する園路及び踊場には、点状ブロック等を敷設します。

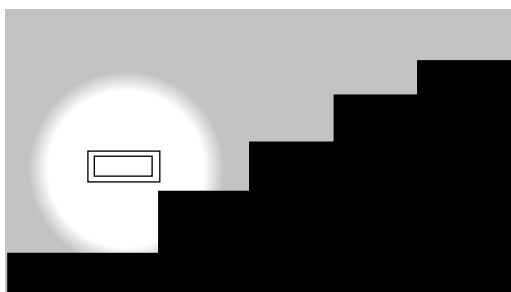
9. 照明

[整/3(10) 誘/3(9)]

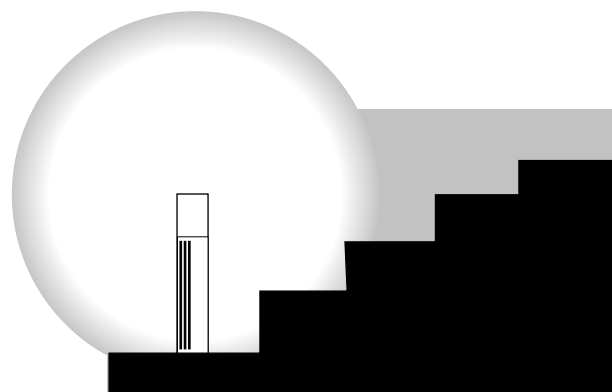
♥階段付近には、必要に応じて照明を設けます。

* 階段のけあげや踏面がわかるような照明の工夫が必要です。

階段の側壁に設ける足もと灯の例



階段のそばに設ける庭園灯の例



4. 傾斜路

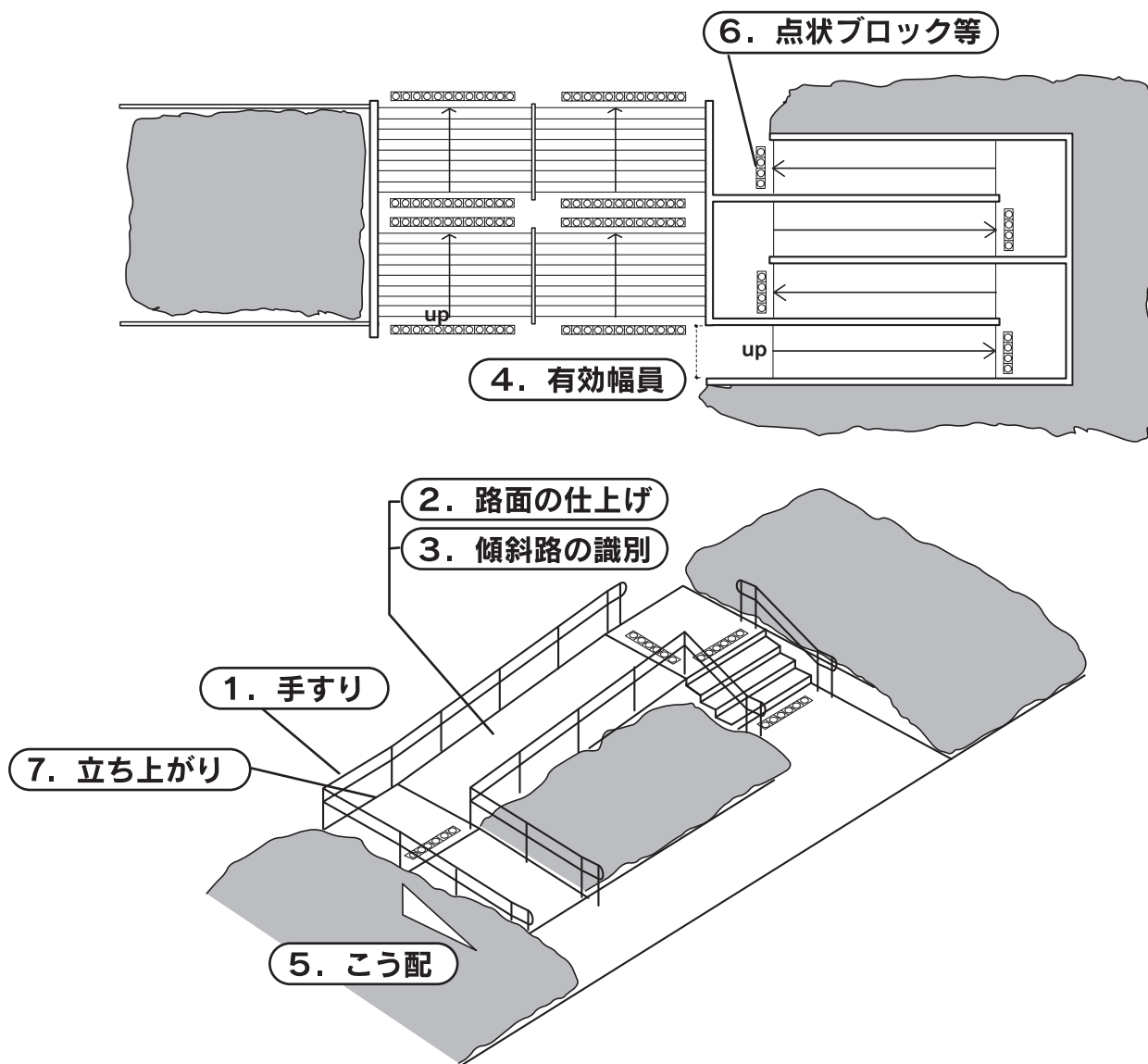
基本的な考え方

主要な動線に段差または階段がある場合は、車いす利用者等が公園内の各箇所を支障なく移動できるように緩こう配の傾斜路を設ける必要があります。

設計のポイント

- 車いす利用者等が無理なく上ることができ、また、安全に下ることができるよう、傾斜路の位置、幅員、こう配、踊場等に配慮します。
- 視覚障がい者の利用に配慮し、起終点を認知しやすいものとするため、点状ブロック等の敷設や手すりに点字表示等の配慮を行います。

整備項目



整備の対象

□階段と併設して設ける公園内の主要な園路の階段に併設して設ける傾斜路を対象とします。ただし、地形の状況等の理由により傾斜路を設けることが困難な場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であつて、高齢者、障がい者等の円滑な利用に適したもので代えることができます。

1. 手すり

[整/4(7) 誘/4(6)]

♥傾斜路には、両側に手すりを設けます。

注)手すりの形状、設置方法については、設計編〔公園〕7.「手すり」の項(P272)を参照してください。

*整備基準としては「片側に設置」を「許容」していますが、例えば片側マヒの人の利用等を考慮すると、できる限り両側に設置することが望まれます。

2. 路面の仕上げ

[整/4(1) 誘/4(1)]

♥路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げます。

3. 傾斜路の識別

[整/4(5) 誘/4(4)]

傾斜路の上端に近接する園路等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとします。

*「容易に識別できるもの」とは、弱視者等の視覚障がい者に配慮して、傾斜路の仕上げを周囲と識別しやすいものとする等が該当します。

♥踊場及び当該傾斜路に接する園路等との色の明度の差が大きいこと等により、その存在を容易に識別できるものとします。

4. 有効幅員

[整/4(2) 誘/4(1)]

「3.傾斜路」の項を参照(P52)

有効幅員は130cm以上とし、段を併設する場合は90cm以上とします。

*「90cm」とは、通路を車いすで通行可能な寸法であり、階段を併設する場合など傾斜路を車いすだけが通行する場合に適用となります。

♥傾斜路の有効幅員は150cmとし、段を併設する場合は、120cm以上とします。

5. こう配

[整/4(3)(4) 誘/4(2)(3)]

縦断こう配は原則として4%(最大でも8%)以下とし、高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに長さ150cm以上、幅180cm以上の水平部分を設けます。

♥縦断こう配は4%以下とし、高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに長さ150cm以上の水平部分を設けます。

縦断こう配が4%以上となる部分の上下端部には、長さ180cm以上の水平部分を設けます。

♥縦断こう配が3%以上となる部分の上下端部には、長さ180cm以上の水平部分を設けます。

♥横断こう配は設けません。

6. 点状ブロック等

[整/4(6) 誘/4(5)]

「8.視覚障がい者誘導用ブロック等」の項を参照(P275)

傾斜路の上端に近接する園路及び踊場の部分には、必要に応じて点状ブロック等を敷設します。

*傾斜路の上端に近接する園路や踊場の部分には、土の面など構造上不可能なものを除き、必要に応じて敷設するものとします。

♥傾斜路の上下端に近接する園路及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設します。

7. 立ち上がり

[整/4(8) 誘/4(7)]

♥傾斜路の両側に立ち上がり部を設けます。ただし、側面が壁面の場合は、この限りではありません。

5. 便所

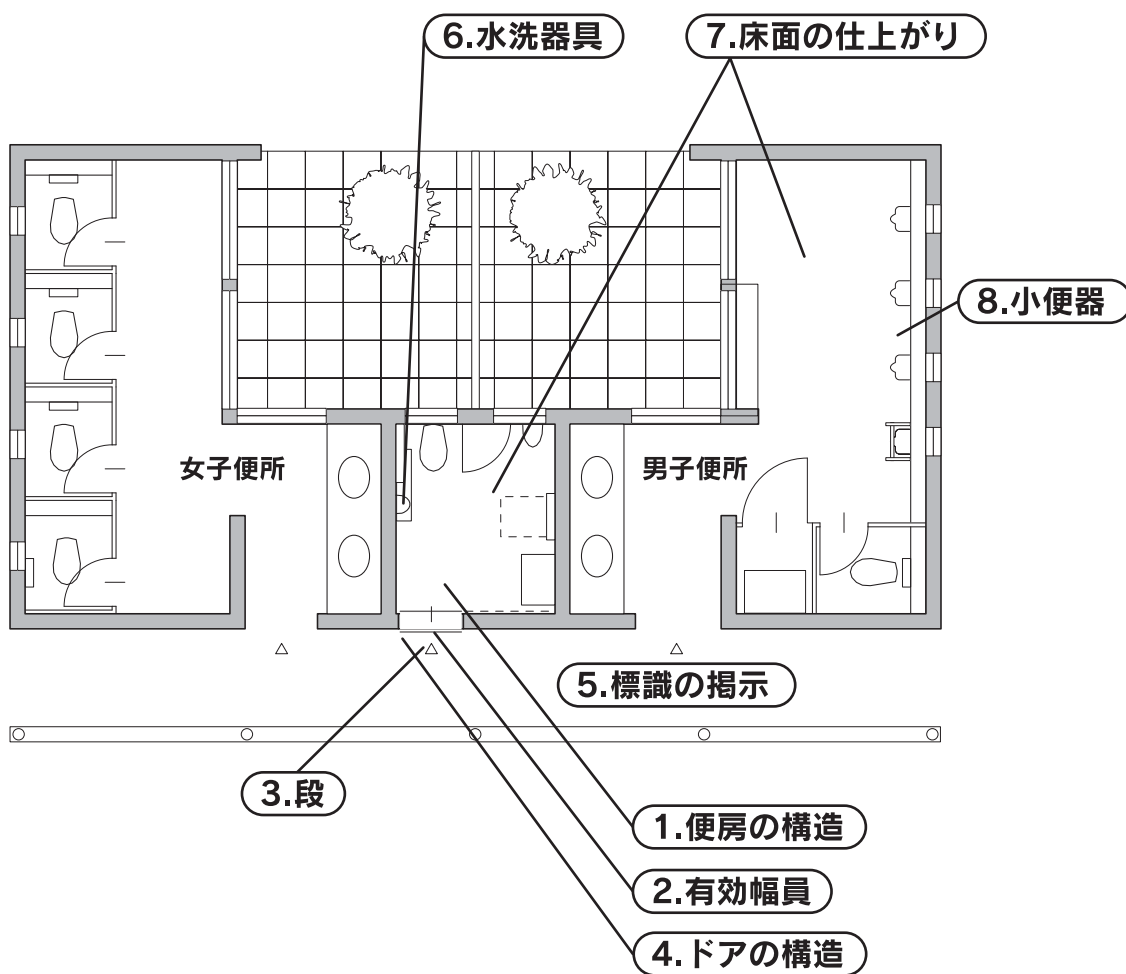
基本的な考え方

障がい者等が利用可能な便房（福祉型便房）や便器を備えた便所は、利用者の動線を総合的に考慮し、利用しやすい位置に設置します。また、福祉型便房は男女の性区分を尊重するとともに、車いす使用者だけでなく、誰もが気軽に利用できるように表示等に配慮します。

設計のポイント

- 便房は、高齢者、障がい者等が容易に利用できるように、車いす転回スペースを確保し、手すりや手洗器等を適切に設置する必要があります。
- 公園の入口や主要な場所からトイレまでの誘導を行うとともに、トイレまでの園路、舗装等は段差のないスムーズなアプローチとします。

整備項目



整備の対象 | 不特定かつ多数の人が利用する公園に設置する便所の1以上を対象とします。

1. 便房の構造

○♥車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保され、かつ、腰掛便座、手すりその他必要な設備が適切に配置されている便房(福祉型便房)を設けます。

○♥福祉型便房の大きさは、間口200cm、奥行き200cmを標準とします。

◇便器の位置は正面からのアプローチを確保できるものとし、かつ、右または左からの側面移乗のできるものとしします。

◆両側に手すりを付けることが望まれます。

◇腰掛便器まわりの操作系設備は、JIS S0026に合わせたものとします。

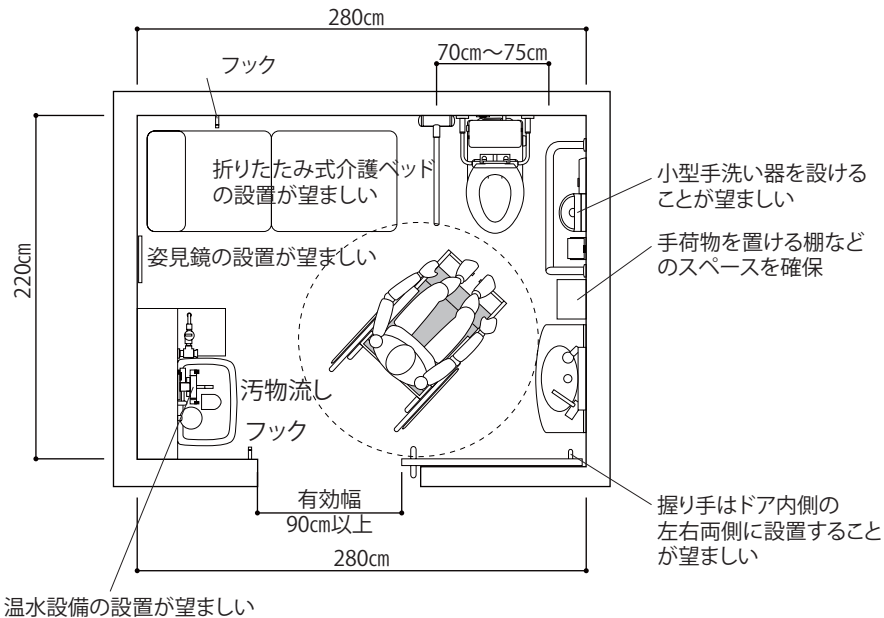
*腰掛便器は、和風便器に比べ無理なく着座できます。

*手すりは、立ち上がる時に「握る」「肘をかける」等の動作の補助として有効です。

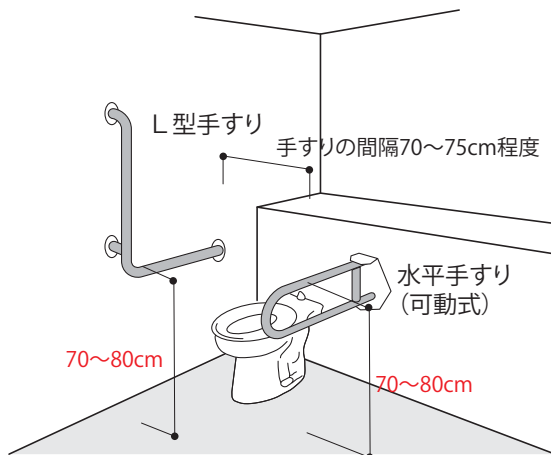
*「両側に手すりを付ける」とは、例えば片側マヒの人の利用を考慮するためです。

*「右または左からの側面移乗のできるもの」とは、片側マヒの人の利用等に配慮するためです。

福祉型便房の例



手すりの設置例



◆乳幼児づれが多い公園では、子ども用便座、ベビーベット、ベビーチェアの設置が望まれます。

○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

<現行マニュアルp 263>

2. 有効幅員

○♥福祉型便房の出入口及び福祉型便房がある便所の出入口の有効幅員は、90cm以上とします。

*「80cm」とは、車いすが通過できる最低幅です。

3. 段

○♥出入口には段を設けません。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、「4.傾斜路」に定める構造の傾斜路を併設します。

4.ドアの構造

○♥高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とします。

◇便房の出入口の錠や開閉ボタンは、ベビーカーを使用している子どもの手が届かない位置に設置します。

*「円滑に開閉して通過できる構造」とするためには、引き戸が最適ですが、構造上やむを得ない場合は便房内での動作を考慮して外開き戸とします。内開き戸とする場合は、戸の開閉のために便房内で身体をよけたり便器にあたったりしないようスペースを確保します。また、外開き戸は便房が狭い場合に有効ですが、開けた時にドアの向こうの人に当たらないよう配慮することが必要です。

*段が生じる場合は、2cm以下で丸みをもたせた段に仕上げます。

*車いすが寄り付きやすい位置に便房のドア開閉ボタンを設ければ、スムーズに出入りができます。

5. 標識の掲示

○♥福祉型便房が設けられた便所の出入口又はその付近にその旨を表示した標識を掲示します。

◇標識は、JIS Z8210に合わせたものとします。

◆便所の入り口付近に、男子用及び女子用の区別(当該区別がある場合に限る)並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障がい者に示すための設備を設けることが望まれます。

◆便房の出入口付近には、福祉型便房内部の構造が分かるよう、簡略化した平面図を表示することが望まれます。

*目の不自由な人は表示だけでは男女の区別が分かりません。

福祉型便房の表示の例



6. 水洗器具

○♥福祉型便房には、高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けます。

◇便器洗浄器具のスイッチは、押しボタン式等の操作が容易なものを分かりやすい位置に設けます。

◆必要に応じて、オストメイト等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設置します。

◆洗浄ボタン、非常呼び出しボタンなどは、色や形の違い及び周囲とのコントラストに配慮し、点字などの触覚記号等による表示を行うことが望まれます。

◆目の不自由な人が円滑にトイレを利用できるよう便房内の腰掛便器や便器洗浄ボタンの場所を音声等で案内することが望まれます。

*福祉型便房のドア開閉ボタンや洗浄ボタンなどの仕様(つくり)をそろえることで、みんなが迷うことなく利

*弱視や色覚障がい、全盲の方へのわかりやすさを高めることができます。

7. 床面の仕上げ

○♥床の表面は滑りにくい材料で仕上げます。

*便房内でズボンを下げたり脱衣等が必要な場合もあることから、便房内の床の仕上げは、衛生的な管理がしやすい乾式工法とすることが望まれます。

8. 小便器

[整/5(2)(3) 誘/5(2)(3)]

♥男性用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上は、床置き式の小便器その他これに類する小便器がある便所とします。

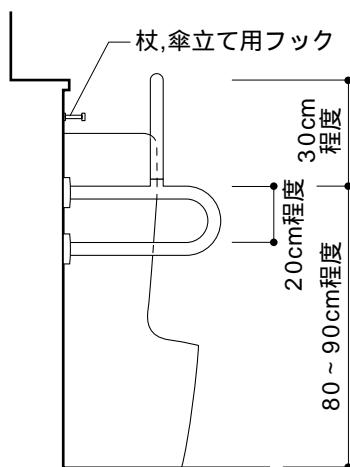
♥床置き式の小便器その他これに類する小便器のうち1以上には、手すりを設けます。

*「これに類する小便器」とは、低リップタイプの小便器で、「リップ」とは小便器の前方に張り出した受け部のことです。

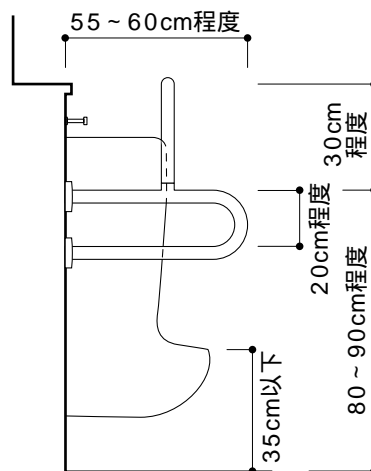
*「手すり」は、杖使用者等が前や横に体を預けるために利用されます。手すりはストールに近づけて設置し、また、小便器のうち出入口に一番近いものに設置します。

*床置き式小便器や壁掛式低リップは、身長の高い人から低い人まで使いやすい構造です。

床置き式ストールの例



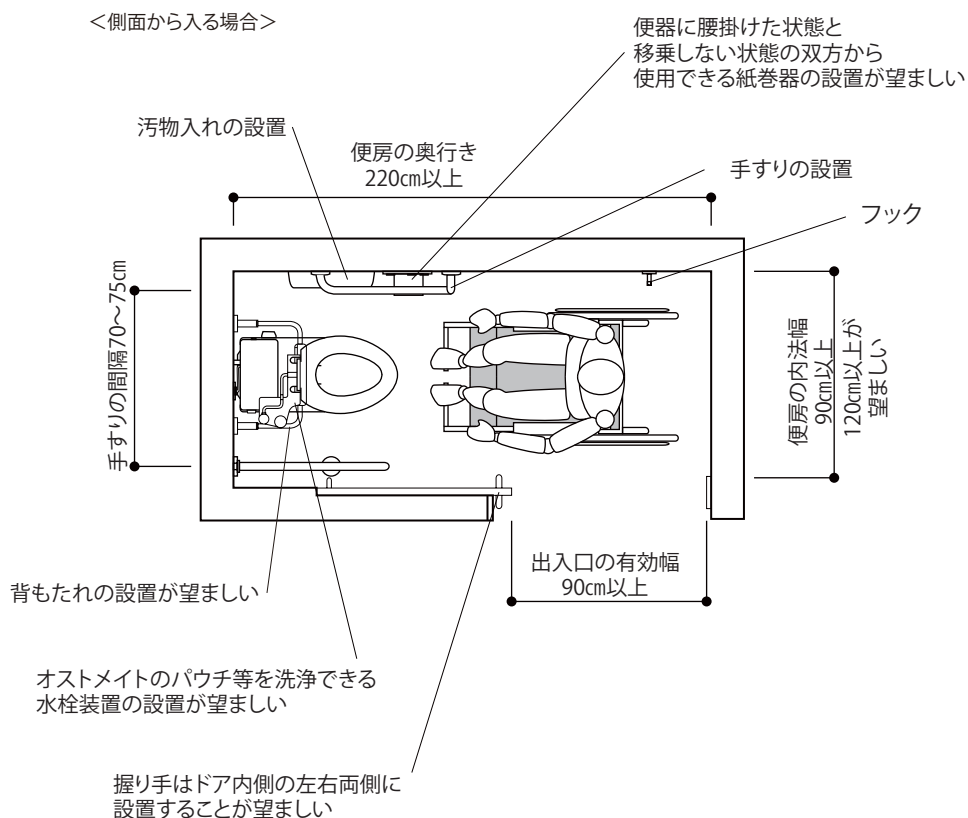
壁掛式低リップの例



福祉型便房からの機能分散

- 便所は、高齢者、障がい者等が認識しやすい場所に設置し、利用しやすい構造とする必要があります。そのため、車いす使用者が円滑に利用できる他に、内部障がい者や乳幼児連れも円滑に利用できるように、オストメイト対応設備や乳幼児用ベッド等の設置など公園便所の多機能化を図ることとします。
- 1つの便所において複数の多機能便房を設置することが困難な問題や、車いす使用者だけでなく、内部障がい者や乳幼児連れによる利用が集中する問題があります。そのような課題に対応するため、一般の便所においても、福祉型便房を設置した上で、簡易型多機能便房を設置し、利用の工夫を図ることが望まれます。(なお、簡易型機能を備えた便房のみで福祉型便房に代えることはできません。)

簡易型多機能便房の例



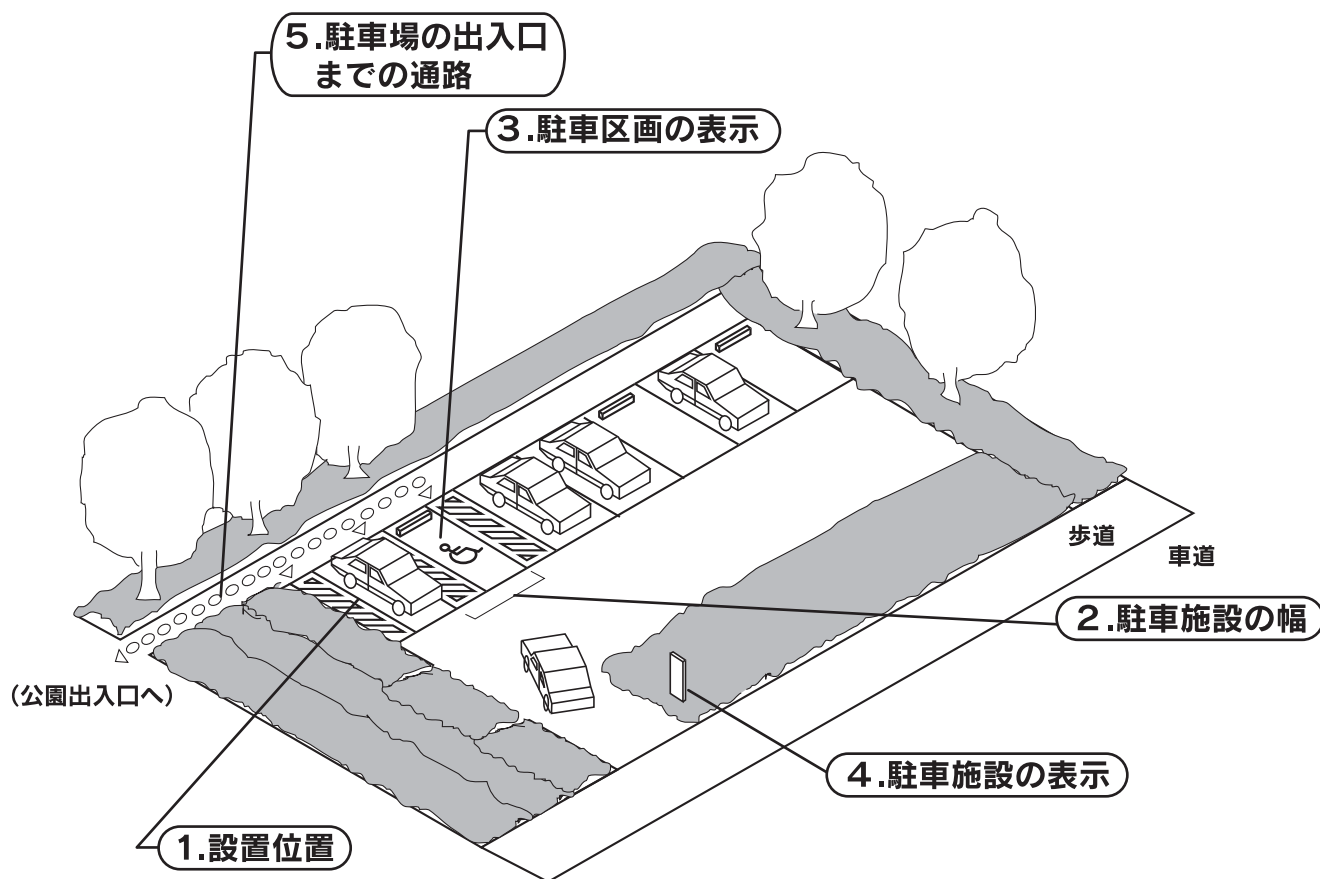
6. 駐車場

基本的な考え方

自動車は高齢者や障がい者等にとって有効な移動手段であるため、車いす使用者用駐車スペースの確保が必要となります。また、車いす使用者用駐車スペースから主要な出入口へ至る通路も、車いす使用者等に配慮した整備が必要です。

設計のポイント ● 駐車場については、車いす使用者用駐車施設を設置する場合の設置位置や構造について、特に注意することが大切です。

整備項目



整備の対象 | 公園に設ける駐車場を対象とします。

留意事項 | 車いす使用者用駐車施設の必要数
 整備基準, 誘導基準での必要数
 $必要数 \geq 全駐車台数 \times 2/100$ (全駐車台数が200台以下の場合)
 $必要数 \geq 全駐車台数 \times 1/100 + 2$ (全駐車台数が200台を超える場合)
 ※端数は全て切り上げる

1. 設置位置

○♥車いす使用者用駐車施設は、公園の出入口から車いす使用者用駐車施設に至る経路の距離が、できるだけ短くなる位置に設けます。

*車いす使用者の移動の負担を軽減するために、出入口にできる限り近い位置に設置します。

2. 駐車施設の幅

○♥車いす使用者用駐車施設の幅は、350cm以上とします。

◆車体の両側に乗降用のスペースを設けることが望まれます。

◆車体の後方にもスペースを確保することが望まれます。

*「350cm」とは、普通車用駐車スペースに、車いすが転回でき、介助者が横に付き添えるスペース（幅140cm以上）を見込んだものです。なお、自動車のドアを全開にした状態で車いすから自動車へ容易に乗降できる幅を確保することが重要です。

*「両側に乗降用のスペース」とは、前方、後方からの駐車の場合の乗降、さらに、助手席からの乗降を考慮したものです。

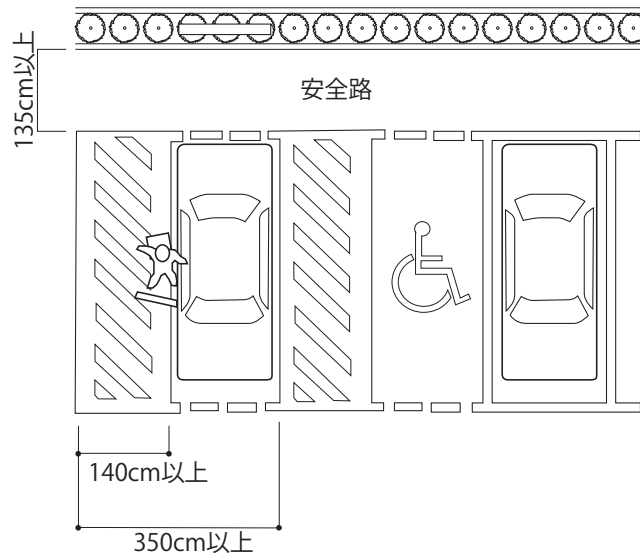
*車体の後方スペースは、トランクから車いすを積み下ろしするなど多様な状況にも対応できます。

*車いす使用者が車から乗り降りする場合、時間がかかる上に傘を差すことが困難なため、屋根があると雨天時も濡れずに安心して乗り降りできます。

○♥車いす使用者用駐車施設の後部には幅135cm以上の安全路を設置します。

◆肢体不自由者、妊産婦、乳幼児連れの人などの利用が多い公園においては、これらの利用者の乗降に配慮し、通常の駐車スペースより少し大きめの駐車スペースを設置することが望ましい。

車いす使用者用駐車施設の幅の例



3. 駐車区画の表示

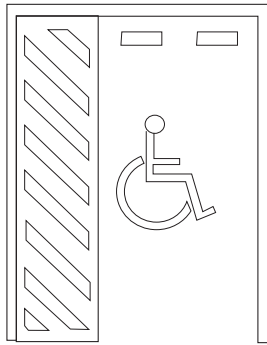
[整/6(2)イ 誘/6]

○♥車いす使用者用である旨を、見やすい方法で表示します。

◇反射シール等を貼ることは、バック入庫の場合やつまずき防止に有効です。

車いす使用者駐車区画の表示の例

(路面表示の例)



(立て看板の例)



*「見やすい方法」とは、床面に車いすマークを表示することや、壁面や看板等に表示することです。

*建築物の整備基準では、全駐車台数が5台未満の場合、「専用」の表示を求めています。公園においては、その公共性から表示を求めています。

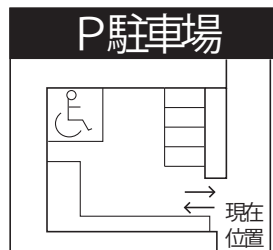
*「反射シール等を貼ることは、頸部障害等の身体上の理由から後ろを振り向くことができない運転手に配慮するためです。また、夜間駐車のためにも有効であり、車止めに貼ることにより、つまずき防止にもなります。(P96参照)

4. 駐車施設の表示

[誘/6]

♥道路から駐車場に通じる出入口に、車いす使用者用駐車施設がある旨を、見やすい方法により表示します。

表示の例



*「見やすい方法」とは、駐車場の出入口に、車いす使用者用駐車施設が設置されていることがわかるように標識を設け、駐車場の入口から車いす使用者用駐車施設に至るまでの誘導用の標識を設けることです。

5. 駐車場の出入口までの通路

[整/6(2)ア 誘/6]

※設計編(建築物)
「8.敷地内の通路」の項を
参照(P100)

※設計編(建築物)
「9.手すり」の項を
参照(P106)

○♥車いす使用者用駐車施設に通じる出入口から車いす使用者用駐車施設に通じる駐車場内の通路は、設計編〔建築物〕「8.敷地内の通路」で定めるように下表の構造とします。

◇駐車場から公園までの通路を下表の構造に準じて、駐車場内の通路と連続的に整備する必要があります。

◆駐車スペース及び通路に屋根または庇を設けることが望まれます。

*車いす使用者の通行動線の整備を求めたものです。

*駐車場の出入口から車いす使用者用駐車施設(駐車区画)までの駐車場内の通路が対象です。

*駐車場内の通路は、車いす使用者が通行可能な傾斜路や通路幅の確保等について配慮します。

設計編〔建築物〕「8.敷地内の通路」に定める構造

整備内容	○整備基準	♥誘導基準
床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げるとともに、車いす使用者の通行に支障のないものとする	同 左
有効幅員	120cm以上	180cm以上
高低差がある場合	3の項(1)から(6)までに定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用昇降機を設ける	3の項(1)及び(3)から(7)(ただし、こう配は1/15)に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用昇降機を設ける
有効幅員	120cm以上 (段を併設する場合は90cm以上)	150cm以上 (段を併設する場合は120cm以上)
こう配	1/12(傾斜路の高さが16cm以下の場合)は1/8)以下	1/15以下
踊場	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設ける	同 左
手すり	手すりを設ける	両側に手すりを設ける
設置方法	原則として連続して設け、高さは80cm程度とする	連続して設け、1本の場合は80cm程度 2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする
形状	握りやすい形状で、傾斜路並びに階段等の上下端部では、高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込む	同 左
点字表示		手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する
床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる	同 左
傾斜路の識別	傾斜路前後の園路等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする	踊場及び当該傾斜路に接する園路等の色と明度の差の大きい色とすること等により識別しやすいものとする
交差部又は接続部		傾斜路の交差部又は接続部に踏幅150cm以上の踊場を設ける

注)公園は、整備基準、誘導基準ともに、「傾斜路の識別」については、色の明度差が大きいことに加え、「色相または彩度の差の差が大きい」ことが必要です。

○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:整備が必要な事項 ◆:配慮が望まれる事項 *:語句の解説等

○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

7.手すり

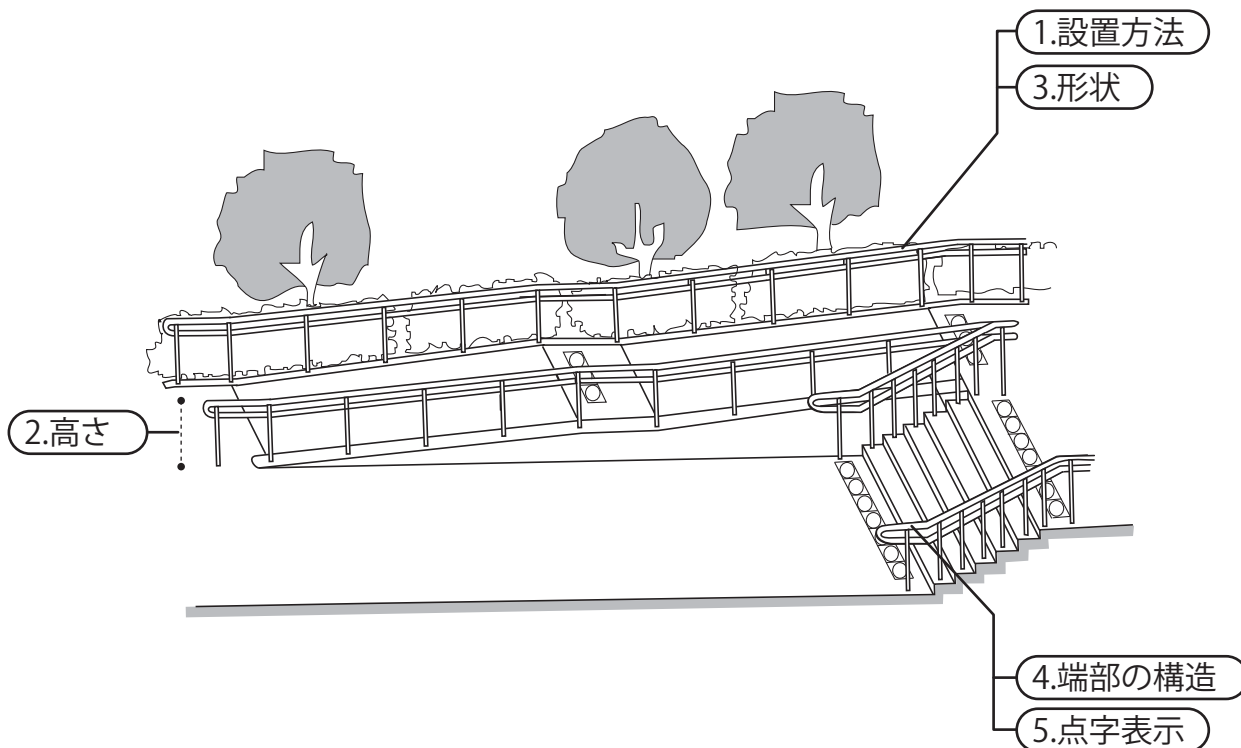
基本的な考え方

手すりは、高齢者や障がい者等の安全を確保したり、歩行や移動などの動作を補助するための設備であり、目的に応じた形状、大きさ、材料、取付位置、寸法で堅固に設置することが必要です。また、手すりのデザインについては、利用しやすい構造とするとともに景観との調和にも配慮が必要です。

設計のポイント

- 公園の手すりも、高齢者、障がい者等にとって、誘導、身体の支持、動作の補助、安全確保等のために必要な設備であり、適切な場所にしっかりと固定して設ける必要があります。また、設置場所、必要性等に応じ、適切な形状及び寸法とすることが大切です。
- 特に、視覚障がい者にとって手すりは現在位置、進行方向などの情報提供となることから、適切な点字による表示や末端処理を行う必要があります。

整備項目



整備の対象 | 公園内の園路、傾斜路や階段に設ける手すりを対象とします。

留意事項 | 手すりの規定は、手すりを設ける場合の構造について定めたものです。

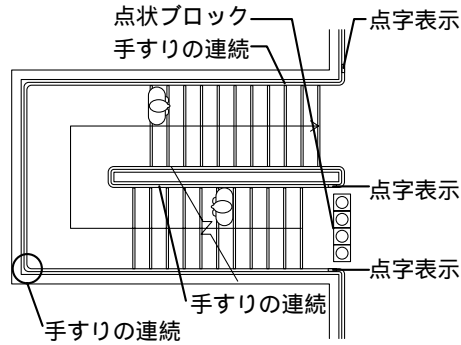
1. 設置方法

[整/7(1) 誘/7(1)]

手すりは、原則として連続して設置します。

♥手すりは、連続して設置します。

手すりの連続の例



* 点状ブロック等の敷設について、段がある部分の上端に近接する踊場の部分に、段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りではありません。

2. 高さ

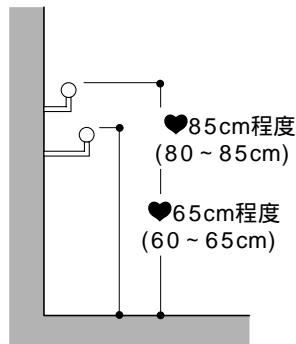
[整/7(2) 誘/7(2)]

♥取り付けの高さは、1本の場合は80cm程度とします。また2本の場合は、65cm程度及び85cm程度のものを設置します。

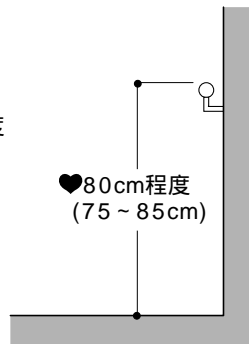
* 手すりを2本設けるのは、高齢者や障がい者等、身長の違いなどさまざまな人の利用に対応するためです。

手すりの高さ

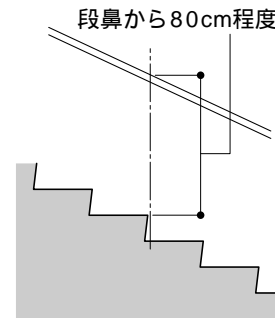
(2本の場合)



(1本の場合)



(階段の場合)

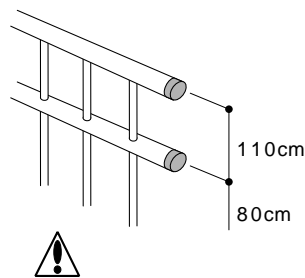


3. 形状

[整/7(3) 誘/7(3)]

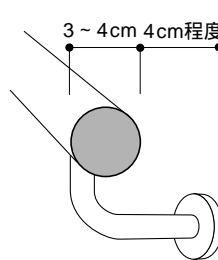
♥手すりの形状は、握りやすいものとしします。

握れない手すりの例



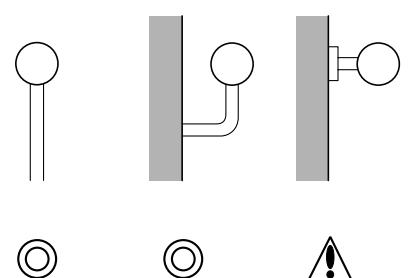
(手すりが連続していないため)

手すりの形状の例



◎:望ましい整備例

⚠:望ましくない整備例



(握りにくいため)
(支持材が手にぶつかりやすいため)

: 整備基準 ♥: 誘導基準 : 整備が必要な事項 : 配慮が望まれる事項 *: 語句の解説等

4. 端部の構造

○♥階段等の上下端部から50cm以上の水平部を設け、両端を壁面又は下方へ巻き込みます。

◇壁とのあきは4cm程度とし、また、手すりの下側で支持し、握りやすいよう配慮します。

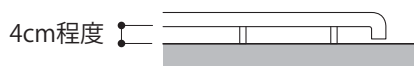
◆手すりの端部の長さは、階段や傾斜路においては起終点から45cm以上かつ水平部分を30cm以上確保することが望まれます。

*「(手すりの)両端を壁面または下方へ巻き込む」としているのは、傾斜路、階段等を通り終えたことを知らせるための措置です。

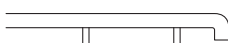
*「水平部分を設置」としているのは傾斜や段の始まり、終わりを知らせるためや、昇り降りに際し、高齢者等にとって移動を容易にするためです。

端部の形状の例

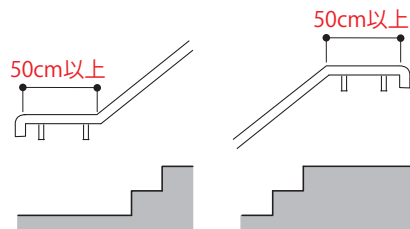
(壁方向に曲げる場合)



(下方に曲げる場合)

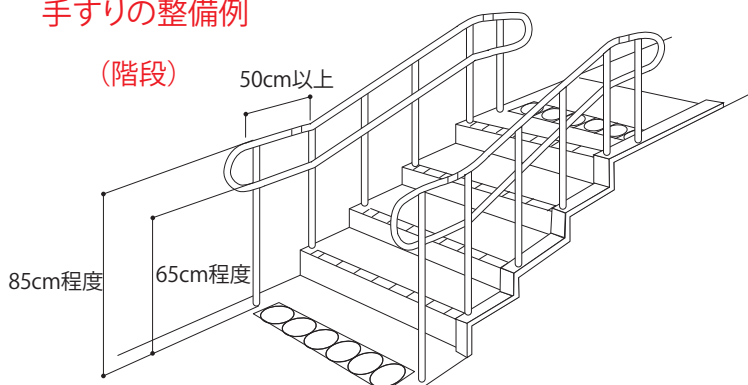


(階段等終了部分)

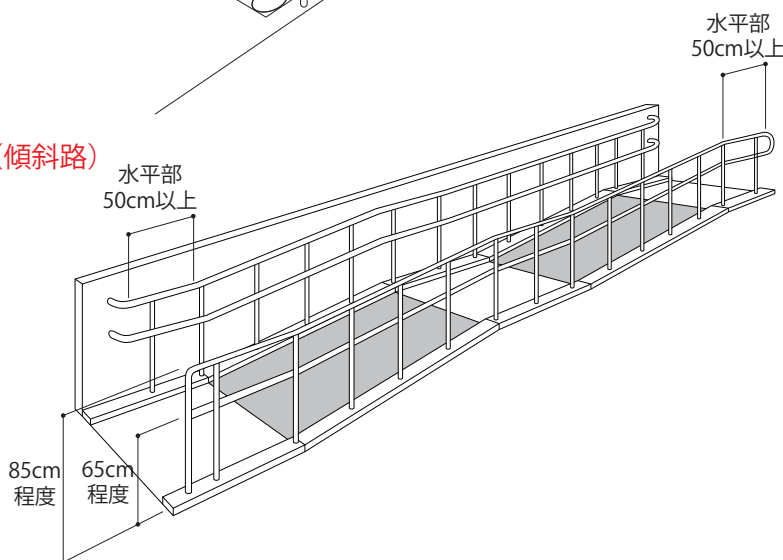


手すりの整備例

(階段)



(傾斜路)



5. 点字表示

○♥手すりの端部、わん曲部等に、現在位置、方向、行き先等を点字で表示します。

◇点字による表示方法は、JIS T0921に合わせたものとします。

*「点字表示」は、視覚障がい者の安全な移動を確保するための措置です。

8. 視覚障がい者誘導用ブロック等

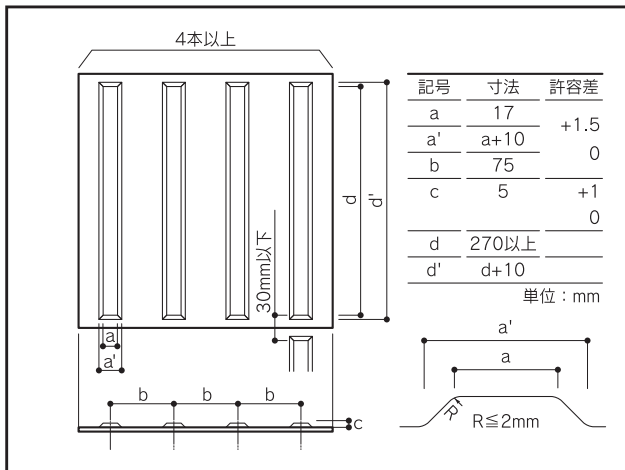
基本的な考え方

視覚障がい者誘導用ブロック等は、方向の誘導や危険回避のための有効な手段です。周囲の状況等を考慮し、視覚障がい者等が容易に確認でき、わかりやすい方法で敷設することが必要です。

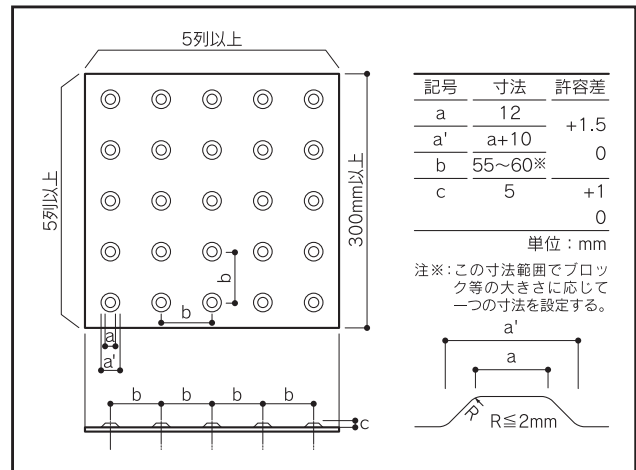
設計のポイント ●視覚障がい者が白杖を視覚障がい者誘導用ブロック等に沿わせて利用していることから、まわりの舗装材をレンガやタイルとする場合は、識別できるよう配慮が必要です。

整備項目

線状ブロック等



点状ブロック等



整備の対象 □公園内の園路、階段、傾斜路に設ける視覚障がい者誘導用ブロック等を対象とします。

1. 色

[整/8 誘/8]

○♥色は原則として黄色とします。ただし、これによりがたい場合は、周囲の舗装材との色の明度差又は輝度比の大きい色とします。

*色については、弱視者に配慮して「原則として黄色とする」ことを求めています。これは、黄色が「目立ちやすく慣習化している」と判断しているためであり、周囲の床材の色の対比を大きくすることが有効です。
(「明度差の大きい色」は「3.資料編」参照(P310))

2. 大きさ

[整/8 誘/8]

○♥大きさは原則として縦横それぞれ30cmとします。

3. 形状・寸法等

◇形状・寸法については、JIS T9251に合わせたものとします。

9. 標識類

基本的な考え方

公園での案内板や標識は、利用者の円滑な移動を誘導するための有効な手段であることから、わかりやすく適切な位置に設置する必要があります。

設計のポイント

- 案内表示については、公園の出入口をはじめとして、必要に応じて案内板を設置することを整備基準として求めています。
- 「点字表示等」「識別性の確保」「誘導鈴等の設置」を行った案内板を、公園の出入口をはじめとして園内の主要な箇所に設置することを求めています。

整備項目

5. 全体案内板

6. 視覚障がい者用案内板

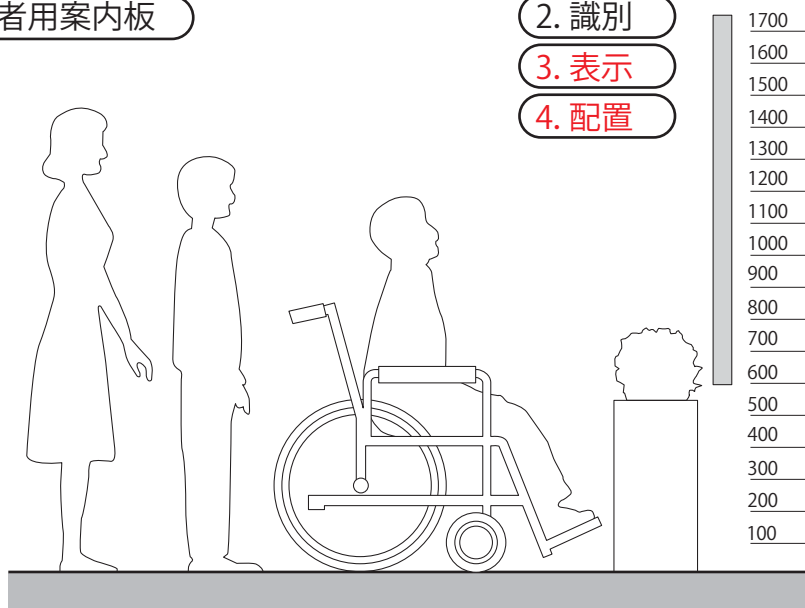
7. 掲示板

1. 構造

2. 識別

3. 表示

4. 配置



整備の対象 | 公園内に設ける標識類を対象とします。

1. 構造

○♥高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造とします。

◇案内板・制札板等、読む内容の多いサインは、車いす利用者にも見やすい高さに設定します。

*案内板の設置場所に傾斜がある場合は、地盤の低い位置の方に板面の高さを合わます。

*案内板の足元は、車いす使用者が十分に近づけるようにします。擁壁や植込みの中の奥まった位置にあると板面に顔を近づけて読むことができないので避けます。

2. 識別

○♥案内表示に表示された内容が容易に識別できるものとします。

5 全体案内板

○♥不特定かつ多数の人または高齢者, 障がい者等の利用に配慮された公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は, そのうち1以上は, 主要な園路及び広場の出入口の付近に設けます。

6. 視覚障がい者用案内板

♥点字で表示するとともに, 文字や記号を彫り込んで表示します。

♥できるだけ大きな文字とし, 色の対比を鮮明にします。

7. 掲示版

◆独自にデザインする場合は, 高齢者, 障がい者等に認識してもらえるよう, 分かりやすいデザインについて聴取するなどにより検討することが望まれます。

◆工事の実施等により移動円滑化園路が遮断される場合には, 工事実施等により利用できない旨の案内表示や, 迂回路をわかりやすく示すことが望まれます。

10.ベンチ

基本的な考え方

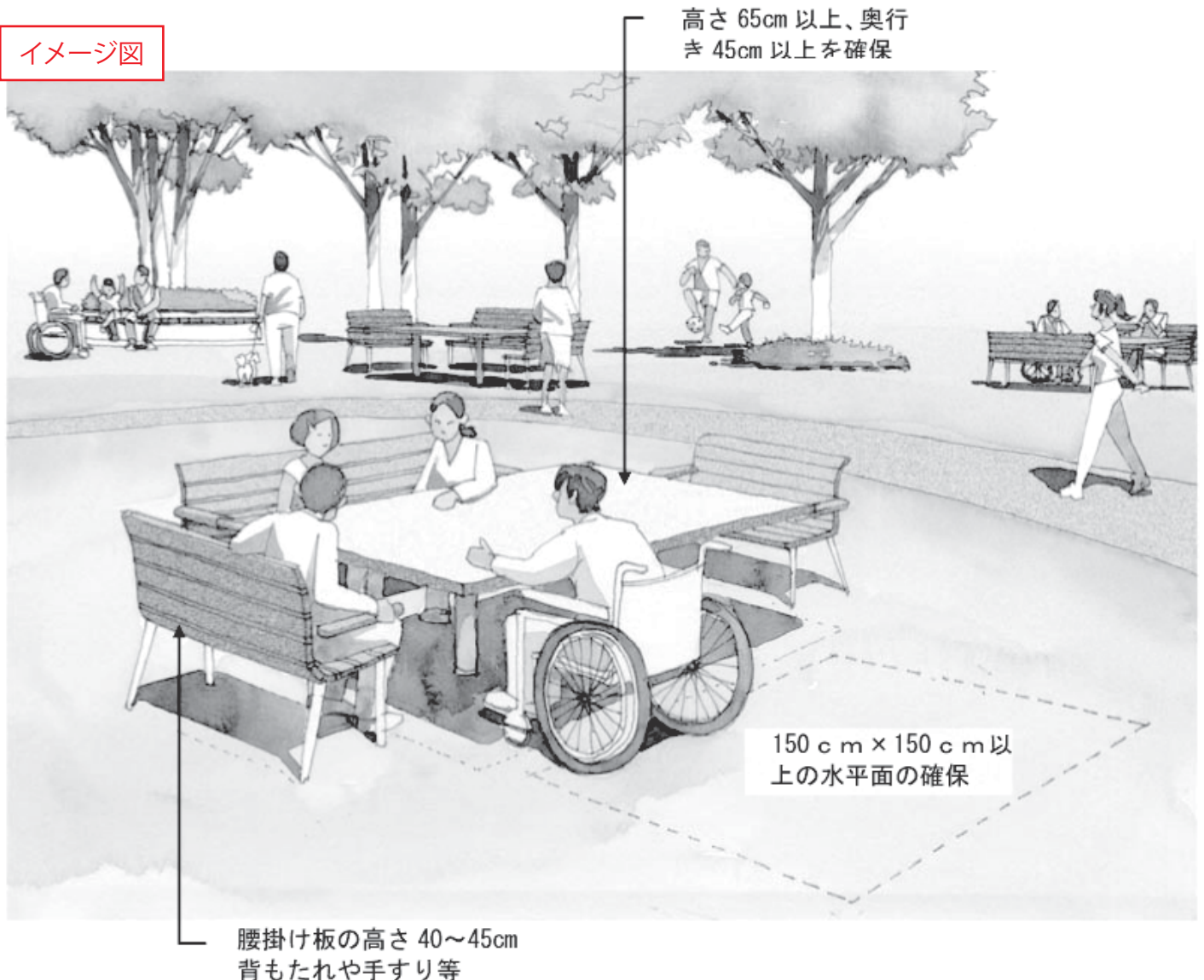
ベンチを設置する場合には、高齢者や障がい者等が利用しやすい位置やその構造に配慮が必要です。

設計のポイント

- 高齢者、障がい者等が利用することから、利用しやすい位置にしっかりと固定することが大切です。
- 利用目的にあわせた高さや構造に配慮することが大切です。

整備項目

イメージ図



整備の対象

| □公園内に設置されるベンチを対象とします。

○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

<現行マニュアルp278①>

1.構造

○♥必要に応じて高齢者,障がい者等の利用に配慮した構造のベンチを設けます。

- ◆ベンチを設ける際には,腰掛け板の高さは40～45cmとすることが望まれます。また,移動等円滑化園路の距離が長い公園では,長時間の歩行が困難な高齢者,障がい者等の休憩の際の立ち座りの負担軽減のため,腰掛け板の高さをより高くしたベンチを設けることが望まれます。
- ◆ベンチには,背もたれや手すり等を設けることが望まれます。
- ◆ベンチの周辺には,車いすが近づき,隣接して滞在出来るよう150cm×150cm以上の水平面を確保することが望まれます。

*「高齢者,障がい者等の利用に配慮した構造のベンチ」とは,腰掛け板の高さは40cm程度とし,必要に応じて手すり兼用のひじ掛けを設けたものとします。

*視覚障がい者はベンチにどこまで深く腰掛けることができるのかわからないため,背もたれが必要です。

11.野外卓

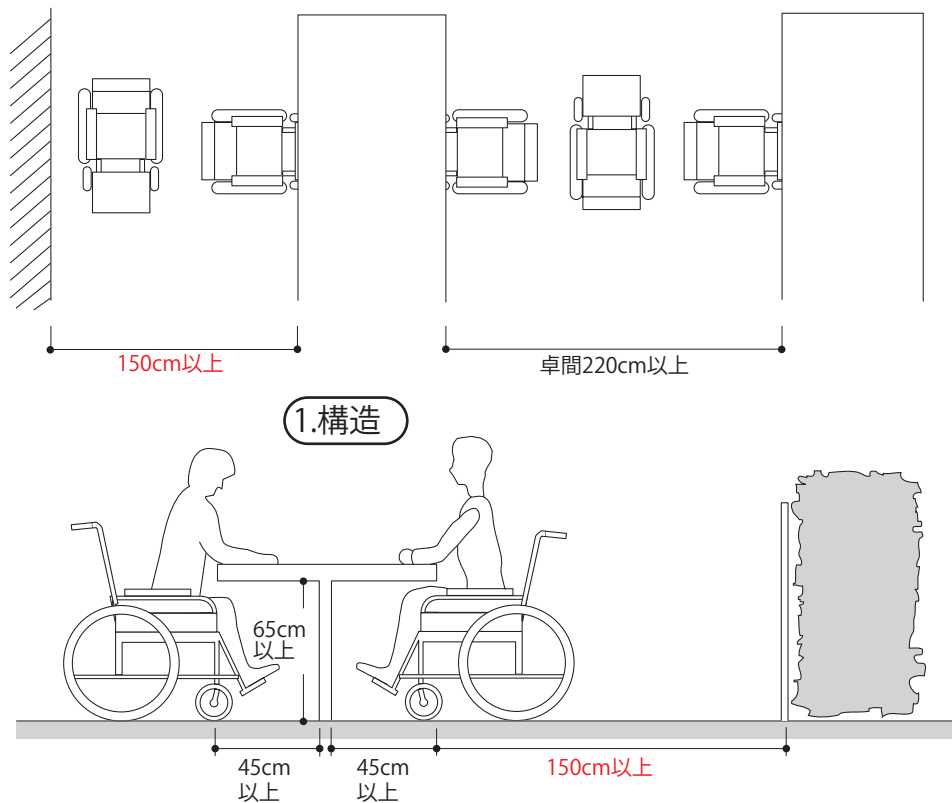
基本的な考え方

野外卓を設置する場合には、高齢者や障がい者等が利用しやすい位置やその構造に配慮が必要です。

設計のポイント

●多くの車いす使用者が同時に利用する場合を想定して、車いすが卓間を移動できる幅を確保することが重要です。

整備項目



整備の対象 | □公園内に設置する野外卓を対象とします。

1.構造

- ♥車いす使用者等の利用に配慮した構造の野外卓を設けます。
- ♥車いすで接近できるように使用方向に150cm以上の水平部を設けます。
- ◇卓の下部に高さ65cm以上、奥行き45cm以上のスペースを設けます。また、この部分には足つなぎの棒は設けないものとします。
- ◇多くの車いす使用者が同時に利用する場合、車いすが卓間を移動できるように220cm以上離します。

*「180cm以上の水平部」は、車いすが回転しやすい幅として望まれません。

*卓の下部には、車いす使用者の利用に配慮した空間を確保することが望まれます。

12. 券売機

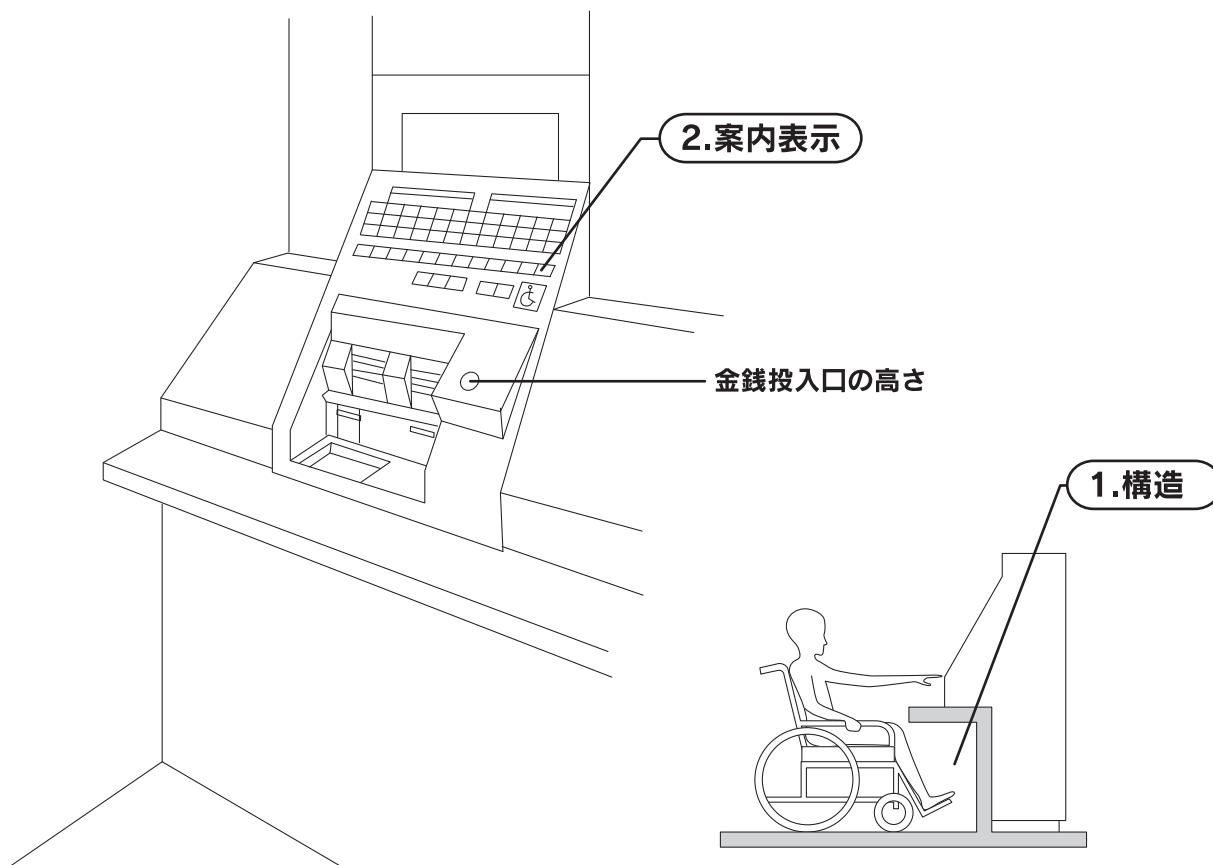
基本的な考え方

券売機の金銭投入口や案内表示等の高さは、車いす使用者や視覚障がい者の利用に配慮する必要があります。

設計のポイント

- 券売機の下部は車いす使用者が寄りつきやすい構造とし、金銭投入口やボタンなどが円滑に操作できるよう配慮することが必要です。
- 視覚障がい者に配慮して点字表示、または音声による案内をすることが必要です。

整備項目



整備の対象 | □公園内に設置する券売機を対象とします。

1. 構造

[整/12 誘/12]

- ♥1か所に2以上の券売機を設ける場合においては、車いす使用者の利用に支障がない構造とします。

*点字表示を行う等、視覚障がい者の利用しやすい券売機には、視覚障がい者誘導用ブロック等による誘導が望まれます。

2. 案内表示

[整/12 誘/12]

- ♥1以上の券売機では、料金等を点字で表示します。

13.水飲み器・手洗い場

基本的な考え方

高齢者や障がい者等が支障なく接近でき利用できるように、設置位置や構造に配慮する必要があります。

設計のポイント

- すべての人が寄りつきやすい位置と周辺の形状を考えることが大切です。
- 通行の妨げにならないよう工夫します。

整備項目



整備の対象

公園内に設置する不特定かつ多数の人または主に高齢者、障がい者等が利用する水飲み器・手洗い場を対象とします。

留意事項

水飲み器・手洗い場を設ける場合は、整備基準、誘導基準ともに1ヶ所以上の整備を求めています。

- | | | |
|----------------|---|--|
| 1. 飲み口等の高さ | ○♥飲み口及び洗面部分の高さは、76cmを標準とします。 | *「車いす使用者の利用に支障のないもの」とは、飲み口及び洗面部分までの高さを70～80cmとし、子ども、高齢者に配慮した高さです。 |
| 2. 給水栓の構造 | ○♥給水栓は自動感知式、ボタン式又はレバー式とします。 | *手の不自由な人などの利用に配慮すると、「自動感知式」が便利ですが、例えば視覚障がい者の利用を考えると「ボタン式又はレバー式」も同等に併設することが望まれます。 |
| 3. 水飲み器の下部スペース | ○♥水飲み器の下に高さ65cm以上の空間を確保します。 | *「十分なスペース」とは、車いすが回転できるスペース（直径150cm以上）です。 |
| 4. 水平部分 | ○♥水飲み器の使用のため接近する方向の床に奥行150cm以上、幅90cm以上の水平部分を設けます。 | *「80cm」とは、車いすが通過できる最低幅です。 |
| 5. 周辺のスペース | ○♥手洗い場を設ける場合においては、周辺に車いす使用者が容易に近づける十分な広さを確保します。 | |

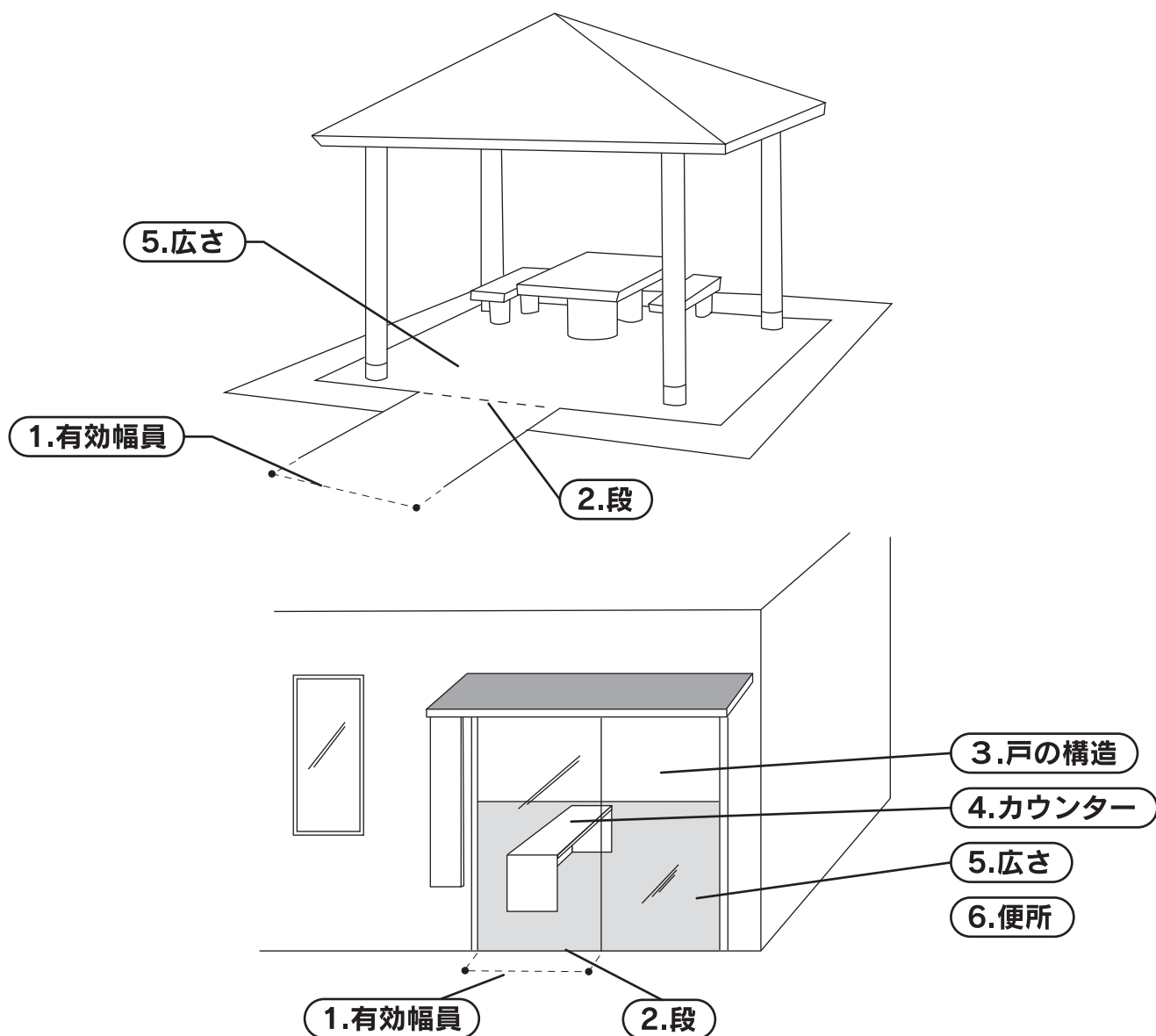
14. 休憩所及び 管理事務所

基本的な考え方

高齢者や障がい者等が支障なく利用できるように、出入口や広さ等に配慮する必要があります。

設計のポイント ●すべての人が寄りつきやすい位置に設け、ベンチやカウンター等を円滑に利用できるよう配慮することが必要です。

整備項目



整備の対象 | □公園内に設置される休憩所及び管理事務所を対象とします。

1. 有効幅員

[整/14(1)ア 誘/14(1)ア]

♥出入口の有効幅員は120cm以上とします。ただし、地形の状況等の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができます。

2. 段

[整/14(1)イ 誘/14(1)イ]

「4.傾斜路」の項を参照
(P260)

♥車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないものとします。ただし、地形の状況等の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、「4.傾斜路」に定める構造の傾斜路を併設します。

「4.傾斜路」に定める構造

整備内容	整備基準	♥誘導基準
有効幅員	130cm以上 (段を併設する場合は90cm以上)	150cm以上 (段を併設する場合は120cm以上)
路面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる	同 左
傾斜路の識別	傾斜路の上端に近接する園路等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする	踊場及び当該傾斜路に接する園路等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする
手すり	両側に手すりを設ける	同 左
設置方法	原則として連続して設け、1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする	連続して設け、1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする
縦断こう配等1	原則として4%以下とし、高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに長さ150cm以上、幅180cm以上の水平部分を設ける	4%以下とし、高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに長さ150cm以上の水平部分を設ける
縦断こう配等2	4%以上となる部分の上下端部には、長さ180cm以上の水平部分を設ける	3%以上となる部分の上下端部には、長さ180cm以上の水平部分を設ける
最大縦断こう配	8%以下	
横断こう配	横断こう配は設けない	同 左
点状ブロック等	傾斜路の上端に近接する園路及び踊場の部分に、必要に応じて敷設する	傾斜路の上下端に近接する園路及び踊場の部分に敷設する
立ち上がり	傾斜路の両側に立ち上がり部を設ける	同 左

3. 戸の構造

[整/14(1)ウ 誘/14(1)ウ]

♥戸を設ける場合は、有効幅員は80cm以上とし、高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造とします。

4. カウンター ○♥カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造とします。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応することができる構造の場合はこの限りではありません。
5. 広さ ○♥車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保します。
6. 便所 ○♥不特定かつ多数の人または主に高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合は、「5.便所」で定める構造の便所を設けます。
7. その他の設備 ◆乳幼児連れには、授乳のためのいす、おむつ替え台が必要なため、休憩所、管理事務所や売店、飲食店等に授乳室やおむつ替えが出来る場所を設けることが望ましい。
- ◆急病等の際に安静をとるための救護施設を管理事務所に設けることが望ましい。
- ◆管理事務所の場所を把握しやすくするため、分かりやすい名称の表示や音声案内など、到達しやすく、入口をわかりやすくすることが望ましい。

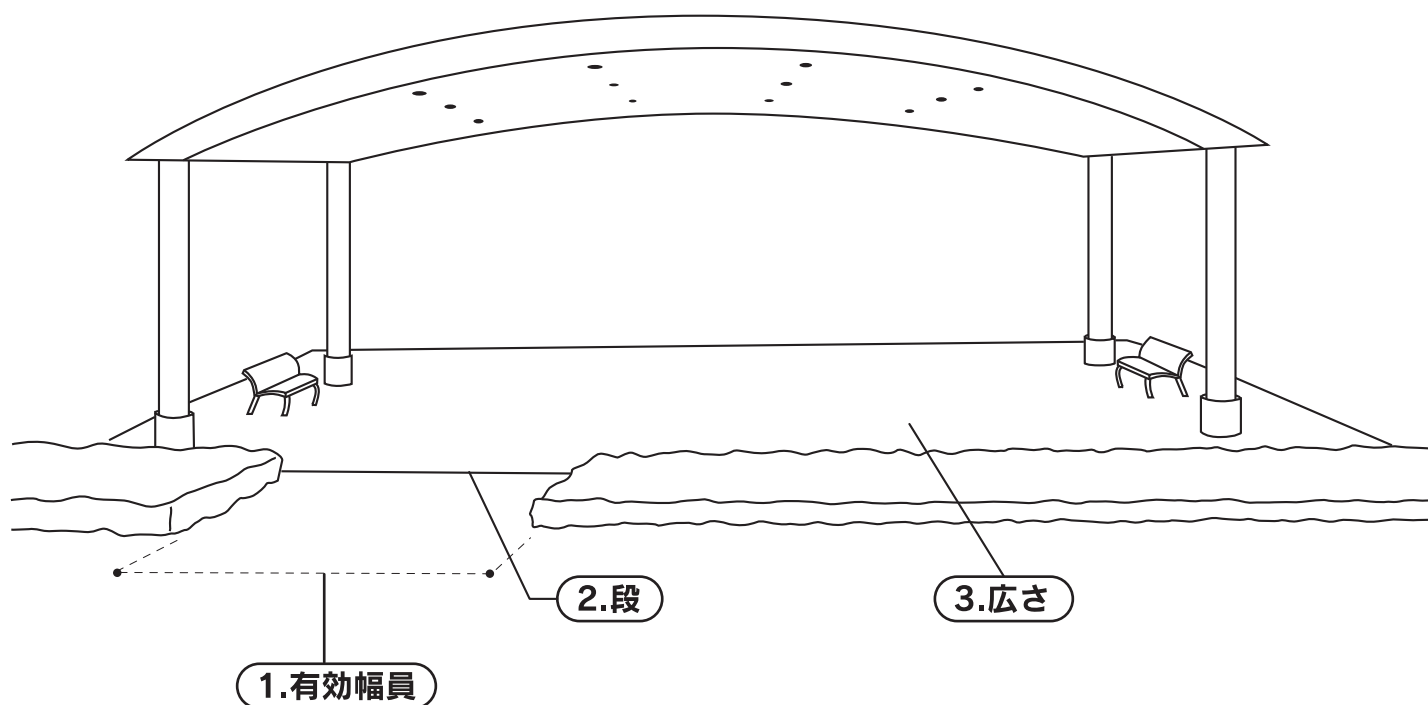
15.屋根付き広場

基本的な考え方

高齢者や障がい者等が支障なく利用できるように、出入口や広さ等に配慮する必要があります。

設計のポイント ●すべての人が寄りつきやすい位置に設ける必要があります。

整備項目



整備の対象 | □公園内に設置される屋根付き広場を対象とします。

1. 有効幅員

[整/15(1)ア 誘/15(1)ア]

♥出入口の有効幅員は120cm以上とします。ただし、地形の状況等の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができます。

2. 段

[整/15(1)イ 誘/15(1)イ]

♥車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないものとします。ただし、地形の状況等の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、「4.傾斜路」に定める構造の傾斜路を併設します。

「4.傾斜路」に定める構造

「4.傾斜路」の項を参照
(P260)

整備内容	整備基準	♥誘導基準
有効幅員	130cm以上 (段を併設する場合は90cm以上)	150cm以上 (段を併設する場合は120cm以上)
路面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる	同 左
傾斜路の識別	傾斜路の上端に近接する園路等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする	踊場及び当該傾斜路に接する園路等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする
手すり	両側に手すりを設ける	同 左
設置方法	原則として連続して設け、1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする	連続して設け、1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする
縦断こう配等1	原則として4%以下とし、高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに長さ150cm以上、幅180cm以上の水平部分を設ける	4%以下とし、高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに長さ150cm以上の水平部分を設ける
縦断こう配等2	4%以上となる部分の上下端部には、長さ180cm以上の水平部分を設ける	3%以上となる部分の上下端部には、長さ180cm以上の水平部分を設ける
最大縦断こう配	8%以下	
横断こう配	横断こう配は設けない	同 左
点状ブロック等	傾斜路の上端に近接する園路及び踊場の部分に、必要に応じて敷設する	傾斜路の上下端に近接する園路及び踊場の部分に敷設する
立ち上がり	傾斜路の両側に立ち上がり部を設ける	同 左

3. 広さ

[整/15(2) 誘/15(2)]

♥車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保します。

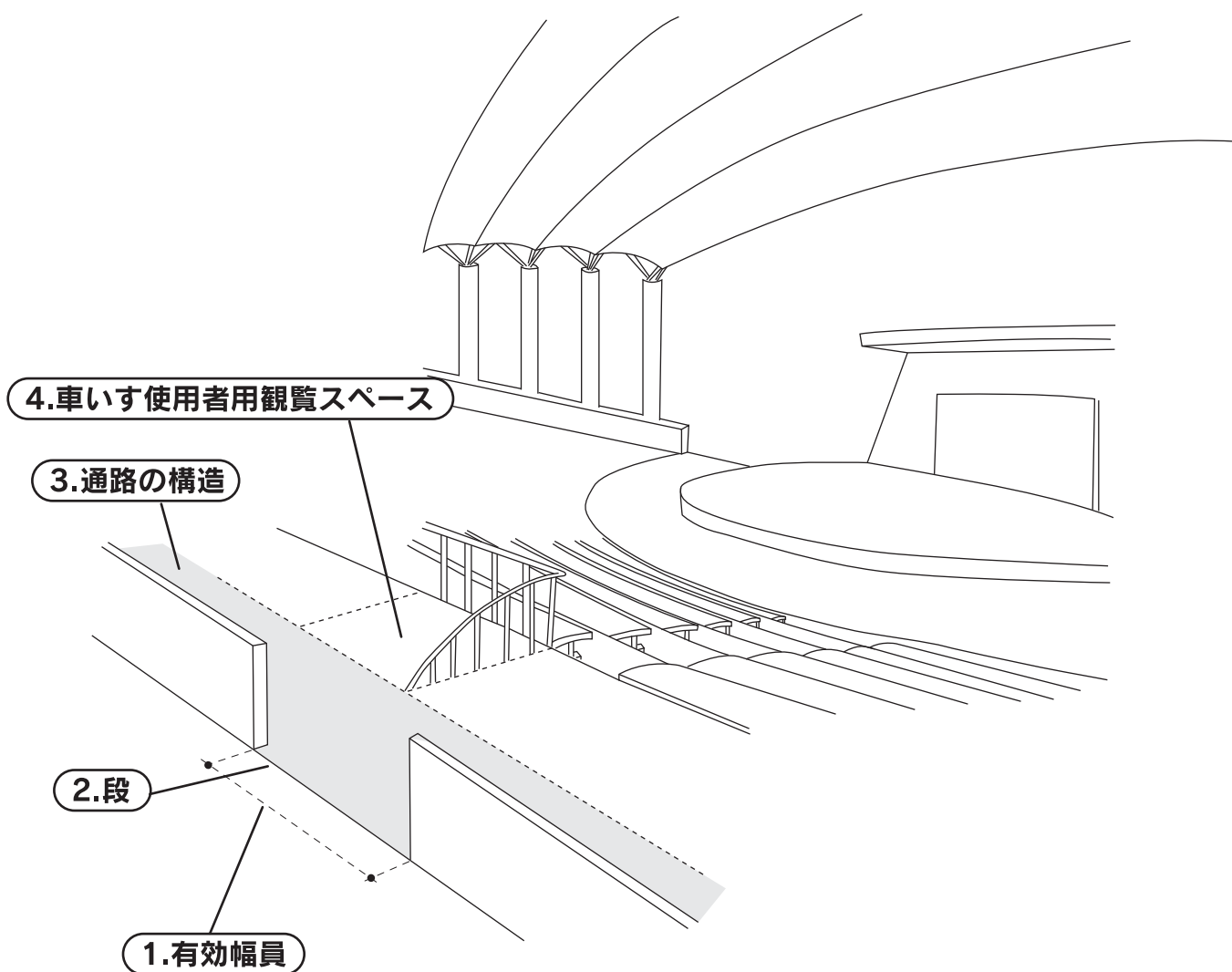
16. 野外劇場及び 野外音楽堂

基本的な考え方

野外劇場及び野外音楽堂には、出入口から容易に到達できる位置に車いす使用者が利用できる観覧スペースを設けます。

設計のポイント ● 野外劇場及び野外音楽堂では、車いす使用者観覧スペースに容易に到達できるよう通路を確保し、見やすく安定して停止できるようにします。

整備項目



整備の対象 | □ 公園内に設置される野外劇場及び野外音楽堂を対象とします。

1. 有効幅員

[整/16(1) 誘/16(1)]

♥出入口の有効幅員は120cm以上とします。ただし、地形の状況等の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができます。

2. 段

[整/16(1) 誘/16(1)]

♥車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないものとします。ただし、地形の状況等の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、「4.傾斜路」に定める構造の傾斜路を併設します。

「4.傾斜路」に定める構造

「4.傾斜路」の項を参照
(P260)

整備内容	整備基準	♥誘導基準
有効幅員	130cm以上 (段を併設する場合は90cm以上)	150cm以上 (段を併設する場合は120cm以上)
路面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる	同 左
傾斜路の識別	傾斜路の上端に近接する園路等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする	踊場及び当該傾斜路に接する園路等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする
手すり	両側に手すりを設ける	同 左
設置方法	原則として連続して設け、1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする	連続して設け、1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする
縦断こう配等1	原則として4%以下とし、高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに長さ150cm以上、幅180cm以上の水平部分を設ける	4%以下とし、高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに長さ150cm以上の水平部分を設ける
縦断こう配等2	4%以上となる部分の上下端部には、長さ180cm以上の水平部分を設ける	3%以上となる部分の上下端部には、長さ180cm以上の水平部分を設ける
最大縦断こう配	8%以下	
横断こう配	横断こう配は設けない	同 左
点状ブロック等	傾斜路の上端に近接する園路及び踊場の部分に、必要に応じて敷設する	傾斜路の上下端に近接する園路及び踊場の部分に敷設する
立ち上がり	傾斜路の両側に立ち上がり部を設ける	同 左

3. 通路の構造

[整/16(2) 誘/16(2)]

♥通路の有効幅員は120cm以上とします。ただし、地形の状況等の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近の広さを車いすの転回に支障のないものとした上で、80cm以上とすることができます。

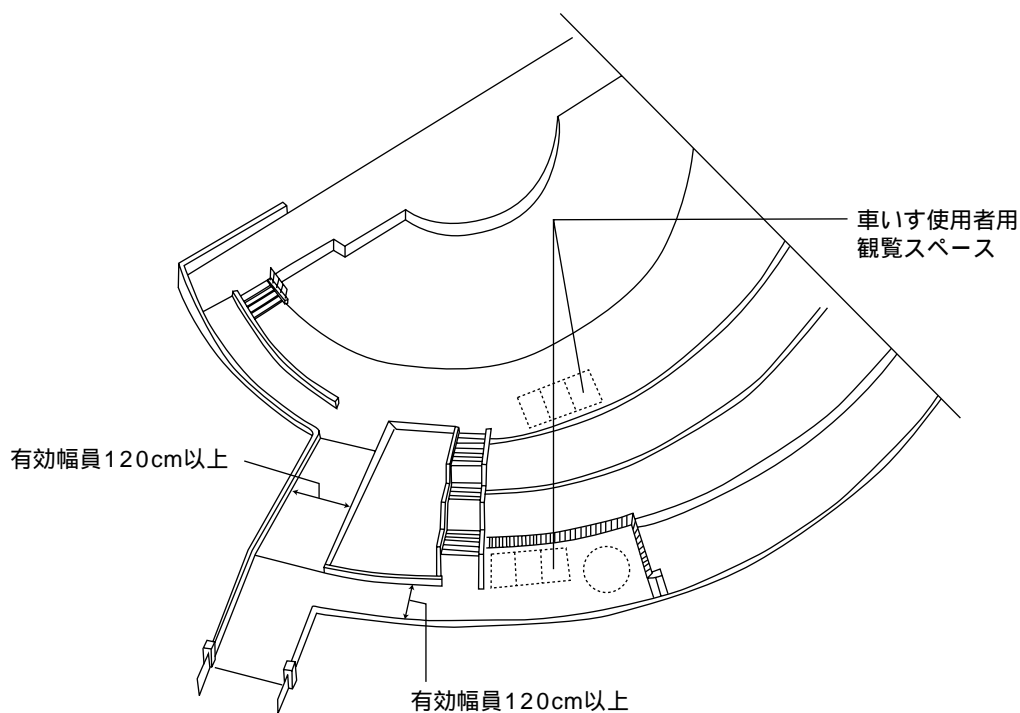
*「通路」とは、出入口と車いす使用者用観覧スペース及び車いす使用者等に配慮した便所を結ぶ経路です。

♥車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないものとします。ただし、地形の状況等の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、「4. 傾斜路」に定める構造の傾斜路を併設します。

♥縦断こう配は4%以下とします。ただし、地形の状況等の理由によりやむを得ない場合は、8%以下とすることができます。

♥横断こう配は1%以下とします。ただし、地形の状況等の理由によりやむを得ない場合は、2%以下とすることができます。

♥路面は、滑りにくい仕上げとします。



4. 車いす使用者用 観覧スペース

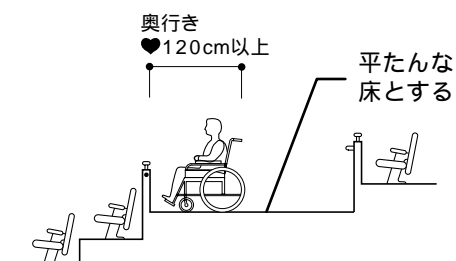
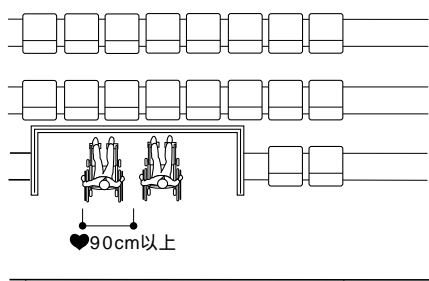
[整/16(3) 誘/16(3)]

♥収容定員が200以下の場合は、収容定員に1/50を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は、収容定員に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用観覧スペースを設けます。

♥1席当たり、幅90cm以上、奥行き120cm以上とします。

♥車いす使用者が利用する際に支障となる段を設けないものとします。

車いす使用者用観覧スペースの例





2-5. 路外駐車場

路外駐車場について

- 条例の対象となるのは、駐車場法第12条に規定する路外駐車場^{注)}です。駐車場法第12条に規定する路外駐車場については、「福岡市福祉のまちづくり条例」の他、駐車場法による届出が別途必要となりますので、**道路下水道局自転車課**で協議して下さい。

注) 駐車場法第12条に規定する路外駐車場

駐車面積（駐車マスの部分の面積の合計）が500以上の一般公共の用に供する駐車場（路外駐車場）でその利用に当たり駐車料金を徴収するもの。

路外駐車場

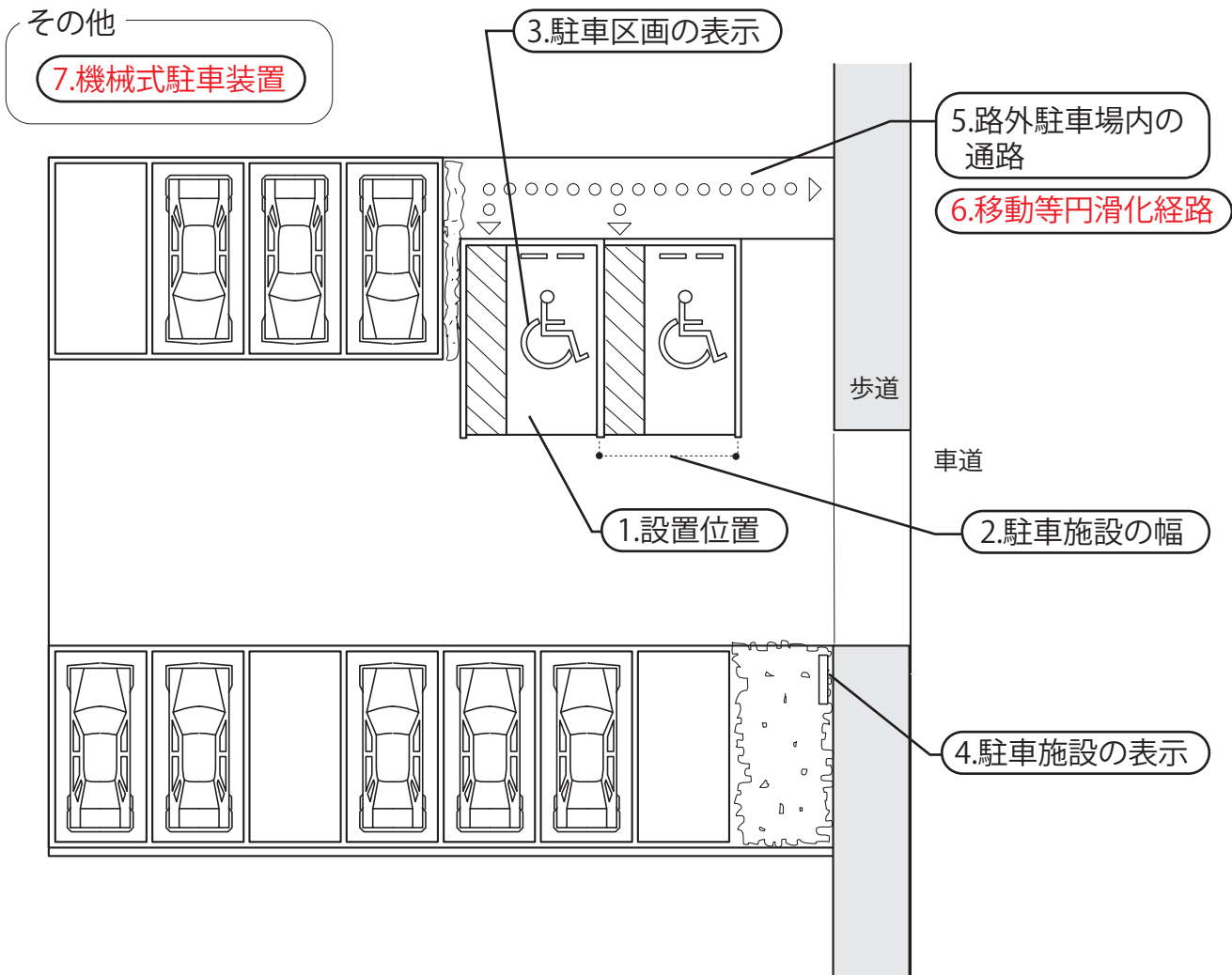
基本的な考え方

自動車は高齢者や障がい者等にとって有効な移動手段であるため、車いす使用者用駐車スペースの確保が必要となります。また、車いす使用者用駐車スペースから駐車場の出入口へ至る通路も、車いす使用者等に配慮した整備が必要です。

設計のポイント

- 車いす使用者の駐車スペースは、出入口に到達しやすいところに設けるとともに、車いす使用者が安全に乗り降りできるスペースを確保し、わかりやすい表示を行うことが必要です。
- 車路と歩行者空間は明確に分離することが重要です。

整備項目



整備の対象 不特定かつ多数の人が利用する路外駐車場を対象とします。

留意事項 車いす使用者駐車施設の必要数

整備基準	必要数 ≥ 1	(全駐車台数が100台以下の場合)
	必要数 \geq 全駐車台数 $\times 1/100$	(全駐車台数が100台を超える場合)
誘導基準	必要数 \geq 全駐車台数 $\times 2/100$	(全駐車台数が200台以下の場合)
	必要数 \geq 全駐車台数 $\times 1/100 + 2$	(全駐車台数が200台を超える場合)

※端数は全て切り上げる

1. 設置位置

[整/(1)ア 誘/(1)ア]

○♥車いす使用者用駐車施設は、駐車場へ通じる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る経路の距離が、できるだけ短くなる位置に設けます。

*車いす使用者の移動の負担を軽減するために、出入口にできる限り近い位置に設置します。

2. 駐車施設の幅

[整/(1)イ 誘/(1)イ]

○♥車いす使用者用駐車施設の幅は、350cm以上とします。

◆車体の両側に乗降用のスペースを設けることが望まれます。

◆車体の後方にもスペースを確保することが望まれます。

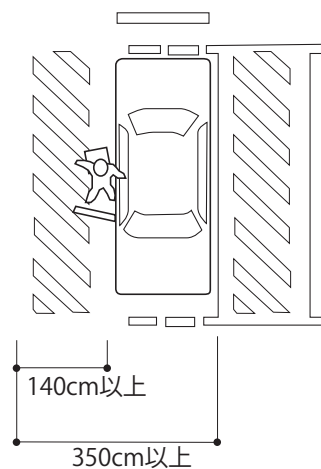
*「350cm」とは、普通車用駐車スペースに、車いすが転回でき、介護者が横に付き添えるスペース（幅140cm以上）を見込んだものです。なお、自動車のドアを全開にした状態で車いすから自動車へ容易に乗降できる幅を確保することが重要です。

*「両側に乗降用のスペース」とは、前方、後方からの駐車の場合の乗降、さらに、助手席からの乗降を考慮したものです。

*車体の後方スペースは、トランクから車いすを積み下ろしするなど多様な状況にも対応できます。

*車いす使用者が車から乗り降りする場合、時間がかかる上に傘を差すことが困難なため、屋根があると雨天時も濡れずに安心して乗り降りできます。

駐車スペースの幅の例



3. 駐車区画の表示

[整/(1)ウ 誘/(1)ウ]

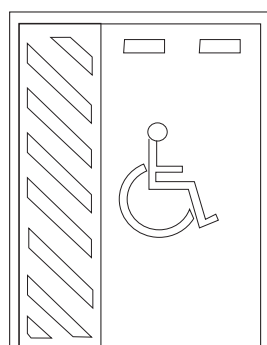
○♥車いす使用者用である旨を、見やすい方法で表示します。

◇反射シール等を貼ることは、バック入庫やつまずき防止の場合に有効です。

*「見やすい方法」とは、床面に車いすマークを表示することや、壁面や看板等に表示することです。

車いす使用者駐車区画の表示の例

(路面表示の例)



(立て看板の例)



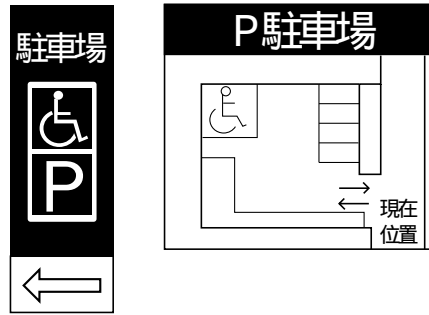
*「反射シール等を貼ることは」は、例えば頸部障害等の身体上の理由から後ろを振り向くことができない運転手に配慮するためです。また、夜間駐車のためにも有効であり、車止め貼ることにより、つまずき防止にもなります。(P96参照)

4. 駐車施設の表示

[誘(3)]

♥道路から路外駐車場に通じる出入口に、車いす使用者用駐車施設がある旨を、見やすい方法により表示します。

表示の例



*「見やすい方法」とは、駐車場の出入口に、車いす使用者用駐車施設が設置されていることがわかるように標識を設け、駐車場の入口から車いす使用者用駐車施設に至るまでの誘導用の標識を設けることです。

5. 路外駐車場の通路

[整(2) 誘(2)]

♥車いす使用者用駐車施設に通じる出入口から車いす使用者用駐車施設に通じる駐車場内の通路は、設計編〔建築物〕8.敷地内の通路」で定めるように下表の構造とします。

駐車スペース及び通路に屋根または庇を設けることが望まれます。

設計編〔建築物〕8.敷地内の通路」に定める構造

*車いす使用者の通行動線の整備を求めたものです。
*駐車場の出入口から車いす使用者用駐車施設(駐車区画)までの駐車場内通路が対象です。
*車いす使用者用施設から出入口への通路は、車いす使用者が通行可能な傾斜路や通路幅の確保等について配慮します。

設計編〔建築物〕
「8.敷地内の通路」の項を参照(P100)

整備内容	整備基準	♥誘導基準
床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げるとともに、車いす使用者の通行に支障のないものとする	同 左
有効幅員	120cm以上	180cm以上
高低差がある場合	3の項(1)から(6)までに定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用昇降機を設ける	3の項(1)及び(3)から(7)ただし、こう配は1/15)に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用昇降機を設ける
有効幅員	120cm以上 (段を併設する場合は90cm以上)	150cm以上 (段を併設する場合は120cm以上)
こう配	1/12(傾斜路の高さが16cm以下の場合は1/8)以下	1/15以下
踊場	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設ける	同 左
手すり	手すりを設ける	両側に手すりを設ける
設置方法	原則として連続して設け、高さは80cm程度とする	連続して設け、1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする
形状	握りやすい形状で、傾斜路並びに階段等の上下端部では、高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込む	同 左
点字表示		手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する
床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる	同 左
傾斜路の識別	傾斜路前後の通路等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする	踊場及び当該傾斜路に接する通路等の色と明度の差の大きい色とすること等により識別しやすいものとする
交差部又は接続部		傾斜路の交差部又は接続部に踏幅150cm以上の踊場を設ける

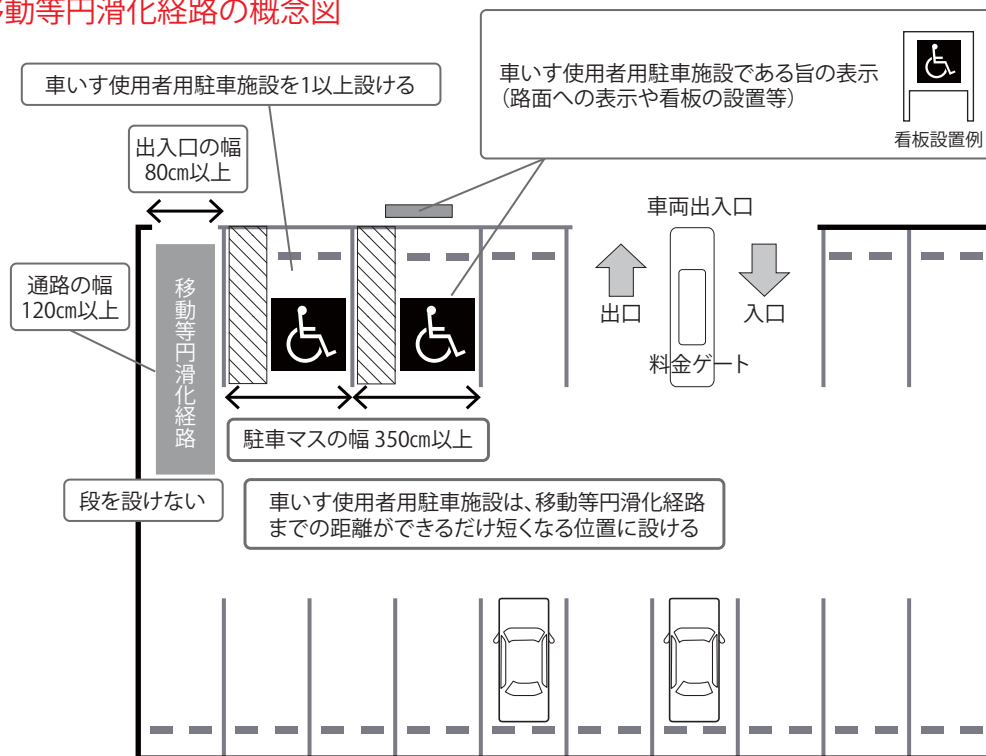
設計編〔建築物〕
「9.手すり」の項を参照(P106)

: 整備基準 ♥: 誘導基準 : 整備が必要な事項 : 配慮が望まれる事項 *: 語句の解説等

6. 移動等円滑化経路

○路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道または公園、広場その他の空地までの経路のうち1以上を、高齢者、障がい者等が円滑に利用できる経路(路外駐車場移動等円滑化経路)にします。

移動等円滑化経路の概念図



7. 機械式駐車装置

◇機械式駐車装置については、公益社団法人立体駐車場工業会によりバリアフリー対応の認定を受けた機械式駐車装置とします。

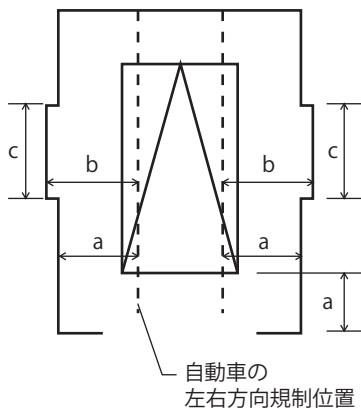
注) 機械式駐車施設については、機械式駐車場技術基準・同解説(平成25年公益社団法人 立体駐車場工業会)を参照してください。

* 基準を満たした機械式駐車場には、公益社団法人立体駐車場工業会の認定をうけることができ、バリアフリー認定マークを掲示することができます。

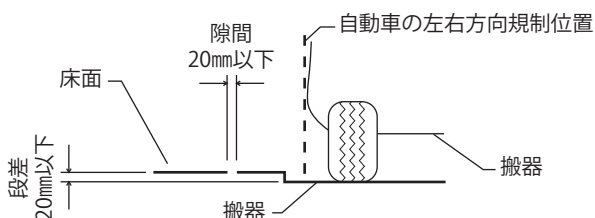
バリアフリー認定マーク



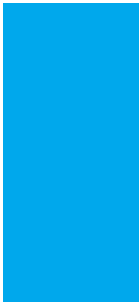
機械式駐車場の構造の例



- a: 人の通路
 - ・幅0.9m以上×高さ1.8m以上, 段差及び隙間20mm以下
 - ・車いすが曲がりながら通過する箇所の幅は1.1m以上がなお望まれます。これは、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」を参考としています。
- b: 自動車への乗降部分(幅1.4m以上)
- c: 自動車への乗降部分(奥行1.7m以上)



○: 整備基準 ♥: 誘導基準 ◇: 標準的な整備内容 ◆: 望ましい整備内容 *: 語句の解説等



2-6. 開発行為に 係る施設

開発行為に係る施設の主な整備箇所

「開発行為に係る施設」の整備の目的は、土地の開発・造成段階から高齢者、障がい者等に配慮した計画を求めることにより、建物等を建設する際も円滑に基準に適合させることができるためです。開発行為に係る施設のうち「敷地内の通路」の整備を求めるのは、開発・造成段階から段差やこう配に配慮した整備が必要であるためです。

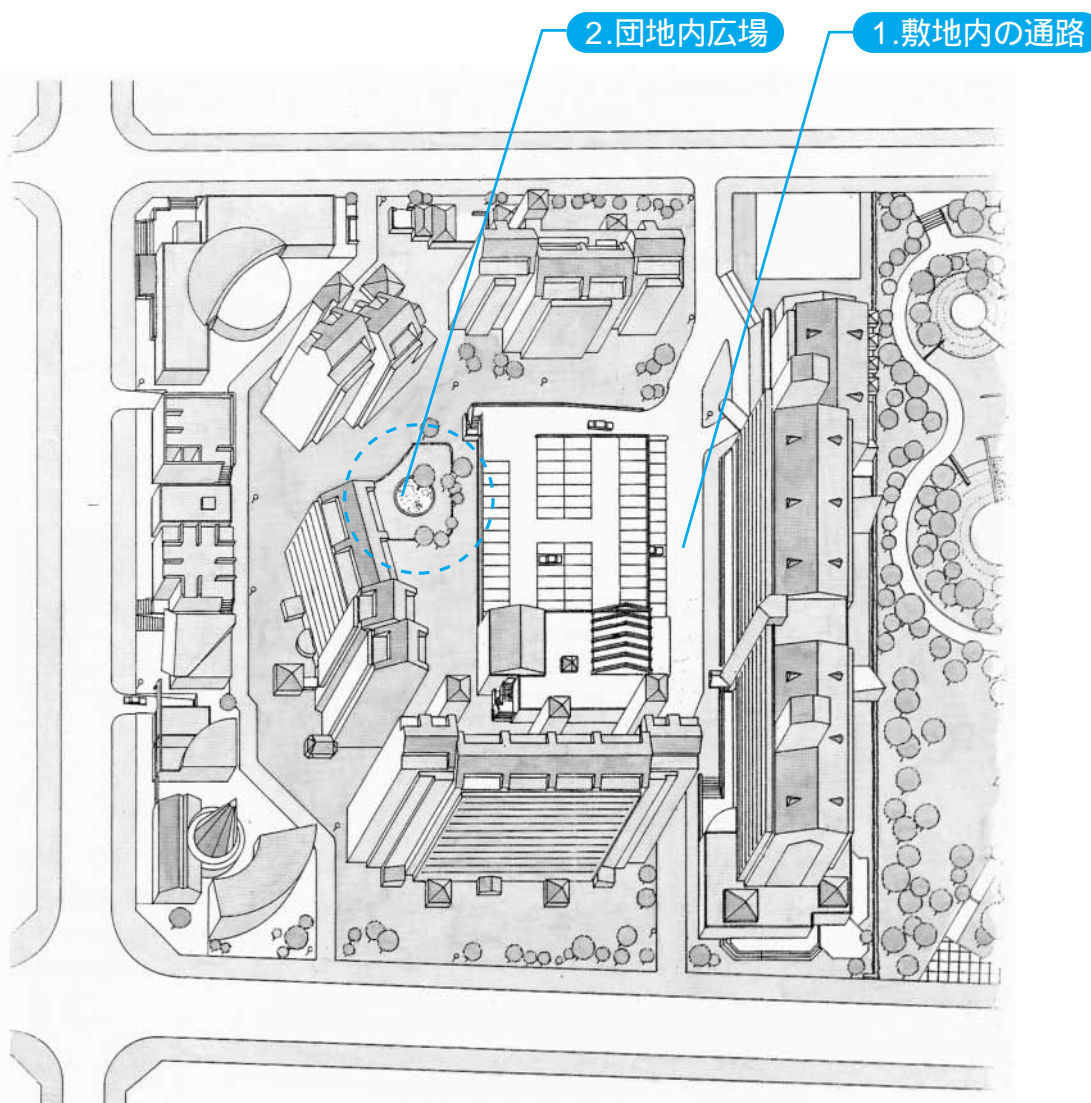
注) 開発行為に係る整備のうち、工事に係わらない項目については整備を求めません。

例：傾斜路のこう配、階段のけあげ、踏面はあらかじめ、基準に適合するよう整備する必要があります。

一方で、視覚障がい者誘導用ブロック等、手すりなど当該開発行為でなく、建築行為により整備されるものはこの段階では、整備を求めません。

開発行為に係る施設のうち「団地内広場」の整備を求めるのは、「2-4.公園」に定める公園以外の広場等においても、公共性が高いものについては整備が必要であるためです。

開発行為に係る施設のうち、市への帰属を前提とした「道路」「公園」は、「2-3.道路」「2-4.公園」の基準による整備が必要です。



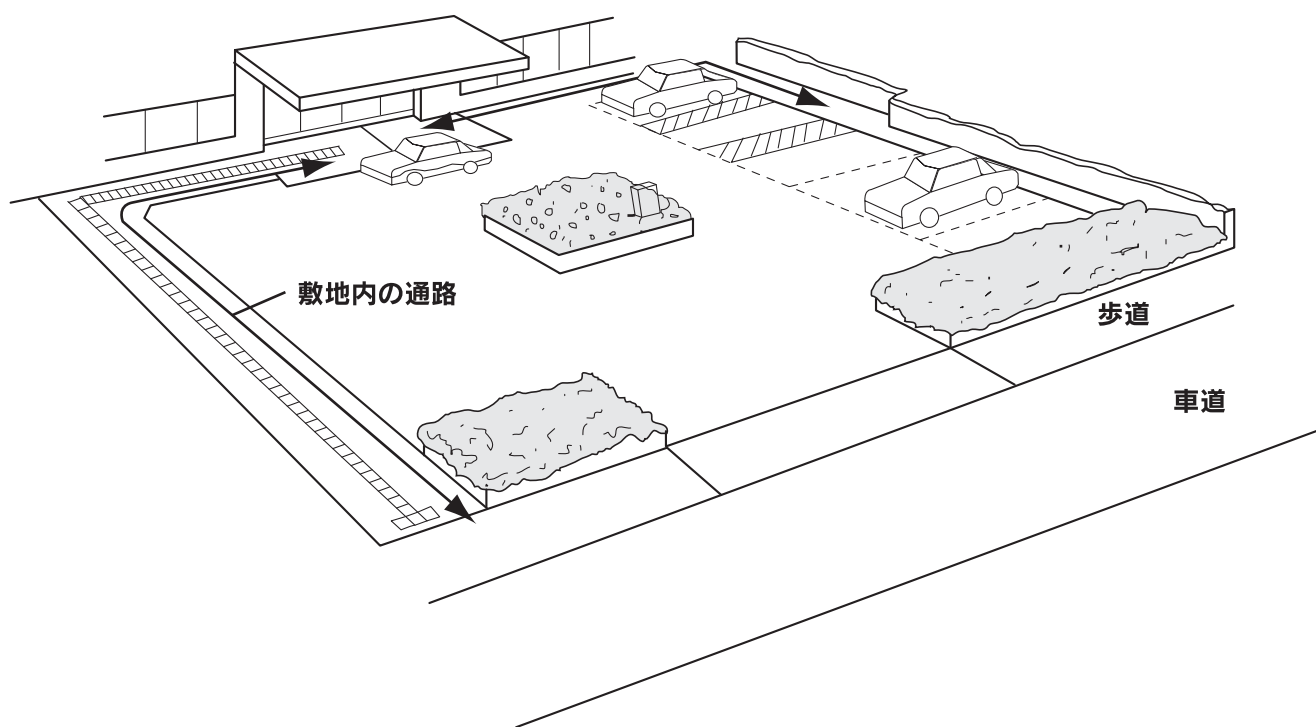
1. 敷地内の通路

基本的な考え方

敷地内の通路は、開発・造成段階から段差や高低差のない整備についての配慮が必要です。

設計のポイント ●敷地内の通路は、高齢者、障がい者等の利用を想定し、車道との分離、有効幅員、こう配、段差解消等に配慮する必要があります。

整備項目



整備の対象 | 開発行為に係る敷地内の通路が対象です。

留意事項 | 当該開発行為の工事に係わらない項目については整備を求めません。

共通事項

[整/1 誘/1]

※設計編〔建築物〕
「8. 敷地内の通路」
の項を参照 (P 100)

○♥敷地内に通路を設ける場合は、設計編〔建築物〕
「8. 敷地内の通路」に定める構造とします。

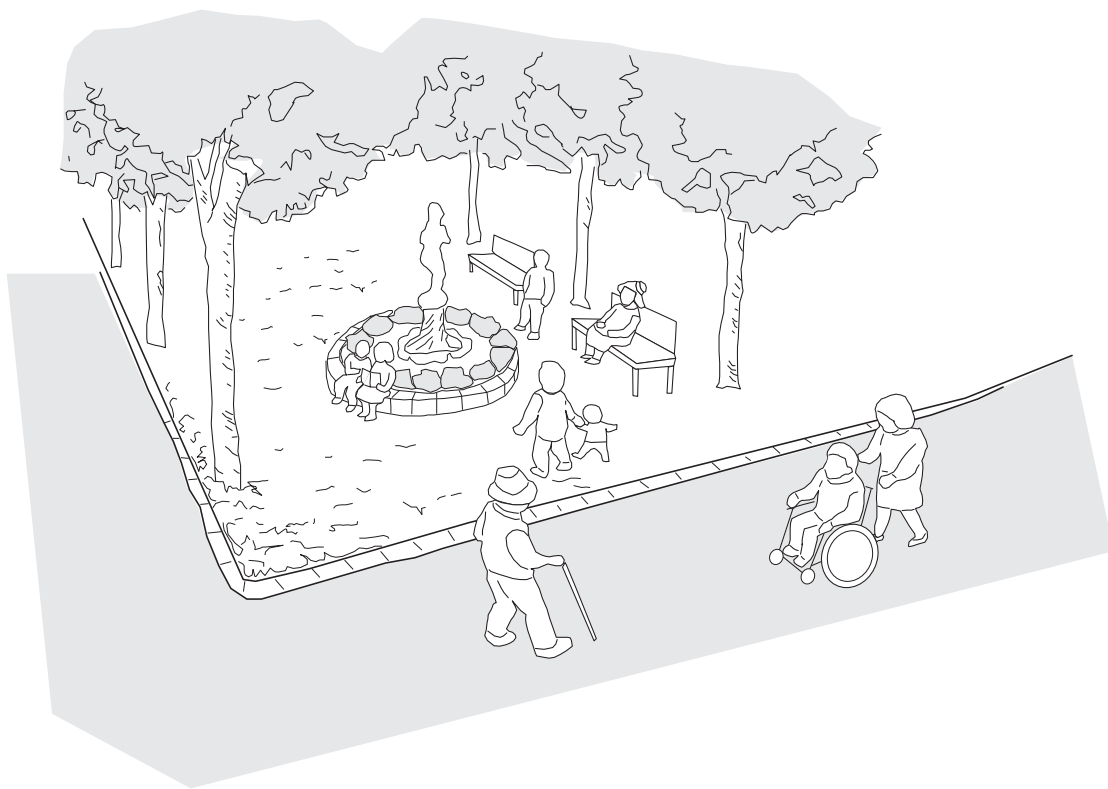
2. 団地内広場

基本的な考え方

住宅開発団地内に設けられる広場についてもその公共性の高さから開発・造成段階から段差や高低差のない整備についての配慮が必要です。

設計のポイント ●車いす使用者をはじめ、様々な障がいを持った人も、一般の人と同様に団地内の広場を安全・安心に利用できる配慮が必要です。

整備項目



整備の対象 | 5ha以上の住宅開発団地に設けられる居住者及び周辺住民に開放された広場が対象です。

留意事項 | 当該開発行為の工事に係わらない項目については整備を求めません。

共通事項

[整/2 誘/2]

※設計編〔公園〕の項を参照
(P247)

○♥住宅開発団地に広場を設ける場合は、設計編〔公園〕に定める構造とします。